指定都市各市の要望事項

（立憲民主党）

頁

札　幌　市 …… 1
仙　台　市 …… 10
さいたま市 …… 30
千　葉　市 …… 39
川　崎　市 …… 48
横　浜　市 …… 60
相模原市 …… 63
新　潟　市 …… 76
静　岡　市 …… 80
京　都　市 …… 83
堺　　市 …… 85
神　戸　市 …… 102
岡　山　市 …… 105
広　島　市 …… 107
福　岡　市 …… 116
熊　本　市 …… 132

札幌市要望事項

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
子ども・若者	１　子育てに係る経済的負担の軽減に向けた国による統一的な支援制度の創設 ・子どもやひとり親家庭等に対する医療費助成制度は、子育て世帯の経済的負担を軽減するための施策であり、すべての子育て世帯が等しく助成を受けられる環境を整えるため、ナショナルミニマムとして国の責任で統一的な制度を創設すること。 ・利用者負担額（保育料）の多子軽減に係る同時入所要件の撤廃など、国の責任において負担軽減措置を拡大すること。 ２　義務教育における給食費の完全無償化及び地域特性を踏まえた部活動改革への支援 ・小学校給食費について、国の基準額では札幌市の実態に不足していることから、給食費無償化を安定的かつ公平に継続するため、地域の実態に即した基準額の引き上げを行う等により、全額国費による完全無償化を実施すること。また、中学校給食費についても、早期に無償化を実現すること。 ・部活動の地域展開について、令和 8 年度からの「改革実行期間」に自治体が責任を持って地域展開を推進できるよう、休日のみならず平日についても運営費への継続的な財政支援の見通しを早期に示し、必要な財政措置を講じること。 ３　配置基準の見直しを含む保育士等の処遇改善に向けた支援 ・保育士及び幼稚園教諭・保育教諭（以下「保育士等」という。）の処遇は公定価格において段階的に改善が進んでいるものの、賃金水準は未だ低い状況にあることから、保育士等の処遇改善のさらなる拡充を行うこと。 ・保育の安全性向上と負担軽減を図るため、0 歳児及び 2 歳児の配置基準を早急に見直すこと。また、現に 1 歳児の配置改善に取り組む施設が適切に加算の適用を受けられるよう、現場の実態に即した要件緩和等の見直しを進め、見直しに応じた公定価格の改定を行うこと。 ４　医療型短期入所に係るサービス報酬への支援 ・医療型短期入所事業については、医療的ケアが必要な障がい児を受け入れるにあたり、施設改修や十分なケアを確保できる人員配置など事業者負担が大きく受入体制の拡充が進まないことから、サービス報酬について、診療報酬における小児入院医療管理料に関連する加算を含めたものと同程度になるよう増額措置を講じること。 ５　いじめ・不登校・虐待への組織的対応力の強化及び自殺対策の推進 ・いじめや不登校、虐待等の複雑化、自殺関連行動への対応など、学校の組織的対応力の強化が急務である。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの教職員定数化及び養護教諭の配置基準を緩和すること。 ・こども・若者の自殺危機対応チームへの全額補助を事業採択から 3 年後以降も継続し、法定協議会の設置・運営を行う自治体への補助制度を新設すること。 ６　GIGA スクール構想に要する経費に係る財源の確保 ・児童生徒の学びを充実させるための有償教育用ソフトウェアの導入及び更新費用について、自治体負担に係る継続的かつ十分な財政措置を講じること。 ・学校ネットワークの運用保守及び環境整備に係る費用について、自治体負

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	担に係る継続的かつ十分な財政措置を講じること。 ７　学校施設整備に係る国庫補助の拡充及び財源の確保 ・公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金について、計画事業量に見合う十分な財源を確保し、速やかに採択すること。 ・実勢単価に見合った補助単価に引き上げを行うとともに、算定割合の引き上げを行うこと。
生活・暮らし、環境	１　持続可能な雪対策に向けた財源確保と除排雪の抜本的効率化への支援 ・防災・安全交付金などについて十分な予算を確保し、道路除排雪費用に係る安定的な財政措置を講じること。 ・大雪に見舞われた際には、幹線市町村道除雪費補助の臨時特例措置などの適切な追加措置を講じること。 ・除排雪経費に係る普通交付税について、近年の労務単価の上昇などの実情に見合った地方交付税措置のさらなる拡充を講じること。 ・将来の担い手不足やさらなる経費高騰を見据えて、全国の積雪寒冷地における国道等で実施している除排雪機械の省人化・自動化技術を市街地に拡大するための実証実験や、国管理の河川敷等の雪堆積場としての利用拡充に向けた検討など、引き続き国と地方の連携により除排雪の抜本的効率化を推進すること。 ２　バス路線維持に関する支援の強化 ・事業者や自治体による運転手確保に向けた取組について、補助対象経費の拡大や運転手確保支援措置に対する特別交付税措置の新設等、持続可能な体制構築に向けた財政支援を拡充すること。 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金の対象を拡充するとともに、バス路線維持に係る特別交付税の財政措置を拡充すること。 ３　石油製品の価格安定と安定供給確保 ・積雪寒冷地では暖房需要が極めて高く、エネルギー価格の高騰が市民生活に及ぼす影響は甚大なことから、冬季から春先にかけての負担軽減を図るため、石油製品の価格安定と安定供給の確保、石油元売関係事業者への指導等のほか、原油価格の動向を踏まえて灯油への定額補助を継続すること。 ・生活の安全保障及び健康保護の観点から、冬季をはじめとするエネルギー需要ピーク時における市民の確実な負担軽減に繋がる電気・ガス料金支援を継続すること。 ４　地域の実情に即した持続可能なヒグマ対策への支援拡充 ・国のクマ被害対策パッケージを踏まえた、ヒグマとのすみ分け推進に必要な捕獲、防除等対策を実践していくため、必要な予算確保及び支援の継続を図ること。 ・ガバメントハンターを含む、地域における捕獲従事者の確保・育成に向け、自治体の状況を加味した体制構築が図れるよう、支援制度を多様化・拡充すること。 ５　救急医療体制の維持・集約化に向けた財政支援と制度の抜本的見直し ・医師の高齢化や働き方改革により救急現場の人材確保は厳しさを増すなかで、体制維持や症例の複雑化への対応に向けて医師の集約化・拠点化を推進するため、医療施設運営費等補助金の予算を十分に確保するとともに、救急医療に係る診療報酬体系や集約化に係る支援制度を抜本的に見直しすること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	６　公立病院の持続可能な経営に向けた診療報酬改定及び財政措置の拡充 ・全国的な物価高や賃金上昇の影響を受け、病院経営はひっ迫している状況にあり、また、建設コスト上昇の影響を受け、病院の整備費用が大きく高騰している。特に公立病院は、民間では採算性の関係で対応が難しい医療を担い、最後の砦としての役割は高まっていることから、持続的な経営のため、令和９年度診療報酬について、令和８年度改定の効果検証を踏まえた適切な見直しを行うとともに、政策医療や再整備等に係る地方交付税措置や補助制度などの財政措置の充実・確保を図ること。 ７　共生社会の実現に向けた公共交通機関や建築物のバリアフリー化等への支援 ・旅客施設・市有建築物・民間建築物のバリアフリー化や、ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーのバリアフリー車両の導入への継続的な財政支援を講じること。 ・公共交通事業者による障がい者への運賃割引制度について、身体障がい者及び知的障がい者と同様に、精神障がい者も対象となるよう、事業者への財政支援等必要な措置を講じること。 ８　難病医療費に係る地方交付税措置の拡充 ・難病医療費に係る普通交付税は、権限が移譲された当初から算入不足が生じており、不足額も年々増加していることから、地方交付税措置のさらなる拡充等を行うこと。 ９　高齢・障がい福祉施設等への冷房設備設置に係る支援 ・記録的な猛暑により、寒冷地の札幌市でも熱中症被害が増加し、健康上の配慮を要する方が入所する福祉施設の対策が急務である。設備整備を加速するため、財政支援の継続（障害福祉サービス事業所については再開）及び対象範囲を拡充すること。 ・補助の実施にあたっては、交付申請のスケジュールや機器の購入期限等を明確に示すこと。 10　介護保険の第１号被保険者の保険料抑制や負担軽減措置の拡充 ・高齢化に伴うサービス費用増加により、第 1 号介護保険料の負担が大きくなっているが、札幌市の基金投入による対応も限りがあることから、サービス費用の財源に占める国の負担割合を引き上げること。 ・令和 6 年度以降の保険料軽減措置が縮小されていることから、低所得者向けの保険料軽減措置を拡大すること。 11　介護予防・日常生活支援総合事業の上限等に係る制度の見直し ・札幌市では 2040 年の高齢化率 36.2%を見据えた介護予防の推進が急務であるが、事業費上限により積極的なサービス展開が制限されていることから、国が定める事業費の上限の撤廃や大幅な引上げ、国の事業費負担割合の引き上げ、財政調整交付金の事業費負担割合からの枠外化などの制度の見直しを行うこと。 12　訪問系障害福祉サービスに係る地方負担の早期是正 ・居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスは国庫負担が不足しており、札幌市では令和 6 年度実績で 29 億円の超過負担が発生している。このままでは、制度の持続可能性に支障が生じることから、実際の給付額の総額を算定基礎とし、国が２分の１を負担すること。 ・実現までの措置として、現状に即した国庫負担基準の引上げを行うこと。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	13　水素社会の早期実現に向けた支援 ・水素サプライチェーンを構築するため、道内の再生可能エネルギーを活用した水素製造に係るコスト低減への支援のほか、需要地へ水素を運んで利用するための貯蔵・運搬技術の実証や導入、新たな水素利活用技術への支援を継続・拡充すること。 ・再エネを活用した水素製造促進のため、水素製造に使用する電力の適切な価格での確保を支援すること。 ・水素需要の創出・拡大に向けて、建物用燃料電池等の水素利活用設備の導入、水素ステーションの整備及び燃料電池自動車の導入への支援を継続・拡大するとともに、水素ステーションの事業性確保及び寒冷地対応の大型燃料電池自動車の開発・実証支援を継続・拡充すること。 14　地域の脱炭素化に向けた支援の拡充 ・札幌市の脱炭素化に向けては、寒冷地特有の課題に加え、建設費高騰により事業見直しを迫られている。地域脱炭素推進交付金は規模に関わらず上限額が一定であるため、自治体規模に応じた上限額の設定を行うこと。 ・4WD や寒冷地仕様を含む多様なゼロエミッション自動車の開発・販売へ政策的支援を講じること。 ・ZEB や ZEH-M の普及や灯油からの熱源転換を一層促進するため、積雪寒冷地や集合・賃貸住宅の実情に即した補助率の引上げ等の支援拡充及び要件緩和を図るとともに、寒冷地エアコン普及に向けた補助制度を構築すること。 15　清掃工場等における財源措置 ・廃棄物処理施設の建設、改修、解体には多額の費用を要することから、循環型社会形成推進交付金が引き続き満額交付されるよう適切な予算措置を講じること。 16　マイナンバーカード関連手続きの対応支援及び利便性向上 ・マイナンバーカードや電子証明書の更新等を含めた関連手続きを行う窓口の運営費や人件費等について、十分な財源措置を講じること。 ・電子証明書の更新及び転入手続きのオンライン申請を可能とし、カードに係る手続の利便性を向上させること。 17　地方公共団体情報システム標準化に係る支援 ・標準化に伴う運用経費の増大が懸念されるなか、札幌市では令和 9 年度に大規模なシステム移行を控えていることから、令和 9 年度以降も運用適正化計画の効果が発現するまでの間、既存の補助制度の継続をはじめ、実情に応じた十分な財政措置を講じること。
安全・安心	1　国土強靱化に向けた着実な施策の実施と財政支援 ・「第 1 次国土強靱化実施中期計画」に基づき、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、計画的に事業の推進を図るとともに、継続的な財政支援を実施すること。 ・上下水道施設の老朽化対策の加速化及びリダンダンシー確保に向けて、処理施設への支援継続に加え、管路への財政支援の対象拡大や交付要件の緩和、長期間にわたる財源措置を実施すること。 ・大規模かつ高度な技術力を要する手稲山地区直轄地すべり対策事業の促進を図ること。 2　北海道開発予算等の総額確保 ・札幌市の魅力や価値を国内外に発信する拠点形成を図るとともに、激甚化・頻発化する自然災害に備えて、予防保全型メンテンナンスにより老朽化対策を着実に実施し、ライフラインの強靱化を推進するため、令和 9 年度の

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	北海道開発予算等について必要な予算を確保すること。 ３　道路及び治水事業の着実な実施に向けた財源確保 ・社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として重要な役割を担う道路については、今後、大規模な補修や更新需要の大幅な増加が見込まれることに加え、道路整備・管理を長期安定的に進められるよう、新たな財源・制度の創設及び必要な予算を確保すること。 ・「札幌圏連携道路」の一部である「札幌北広島環状線(豊平川工区)」は、石狩湾新港から江別市等を結ぶ産業連携軸であり、道央圏の物流ネットワークの機能強化等を図るため、早期整備に向けて引き続き支援を行うこと。 ・近年、全国的に豪雨災害が増加しており、国や北海道と札幌市が連携して治水安全度の向上に取り組む必要があるため、豊平川における河道整備等の直轄河川改修事業を着実に実施するとともに、気候変動対応に向けた豊平川及びその支川等のより一層の治水対策を推進できるよう、治水事業全般にかかる予算総額を確保すること。 ４　災害対応機能強化に向けた支援の拡充 ・災害時の停電に対する医療機関のレジリエンス強化に向けて、事業者負担を軽減する補助率の見直しを行うこと。また、機器停止が命の危機に直結するため、透析医療機関を補助対象施設に追加すること。 ・寒冷地の札幌市で災害に伴う停電が発生した場合、高齢者施設等の入所者の生命維持や二次避難所としての要配慮者の受け入れも困難となるため、非常用電源の確保が急務となっている。ついては特別養護老人ホーム等に対する補助率を見直すとともに、対象施設を有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅へと拡充するとともに、施設規模や特性に応じて補助対象設備を可搬型自家発電機まで拡充すること。 ５　今後の感染症対策 ・感染症危機対応において、地方自治体が財政的懸念なく迅速な初動対応に専念できるよう、国主導による特例的な財政出動の予見可能性を確保し、未知の事態にも適応し得る機動的かつ包括的な財源措置スキーム(発動要件や配分基準等)を事前構築すること。また、平時からの感染症対策に係る国庫負担及び補助の算定割合を引き上げること。 ・地方自治体や医療機関等の負担軽減や感染症の発生状況等の迅速な把握・共有ができるよう、電子カルテと発生届の連携、予防接種事務のデジタル化などの感染症関係の DX を推進すること。
経済、スポーツ・文化	１　GX/AI への投資促進に対する支援 ・GX/AI 分野を核としたスタートアップの集積や AI 人材の育成・確保などを目指し、整備に向けた検討を加速化させている GX・AI スタートアップ拠点について、整備及び持続的な運営に係る財政支援や機能の充実に向けた支援を講じるとともに、国産 AI 基盤モデルの開発を推進する重要拠点として活用すること。 ・日本の再生可能エネルギー供給基地、AI 利活用の実証フィールド及びアジア・世界の「金融センター」の実現を目指す北海道・札幌「GX/AI 金融・資産運用特区」への支援を引き続き行うこと。 ・GX 推進機構の債務保証や出資を活用し、民間金融機関が積極的に資金供給できる支援を引き続き行うこと。 ・近年のインフレや建設コスト上昇等を踏まえ、事業期間が長期に及ぶ GX 事業及びその投融資の予見可能性を高めるため、事後的な費用増加など収支変動リスクに対応する支援策を講じること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	２　人手不足分野の人材確保と外国人の受入・共生に向けた支援 ・少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少していく中、医療・介護・保育・建設・交通・物流・観光等の分野においては人手不足が顕著となっていることから、企業に対する相談・支援体制の充実及び多様な人材として外国人の採用を促進していくための支援策を講じること。 ・特に、介護・障がい福祉サービスのニーズの増加が見込まれることから、将来にわたる安定した介護・障がい福祉サービスを提供するため、介護等従事者の人材確保、離職防止や定着促進、負担軽減に結びつくような取組に対して、地域医療介護総合確保基金の運用見直しを含め、財政支援の拡充や処遇改善策を講じること。 ・急増する外国籍市民との共生に向けた支援として、一元的な相談窓口の運営経費に係る補助額の引き上げに加え、地域日本語教育の体制整備に向けた安定的な財源措置と標準カリキュラムの策定を行うこと。 ・外国人と日本人が互いに地域社会の構成員として安全・安心に暮らせるよう、国や地方自治体などの役割を明確にし、国が責任を持って主体的に共生施策や日本社会の意識醸成を牽引するとともに、地方自治体が地域の実情に応じた相互理解のための施策を展開できるよう、十分かつ継続的な財政的支援を行うこと。 ３　多極分散型経済圏の形成に向けた政府機関移転と社会基盤の強化 ・大規模災害等による国家機能停止を回避する東京一極集中の是正と地方の生産年齢人口の減少による経済力低下の防止が急務である。首都圏との同時被災リスクの低さや強固な地盤に加え、国の出先機関が集積し、丘珠空港や新千歳空港、重要港湾への優れた交通アクセス網を有するなど、首都中枢機能をバックアップする基盤を備え、道都として多極分散型経済圏を形成する役割も期待される札幌市に対し、空港やエネルギー・通信網等への集中投資により、有事に即応できる国と地方の連携体制の構築に向けて更なる機能強化を図ること。 ・人口減少社会における地方の経済成長や社会機能の維持・向上を見据えて、さらなる地方創生の推進が必要であることから、最適な大都市制度のあり方の検討や政府関係機関の地方移転について、地域の実情・特性に応じ、着実に実施すること。地方移転に当たっては、地方からの提案を最大限生かすため、提案から移転後までの各段階において、国と地方が密な連携を図りながら推進できる枠組みとすること。 ４　物価高などの克服に向けた事業者への支援 ・人口減少による労働力不足や国際情勢に端を発する原油価格等の高騰といった社会情勢の変化が、市内事業者の経営を不安定なものとしている。事業継続と持続的な賃上げを実現するためには、全国規模での強力な支援が不可欠なことから、資金繰り支援や経営相談窓口の継続に加え、中小企業・小規模事業者等が、コスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境整備や取引価格の適正化の取組を推進すること。また、事業者の生産性向上や競争力強化に向けた DX 推進に係る経費の補助や省エネルギー化に資する設備投資への助成を継続すること。 ・寒冷地特有の暖房需要に加えて夏日又は真夏日は年々増加傾向にあり、１年を通じてエネルギーコストの負担が大きいことから、エネルギー需要ピーク時における灯油の定額補助や電気・ガス料金支援を継続すること。 ・円安を好機とした食の輸出拡大を含め、特に堅調な海外需要を取り込み、輸出を拡大するため、輸出にチャレンジする中小企業等の事業者への支援強化を行うこと。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	５　道内空港の機能強化に向けた支援 ・空港施設の拡大に加え、空港業務人材確保、CIQ 体制や機能の強化など国際線利用者の受入体制の整備を進めるほか、航空燃料供給不足に対する行動計画の取組を進めること。 ・新千歳空港の誘導路複線化の整備を着実に進めるほか、既存ストックの利活用なども含め検討を進めること。また、長距離国際航空路線のための滑走路延長整備を実施すること。 ・新千歳空港においては、国際航空需要の拡大を踏まえ、一部外国航空会社の 17 時以降及び深夜、早朝時間帯の乗入れ制限を緩和すること。 ６　スノーリゾート実現への支援 ・高いポテンシャルを有する冬の札幌の魅力も含め、訪日外国人から高い評価を受ける我が国のスノーリゾートを、国が目指す観光立国の実現に向けたプロモーション戦略の柱に位置付け発信すること。 ・国際競争力の高いスノーリゾートの実現のためには、スキー場の施設整備等の中・長期的な取組が必要であるため、「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」の対象事業や事業期間を拡大するなど、支援制度を拡充すること。 ７　大規模国際競技大会等の誘致・開催に向けた支援 ・国際競技大会等の誘致に当たっては、国や開催地、競技団体等が一体となって誘致交渉が行える体制を構築するとともに、開催に必要な各種競技の運営人員の確保において、応援要請などの人材を十分に確保できるような支援を継続すること。 ・持続可能な大会運営を可能とするため、各競技団体が人材育成に取り組む際のソフト面での支援のみならず、人材育成に必要となる経費に関する補助金等の創設をすること。 ８　ウインタースポーツシティの実現に資する施設の再整備等への支援 ・世界屈指のウインタースポーツシティ実現と冬季競技の国際競争力維持・発展のため、各競技施設の運営・再整備に必要な財政措置を講じること。特に、大倉山ジャンプ競技場等の改修については、ナショナルトレーニングセンター(NTC)競技別強化拠点及び国際・国内競技大会の開催拠点としての機能を将来にわたり継続するため、スポーツ振興くじ助成金の対象範囲を拡大および限度額を拡充すること。 ・国が推進するスタジアム・アリーナ改革に則って計画するアリーナ整備に関する既存支援メニューの拡充を含めた財政支援を講じること。 ９　総合型ハイパフォーマンススポーツセンターの誘致 ・我が国におけるウインタースポーツの更なる振興や競技力向上を図るとともに、アスリート支援を通じて得られる知見を市民の健康寿命延伸に資する取組に活用していくため、冬季競技を中心とした総合型ハイパフォーマンススポーツセンター(HPSC)の将来的な札幌への設置を行うこと。 ・アスリートの競技力向上に資する医・科学に関する知見の共有など、北海道スポーツ医・科学コンソーシアムへの支援及び東京都北区の HPSC との更なる連携強化を行うとともに、総合型 HPSC との連携を想定している NTC 競技別強化拠点の指定拡大・機能充実に向けた支援を講じること。
都市空間	１　市街地再開発事業など都市の魅力向上や防災性を高める事業への支援 ・資材価格等が高騰している状況下で、市街地再開発事業等を計画的かつ確実に推進するため、十分な財源措置を講じること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	２　北海道新幹線の札幌延伸に向けた支援 ・開業の大幅な遅れに伴う各方面への影響を最小化するため、観光や交通、都心の再開発等に対する財政支援など、幅広い分野での包括的な支援を行うこと。 ・工程短縮に向けた検討を継続して、開業時期を早急に明示し、早期完成を実現すること。 ・貸付料など幅広い観点からの建設財源の確保による地方負担の軽減を行うとともに、新たな地方負担を発生させないための措置を講じ、負担額の見通しを早急に提示すること。 ・新幹線と貨物列車の青函共用走行区間等における新幹線高速走行を早期に実現すること。 ３　丘珠空港の将来像実現に向けた機能強化 ・滑走路延長の 2030 年供用に向けた早期事業化及び早期着工を行うとともに、民間航空機の増便と自衛隊の運用の両立のための空港敷地拡張及びこれに伴う空港緑地の再整備に向けた支援を講じること。 ・丘珠空港ターミナルビル拡張と合わせて、旅客取扱施設利用料の導入や駐車場運営とターミナルビル運営の一体化など札幌丘珠空港ビル(株)の経営機能の強化に向けた支援及びビジネスジェットの利用拡大に向けた専用施設やCIQ 機能等の環境整備への支援を行うこと。 ・滑走路延長後を見据えて、路線拡充や防災拠点化を想定したターミナルエリア(エプロン)拡張及び産業誘致や道路整備等の空港周辺まちづくりへの支援等を行うこと。 ４　都心のまちづくりを支える新たな公共交通システムの構築に向けた支援 ・札幌駅周辺の開発等を受けて、移動需要の増加が見込まれる中、都心のまちづくりと連携した交通体系の構築が課題である。人や環境にやさしい LRT の利点を生かした新たな公共交通システムの 2030 年本格運行に向けた財政支援及び検討会議への参画など継続的な支援を行うこと。 ５　将来交通体系の調査・検討への支援 ・運転手不足による路線バスの減便や廃止などの公共交通を取り巻く環境の変化や、雪国という地域特性を踏まえ、地下鉄を含めた持続可能な公共交通の在り方など、札幌市の総合交通体系の調査・検討への支援を行うこと。 ６　地下鉄南北線さっぽろ駅改良事業への支援 ・南北線さっぽろ駅は、道都札幌の玄関口にして交通結節機能の核となる札幌市営地下鉄最大の混雑駅であり、繁忙期の利用人員は 1 日 15 万人に及ぶが、ホーム形状が島式(1 面 2 線)で狭いため、著しい混雑が常態化している。列車遅延・運行円滑化対策として、ホーム増設(1 面 2 線→2 面 2 線)を行うとともに、エスカレーター等の整備を行うことで、駅ホームの移動円滑化・利便性の向上を図る大規模事業であることから、確実な実施に向け引き続き必要な財政支援を講じること。 ７　「国道 5 号 創成川通」等の骨格道路網の機能強化 ・札幌都心部と高速道路間のアクセスを強化し、時間信頼性の向上や都心部への物流交通の安定性向上を図るために「国道 5 号　創成川通」の整備促進するとともに、環状・放射等の骨格道路網の機能強化に向けた支援を行うこと。 ８　「札幌駅交通ターミナル整備」の促進 ・札幌市では、「札幌駅交流拠点まちづくり計画」等に基づき、北海道新幹

札幌市要望事項

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	線札幌開業を見据え、新幹線・地下鉄・JR・バス・タクシーなど交通機関相互の乗継機能の強化やバスターミナルの再整備、地下鉄南北線さっぽろ駅ホームの増設等により、「国道５号　創成川通」と連携して、多様な交流を支える利便性の高い一大交通結節点を形成することを目指し、その実現に向けて重点的に取り組んでいるところ。周辺の再開発事業と連携し、北海道新幹線と高速バスが直結する利便性・快適性の高い「札幌駅交通ターミナル整備」を促進すること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
Ⅰ　地域経済の力強い成長に向けた支援 1　仙台・東北の持続的な経済成長	1．NanoTerasu の機能拡充・利用促進により成果創出を図ること 2．スタートアップ・エコシステムの発展に向け、スタートアップ・エコシステム拠点都市における財政措置の拡充や人材育成の取組への財政支援を行うこと 3．研究開発型スタートアップの事業化を促進するため、ウェットラボの整備・改修及び運営を含む研究開発基盤整備に対し、国による新たな財政支援策を創設すること 4．フィジカル AI 等の先端技術実装に向けた規制改革推進に必要な措置を講じるとともに、規制改革実現のための各省庁との円滑な調整を可能とすること 5．自動運転による物流ネットワークの実現に向けた環境整備を行うこと 6．地方拠点強化税制について、企業が本社機能移転等を行う有効な動機づけとなるよう、制度のメリットの拡充や要件の緩和等を行い、活用しやすいものとすること 7．中心部商店街アーケード等の老朽化に伴う改修等に対する財政措置を講じること 8．中央卸売市場再整備の補助について十分な財政措置を行うとともに、場内事業者の負担軽減のため開設者が行う支援策に要する経費に対し、必要な財政措置を講ずること ○　3GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu（ナノテラス）は、2024 年の運用開始以降企業・団体による活用が進む一方、NanoTerasu を中心としたリサーチコンプレックス形成に向けては、更なる利用拡大と継続的な活用促進が必要であるため、NanoTerasu の機能拡充と利用促進策の推進に必要な財政措置を求める。 ○　本市は 2020 年 7 月にスタートアップ・エコシステム拠点都市に選定され、産学官金が連携し、スタートアップ支援環境の充実に取り組んできた。エコシステムの発展に向け、人材育成や海外展開支援を進めており、さらなる発展に向け、第 2 期拠点都市では、東北 6 県や大学等と連携して東北一体での申請を行い、グローバル拠点都市に選定されたところである。「強い経済」の実現に向けたスタートアップの輩出・育成を加速化させるためには、前述のような拠点都市独自の取組への国の財政措置の拡充が必要不可欠である。 ○　国において、17 の戦略分野における技術革新と経済成長の推進を図る中、本市では、国際卓越研究大学に認定された東北大学を中心とする研究機関の集積を活かし、研究シーズの事業化に資するリサーチコンプレックスの形成やスタートアップ・エコシステムの構築に取り組んでいる。 ○　研究シーズの事業化においては、産学共創の拠点となるウェットラボが重要であり、本市では、市独自の助成制度等による既存施設のリノベーションや新規開発での整備を促している。 ○　今後、東北大学等の先端的な研究シーズによる技術革新と経済成長を促がすためには、ウェットラボの更なる整備促進が必要であるが、自治体の財政負担が大きいことから自治体による環境整備への国の財政支援が必要である。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	○　人口減少やそれに伴う労働力不足が急速に進行し、様々な社会課題が既に顕在化しつつある東北地方において、本市には国家戦略特区及び東北地方唯一の政令指定都市として、これらの課題解決に資する取組を先導していく役割が求められている。フィジカル AI をはじめとした先端技術の実装と規制改革による革新的なプロジェクト創出の動きを強化・加速化し、東北、さらには日本全体の強い経済を牽引するため、フィジカル AI 推進特区の設置及びそれに伴う財政措置を求める。 ○　本市では、高速道路インターチェンジ直結の自動運転トラックの受け入れを可能とする基幹物流施設の構想があり、本市、土地区画整理組合設立準備委員会、物流施設開発事業者との間で、構想実現に向け覚書を締結した。当該施設は、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に定義された「モビリティ・ハブ」に該当し、東北の自動運転物流ネットワーク構築に寄与するものであるが、実現に向けた当該施設の専用ランプウェイ等整備にかかる支援措置や、接続する高速道路のハード・ソフト・ルールの面から自動運転を支援する運行環境整備が必要である。 ○　地方拠点強化税制は、オフィス減税の対象や雇用要件等が障壁となり、移転型の認定実績が少ない状況にある。地方創生の推進や災害等のリスク分散の観点からも東京一極集中の是正が有効であり、オフィス減税の税額控除額等の更なる引き上げ、賃借への財政支援等の制度新設、増加雇用者に関する要件緩和が必要である。 ○　本市中心部アーケード街は、長年「商都仙台」の顔として地元経済の一翼を担ってきたものの、近年の環境変化により、商店街を取り巻く環境は厳しい状況にある。そうした中、老朽化したアーケード等の改修等が進まなければ、賑わい低下による本市経済への大きな影響が危惧されるため、アーケードの改修等への財政支援が必要である。 ○　本市中央卸売市場は老朽化や東日本大震災等による施設設備の損傷等により、再整備事業を進めている。また、東北の拠点市場として仙台市民や東北で暮らす方々へ安全安心な生鮮食料品を安定供給する重要な役割を担っており、更なる市場機能の強化・充実が求められている。 ○　中央卸売市場の施設整備費用に対しては、法律上国が一定の補助を行うことができると定められているが、近年は国の予算不足等により十分な手当てがなされず、開設者である自治体の財政負担が増大し、事業の円滑な実施に支障をきたしかねないため、市場施設整備補助について、交付金総額の拡充、交付率や上限建築単価の引き上げ、対象設備等の要件緩和、市場再整備に伴う引越費用等の事業者負担軽減策への国の適切かつ確実な財政措置が必要である。
2　交流人口の拡大と都市の国際化に向けた支援	1．地域の魅力を向上させ、圏域への誘客・周遊の拠点となる施設の整備に向け、都市構造再編集中支援事業における補助対象の拡充及び交付上限額の緩和を行うとともに、併せて活用可能で後年度も含め地方負担の少ない地方債を創

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	設するなど、積極的な財政支援を図ること ２．地方自治体や民間事業者等の取組を支援し、仙台・東北への誘客促進を後押しすること。また、東日本大震災からの復興に向けて歩む地方自治体の取組に対して継続的に支援すること ３．東北への海外からの旅行者増に向けた広域連携によるインバウンド施策について、引き続き財政措置を講じること ４．東北のゲートウェイとなる仙台空港の国際線の更なる拡充に向けて、空港スタッフの安定的な確保と育成も含めた強力な支援策を講じること ５．東日本大震災からの復興状況を世界に発信する機会となる国際会議等の仙台・東北での開催について、特段の配慮を行うこと ６．広域道路ネットワークである国道４号バイパス等の整備促進や本市の幹線道路整備に対する確実な財源措置を講じること。また、国道 48 号仙台西道路の仲ノ瀬橋床版取替について特殊車両の通行規制解除のため、早期工事着手に向け、調査・設計を促進すること ○　人口減少が進む中、圏域全体の持続可能性や活性化を図るには、地域の魅力を高め、国内外の人を惹きつけ、誘客・周遊を促す拠点整備が不可欠である。 ○　本市では、青葉山エリアなどの地域資源を生かしたまちづくりの一環として、音楽ホールと、東日本大震災の被災・復興の経験を発信する中心部震災メモリアル拠点との複合施設整備を進めている。 ○　本施設は、中心市街地の賑わい創出や交流人口の拡大に加え、文化創造や観光振興などを通じた、圏域全体の価値向上に資するものであり、国の積極的な財政支援が不可欠である。 ○　地方負担を軽減し、地域の実情に応じた事業展開を可能とするため、都市構造再編集中支援事業の補助対象を拡充し、交付上限額を緩和するとともに、同事業等と併用できる充当率及び交付税措置率の高い地方債を創設することが必要である。 ○　本市では、交流人口の拡大による地域経済の活性化に取り組んできたが、仙台・東北は依然として外国人宿泊者数のシェアが 1%台にとどまっている。このため、宿泊税も活用しながら、観光コンテンツの強化やインバウンド市場の開拓、受入環境整備を進め、世界から選ばれる観光 MICE 都市を目指している。観光を地域の成長エンジンとしていくためには、国からの継続的な財政支援が不可欠である。 ○　東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた本市東部沿岸地域では、地域活性化に向けた取組や観光集客施設の立地が進んでいる。2023 年 10 月には、「海浜エリア活性化ビジョン」を策定し、地域住民・団体、民間事業者、国・県・近隣自治体等と連携しながら、エリアの活性化に取り組んでいる。 ○　2025 年度は、深沼海水浴場の本格開設や海辺のライトアップ等による賑わい創出、エリア内の周遊促進に取り組んでいる。2026 年度以降もこうした取組を継続し、真の復興を早期に実現するためには、国の継続的な財政支援が重

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	要である。 ○　仙台・東北の認知度向上に向けて継続的な取組を実施するため、新たな観光コンテンツの造成に加え、既存コンテンツのプロモーションに活用可能な補助金等の財政支援が必要である。 ○　2025 年 7 月に台湾の高雄、12 月にタイのバンコクに直行便が就航するなど、国際線の拡充が進むものの、グランドハンドリングや保安検査員等の人材不足が課題となり、路線の開設・拡充に係る対応が困難な状況が生じている。 ○　東日本大震災から 15 年が経過し、復興状況とこの間の本市の取組を世界に発信する機会として、国際会議等が仙台・東北で開催されることは交流人口拡大や仙台・東北の活性化に資するものであり、国の強力な支援が必要である。 ○　物流や国土強靱化の必要性等、社会の要請に応えるため、宮城県新広域道路交通ビジョン及び計画により広域的な道路ネットワークの強化を図る上で、国道 4 号仙台拡幅（篭ノ瀬～鹿の又）の早期完成、国道 4 号バイパスの早期整備方針策定、若林 4 丁目交差点～卸町交差点間等の事業着手が重要である。 ○　国道 48 号の仙台西道路は、経年劣化が懸念され、構造上の課題等から特殊車両通行の制限があったが、2026 年 4 月に、国道 48 号仲ノ瀬橋床版取替が新規事業化となり、特殊車両の通行規制解除に向けた取組が進展した。引き続き、早期工事着手に向け、調査・設計を促進することが重要である。 ○　また、広域的な連携・交流・物流を支える道路ネットワークの更なる強化に向け、本市が進める都市計画道路等の幹線道路を着実に整備するため、補助金や社会資本整備総合交付金等による確実かつ重点的財源措置が必要である。
Ⅱ　デジタル社会の実現に向けた支援	１．児童生徒に対する ICT 教育の推進に要する経費について十分な財政措置を行うこと。特に、１人１台端末の更新にあたっては、端末価格の高騰を踏まえた補助基準額の見直しを行うとともに、高等学校段階も含めて自治体負担が生じることのないよう財政措置を行うこと ２．自動運転レベル 4 の早期実装に向けて、財政支援を拡充するとともに、車両や運行ルートの認可にあたり、自治体や運行事業者への伴走支援を継続させること ３．マイナンバーカードについて、安全で安定的な運用環境の整備と引き続き普及に関する支援を行うこと。また、更新手続きのオンライン化等、市民・自治体の負担軽減を行うこと ４．地方公共団体情報システム標準化において、標準準拠システムへの移行経費のみならず、ガバメントクラウド利用料などの運用経費に対しても十分な財政支援を行うこと ○　１人１台端末を活用した教育の推進に向けては、デジタル教科書や各種学習者支援ツールの導入等のため自治体負担が生じていることから、国において十分な財政措置を講じる必要がある。また、１人１台端末の更新に補助制度が創設されているものの、昨今の端末価格の高騰に対して補助基準額の見直し等

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	が行われていない、高等学校に関しては未だ補助制度が無いなど、定期的な制度見直しや更なる支援が必要である。 ○　早期のレベル 4 実現のため多くの技術的課題の解決を図る必要があり、そのためには難易度の高い技術的検証を重ねていく必要があるが、2025 年度から補助額の圧縮、補助率の低下があり、経費の観点から十分な実証が実施できないリスクが生じている。また、デジタル庁「自動運転社会実装先行的事業化地域事業」においては関係府省庁との検討協議を行う伴走支援体制の構築が掲げられているが、伴走期間は原則 1 年間となっている。自動運転による地域交通を推進するためには、財政支援の拡充と関係省庁との緊密な連携による継続的な伴走支援が必要である。 ○　本市のマイナンバーカード保有枚数率は 2026 年 3 月末現在で 8 割を超えているが、誰一人取り残さないデジタル社会実現に向け、更なる普及促進とカード交付や電子証明書更新等に係る市民・自治体双方の負担軽減が必要である。特に、マイナポイント事業を契機に取得した市民の電子証明書の有効期限が一斉に到来している中、2026 年 5 月 26 日以降は電子証明書更新時等にカードへの振り仮名記載も必要となり、窓口混雑や事務負担の増大が見込まれるため、更新手続のオンライン化などにより負担軽減が図られる必要がある。 ○　地方公共団体情報システム標準化の移行経費はデジタル基盤改革支援補助金の対象であるが、自治体規模に応じた補助上限があり、全体経費を十分に賄えない。また、今後のガバメントクラウド利用料や運用経費の増加分については交付税・補助金で措置される予定だが、十分な財政措置が必要である。
Ⅲ　防災環境都市づくりに向けた支援 1　災害文化の発信と継承	1.「仙台防災枠組」の進捗に係る本市独自の評価・分析の取組を踏まえ、本市の取組の国内外への発信機会の確保や、枠組の推進に資する各地の防災力向上の取組を継続して支援するとともに、東北大学災害科学国際研究所及び災害統計グローバルセンターの機能充実を図り、災害科学の国際的研究拠点機能を強化すること 2.「災害文化」を創造・発信するにあたり必要な財政的支援を行うとともに、3 月 11 日を防災教育と災害伝承の日とすること ○　本市においては、第 3 回国連防災世界会議で「仙台防災枠組」が採択されたほか、「世界防災フォーラム」を東北大学等と開催するなど、東日本大震災の教訓を生かし防災環境都市づくりを進め、その成果を世界に発信してきた。 ○　「仙台防災枠組」の折り返し時期に、本市は採択地として地方自治体レベルの中間評価に取り組み、2023 年 5 月の国連ハイレベル会合でその成果を報告した。 ○　2027 年 10 月には本市でアジア太平洋防災閣僚級会議が開催される。今後も「仙台防災枠組」の推進に向け、同会議などを通じた本市の発信機会の確保や国内外自治体の防災力向上のため、国の継続的な支援が必要である。 ○　「仙台防災枠組」の実現には、防災分野の国際的な知見の集積・発信拠点

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	であり続けることが重要である。東北大学災害科学国際研究所では、防災・減災の研究や、災害統計の整備や枠組のモニタリング・評価を行っており、我が国の災害対応力向上や世界の防災文化への貢献も期待されている。 ○　震災等の災害の経験と教訓を生かし、災害を乗り越える術を持つ社会文化である「災害文化」の創造を担う「中心部震災メモリアル拠点」の整備を進めている。また、東北大学等の研究機関や市民団体等と連携し、災害文化の発信や人材育成に取り組んでおり、災害文化の国内外への発信は、各地の防災力向上と世界の防災・減災に貢献するものであり、国の積極的支援が不可欠である。
２　災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援	１．防災局及び文教研修施設（防災大学校（仮称））を、防災・減災に関する様々な取組を実施してきた本市に設置すること ２．国土強靱化実施中期計画においては、激甚化・頻発化する自然災害等に対し、防災・減災・国土強靱化の取組の切れ目ない推進や、災害外力・耐力や社会状況等への対応についての考え方が示され、様々な施策が位置づけられている。これらの施策を着実に実施するため、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現の観点を踏まえるとともに、資材価格の高騰等も勘案した上で、これまでを大きく上回る規模の防災・減災、国土強靱化に特化した予算・財源を別枠で確保し、確実に措置すること。さらに、大規模自然災害に迅速かつ的確に対応するため、地方整備局等の体制の充実・強化に取り組むこと ３．津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が示されたことで必要となる津波避難施設の確保促進のため、鉄骨造建物等の津波に対する安全性の確認を容易にする手法を整理すること。特に、浸水深が浅いエリアについては鉄骨造の建物でも避難先として活用できる可能性が高いことから早急に対応すること。また、津波からの更なる安全確保のため、津波に対する安全性が確認された建物の居住者等については、洪水等と同様、屋内安全確保(垂直避難)も可能となるよう「避難情報に関するガイドライン」に明記すること ４．老朽化した擁壁への被害の未然防止のための支援制度について更なる拡充を行うこと。併せて、自然災害により被害を受けた個々の宅地について、二次被害の防止等のために所有者自らが行う応急対策の支援制度を構築すること ５．大地震等の発生に伴う滑動崩落等による宅地被害の軽減を目的として創設された「宅地耐震化推進事業」の円滑な推進を図るため、大規模盛土造成地における滑動崩落防止工事等に必要な財源を確実に措置すること ６．償還期限を迎えても、なお未回収となる災害援護資金の償還については、自治体の回収状況やその困難性を踏まえた十分な年数とすること。また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく償還免除の要件である「無資力又はこれに近い状態にあること」を適切に判断するための効率的かつ現実的な調査項目や手法を示すこと。併せて、債権回収に向けた取組に係る経費及び償還免除による自治体負担分に対して補助金・地方交付税等の財政措置を講ずること

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	７．震災からの心の復興に必要な事業について、今後も財源を確実に措置すること ○　本市は、東日本大震災等で培った経験・知見を活かし、職員派遣など被災自治体への支援を積極的に行ってきた。また、首都圏や全国との良好な交通ネットワークを背景に、首都機能を補完しながら迅速な応急支援体制を確保できる地理的優位性を有している。 ○　東北大学災害科学国際研究所を中心に、世界水準の災害科学の研究・教育や防災人材の育成が進められており、今年度には大学院に「災害科学コース」も新設された。本市でも震災遺構等を活用した伝承・防災教育に取り組んでおり、こうした研究機関や人材育成機能の集積による実践知と学術研究を結び付けたエビデンスに基づく防災政策を実装できる環境が整っていることは大きな強みである。 ○　経済界とも、災害時の事業継続や物資供給等に向け連携を進め、防災・減災やサプライチェーン強靱化の重要性が共有されている。また、仙台 BOSAI-TECH 等を通じた産学官金連携による実証・社会実装の基盤も整っている。 ○　本市は防災環境都市づくりを推進し、防災分野で国際的な評価を得ている。2023 年には国連本部で地方自治体として世界初の「仙台防災枠組」中間評価を発表したほか、2027 年 10 月には「アジア太平洋防災閣僚級会議」の開催が予定されており、国際的な防災・減災の発展に貢献している。 ○　本年 5 月には「宮城県・仙台市防災局等誘致推進協議会」を設立した。産学官の強みを生かした連携により国全体の防災力向上に貢献するため、防災局及び文教研修施設（防災大学校（仮称））の本市への設置を強く要望する。 ○　2025 年 6 月に閣議決定された、第 1 次国土強靱化実施中期計画で、事業規模は今後 5 年間で 20 兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映する旨示されたものの、確実な予算措置が課題である。 ○　また、令和 6 年能登半島地震などの災害を踏まえ、継続的に国土強靱化に取り組むためには、地方整備局等の体制の充実・強化が必要である。 ○　2022 年 5 月に宮城県が津波浸水想定を公表したことを受け、民間施設を含む津波避難施設の構造安全性確認が必要となった。現行の構造確認は時間を要するため、国は鉄骨造建物の安全性を簡易に確認できる手法を整理すべきである。浸水深が浅い区域に限定した手法であっても、避難施設の拡充に有効である。 ○　津波避難は浸水域外や指定緊急避難所等への立退き避難が原則だが、施錠されたマンション等は外部から利用しにくく、指定緊急避難場所への指定が困難である。一方、安全性が確保された建物の居住者等による垂直避難は早期避難に有効であるため、指定の有無にかかわらず垂直避難を可能とする旨を「避難情報に関するガイドライン」に明記すべきである。 ○　近年頻発する自然災害においては、宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。二次被害防止等のため

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	には、所有者自らが迅速な応急対策を行う必要があるが、個々の宅地に対する支援策がない現状においては、迅速な対応にはつながっていない状況である。 ○　2020 年度の「防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策」を受け、本市丘陵地の盛土造成地 32 箇所において、宅地耐震化推進事業の第 2 次スクリーニング調査（地盤調査、安定計算等）を進めており、現時点では 4 箇所において危険性があると判断されている。今後、危険性のある箇所が増加すると見込まれるが、調査後の速やかな対策工事の実施には多額の費用が必要であり、工事費用等の安定的かつ十分な財源の確保が喫緊の課題となっている。 ○　災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯を対象とする制度であるため、依然として生活困窮から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している。国は 2025 年 4 月、自治体に対する償還期間延長を決定（5 年）したが、回収には引き続き困難を伴うことが想定される。 ○　また、償還免除の要件である「無資力又はこれに近い状態にあること」を適切に判断するための効率的かつ現実的な調査項目や手法が示されていないことから、当該調査について苦慮している状況にある。 ○　さらに、債権の管理・回収にあたっての多大な人的・物的コストは、貸付利息の収入で賄うこととされているが、東日本大震災においては特例により貸付利率が軽減又は免除されており十分賄うことができず、また、償還免除時には免除額の 3 分の 1 が自治体負担とされている。 ○　東日本大震災から 15 年が経過しハード面の整備は概ね完了したが、被災者の心のケアや孤立防止、コミュニティ形成など、息の長い支援が必要である。 ○　これらの取組は、被災者支援総合交付金等を活用していたが、2026 年度から対象外とされた。被災者への心のケアを含む健康支援等を安定的に実施できるよう、代替となる補助金等の創設等、必要かつ十分な財政措置を講じられる必要がある。
3　杜の都の豊かな環境の保全	1．地域脱炭素推進の取組に対し、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用後も、継続的かつ十分な財政支援を実施するとともに、地域の取組の実情に応じた柔軟な制度設計とすること。また、現行の交付金についても、物価高騰による影響に対する上限額の増額措置を継続すること 2．住宅等への太陽光発電の導入促進にあたり、シリコン型太陽光パネルへの継続的な支援も含む必要な財政措置を講ずるとともに、持続可能で信頼性の高いサプライチェーン構築に向け、人権デュー・ディリジェンスに関する法制化を行うこと。また、家庭用太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための仕組みづくりを速やかに進めるとともに、関係事業者の事業環境の整備等における財政面の支援策を充実させること 3．公共施設の ZEB 化を推進するにあたり、「脱炭素化推進事業債」を活用する場合において、第三者認証の取得を不要とすること。また、「学校施設環境改善交付金」について、断熱改修工事も考慮し上限額を見直すこと。併せて、

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	学校施設を ZEB 改修する場合には、国庫補助を受けて整備した空調設備について、処分期限内であっても国庫補助の返還を求めない取り扱いとすること ４．製品プラスチックや使用済小型電子機器等の回収・リサイクル及び家庭用除湿器等の適正なフロン回収について、製造・販売事業者等が費用負担する仕組みを構築すること。また、構築されるまでの間についても十分な財政措置を行うこと ５．太陽光発電事業による自然環境保全や地域共生上の課題が全国的に生じている状況を踏まえ、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージに基づく法的規制の強化等を速やかに進めるとともに、省庁連携のもと厳格な制度運用を行うこと。また、地上設置型太陽光発電施設の解体、撤去、及び廃棄物処理にかかる費用を確実に確保するための仕組みを構築すること。併せて、系統用蓄電池事業の実施による周辺環境への影響を未然に防止する観点から、適正な立地、環境配慮、安全確保等が図られた事業を促進するためのガイドライン等を早急に策定すること ６．指定管理鳥獣対策事業交付金について、自治体が年度当初から事業に着手できるよう、交付決定の早期化を図るとともに、捕獲や緩衝帯整備等の需要の増加に確実に対応するため、引き続き補助率引上げなど財政支援の拡充を行うこと。また、ツキノワグマの安定的な捕獲体制の確保に向け、国がハンターを養成し、自治体へ派遣する仕組みを構築するなど、人材確保を支援すること ７．2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、下水処理場における消化ガス発電施設整備など、下水道事業における再生可能エネルギーの活用による脱炭素・循環型社会実現に必要な財政支援を確実に行うこと ○　本市では、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、断熱性能の高い新築住宅への補助や、中小企業者への太陽光発電設備の導入支援等を実施しているほか、本市の脱炭素先行地域において、既存ビルや住宅に再エネ・省エネ設備を導入する脱炭素リノベーション等を推進している。 ○　家庭・業務部門の温室効果ガス排出量が多い本市の脱炭素化及び脱炭素先行地域の成果の展開に向け、国で新たな交付金を創設する等、継続的かつ十分な財政支援が不可欠である。新たな支援制度では、年度をまたぐ申請を認める等の柔軟性が必要である。また、現行の交付金についても、昨今の建築資材や労務費上昇等相当分に係る交付上限額の増額措置の継続が必要である。 ○　本市では、2027 年度から大手ハウスメーカー等に一定量の太陽光発電の設置等を義務づける新制度を導入予定である。円滑な制度実施のため、市民の負担を軽減するための支援策が不可欠であり、制度施行に先行して 2026 年度から国の交付金を活用した補助制度を実施している。しかしながら、本交付金は 2027 年度までであり、シリコン型太陽光パネルも含む支援策の継続に向け、十分な財政支援が必要である。 ○　市民等からは太陽光パネルの製造過程における人権配慮に関する懸念の声も寄せられており、持続可能なサプライチェーンの構築に向け、人権デュー・

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	ディリジェンスに関する法制化が必要である。 ○　今後の大量廃棄が見込まれる家庭用太陽光パネルのリユース・リサイクルに係る仕組みづくりを速やかに進めるとともに、関係事業者への支援策やリユース・リサイクル費用の低減に向けた財政面の支援策の充実が必要である。 ○　本市では、市有施設を新築（改築）又は大規模改修する際には ZEB 化を図ることとしているが、「脱炭素化推進事業債」は、第三者認証（BELS 等）の取得が必要とされているところ、認証取得は公共工事の負担増及び期間の延長につながり、計画的な ZEB 化の推進に支障をきたしている。 ○　学校施設の大規模改修における ZEB 化については、環境負荷削減への効果を踏まえ、早期に ZEB 改修を行うのが効果的であるが、学校施設環境改善交付金（予防改修事業）では、断熱改修工事を考慮した上限額となっていない。 ○　また、本市においては 2019 年度から文部科学省の国庫補助を活用して学校教室への空調設備を導入しているが、ZEB 化を図るうえでは空調設備の更新と、国庫補助の返還が発生するため、ZEB 化実施に支障をきたしている。 ○　「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、市町村は製品プラスチックの分別収集及び再商品化に努め、その費用は市町村負担とされている。関係経費の一部は特別交付税が措置されるものの、プラスチック製容器包装の収集運搬や中間処理費用も含め、市町村の費用負担は非常に大きい。 ○　また、使用済小型電子機器等は、市民周知の広がりから回収量が増加傾向にあるが、昨今のプラスチック処理費高騰を受け、処分を逆有償で行っている状況であることから、自治体負担の増加が課題となっている。 ○　本市では、フロン類（代替フロンを含む）を使用した家庭用除湿器等が年間 1,800 台ほど搬入されている。フロン類は少量の排出であっても温室効果が大きいが、これらの機器はフロン排出抑制法や家電リサイクル法の対象外であり、廃棄時のフロン回収が所有者等に義務付けられていない。本市では、2022 年 9 月にフロン含有の除湿器等の回収処理に着手したが、費用負担は大きい。 ○　大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業は、自然環境保全や地域共生の点で様々な課題がある。本市においても、約 600ha の広大な森林地域を事業地とした太陽光発電関連施設建設構想が浮上しているが、自然環境や景観などに著しい影響を与える懸念から、周辺住民を中心に強い反対意見があがっている。 ○　本市では、自然環境等への著しい影響から断じて容認できないとの認識のもと、環境アセスメント制度の段階的な厳格化や森林地域 1ha 以上を含む事業用地での太陽光発電事業の立地自粛を強く求める姿勢を打ち出したほか、条例改正により更なる手続きの厳格化を進めているところである。 ○　国が 2025 年 12 月に策定した対策パッケージに基づく規制強化等を速やかに進めるとともに、省庁連携のもと厳格な制度運用が必要であるほか、森林法の林地開発許可に係る運用基準中の森林伐採面積 40ha 未満の場合の残置森林率をより高い水準とし、当該基準を法令に明記するなど法的規制の強化が必要である。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	○　加えて、地上設置型太陽光発電施設の撤去及びパネルの適正処理を担保するため、再エネ特措法の FIT/FIP の認定を受けていない太陽光発電事業を対象とした廃棄等費用の積立制度を創設する必要がある。 ○　また、国が導入を推進する系統用蓄電池事業について、住宅地周辺への設置検討事例が増加傾向にあり、住民から影響等を懸念する意見があがっている。このため、周辺環境への影響の未然防止に向け、国において系統用蓄電池事業の適正な実施に向けたガイドライン等を早急に策定する必要がある。 ○　指定管理鳥獣対策事業交付金について、年度当初からの事業着手に向け、交付決定の早期化を図るとともに、捕獲や緩衝帯整備等の需要の増加に確実に対応するため、引き続き補助率引上げなど財政支援を拡充する必要がある。 ○　ツキノワグマ等の捕獲従事者の高齢化の進展により、ガバメントハンター等の安定的な捕獲人材の確保が急務であり、国が主体となって計画的にハンター養成し、自治体へ派遣するなど、自治体の人材確保への支援が必要である。 ○　国全体のカーボンニュートラル実現に向けた下水道事業の脱炭素化を進めるため、省エネルギー対策や創エネルギーの推進、N_2O対策など、下水道施設の機能維持に必要な水準を上回る設備や革新的技術の導入が必要である。 ○　2025 年 12 月に国土交通省のカーボンニュートラル地域モデル処理場計画に登録された南蒲生浄化センターでは、環境負荷の低減と下水汚泥の資源利用を目的として、消化ガス発電事業を進めている。 ○　防災・安全交付金等を活用して事業を進めているが、要望に対して十分に措置されていない。脱炭素・循環型社会への転換を先導するグリーンイノベーション下水道の実現に向け、国費による十分で確実な財政支援が必要である。
Ⅳ　物価の高騰等による影響への支援	１．重点支援地方交付金について、原油価格の高騰により市民生活や事業活動への大きな影響が懸念される状況に対して、地方自治体が必要な対応を迅速に実施できるよう、継続的に交付するとともに、対策の実施に必要とされる額を地方自治体の財政力に関わらず適切に措置すること。また、使途の拡充や、翌年度への繰越手続きなど、柔軟かつ弾力的な運用を推進すること。さらには、長期化する物価高により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として、国庫補助負担金の算定基礎においても物価上昇分を適切に反映すること ２．中小企業への資金繰りの支援等について、成長資金のより一層の拡充及び延長を行い、既往債務の返済猶予等の条件変更について事業者の実情に応じた柔軟な対応が行われるよう金融機関への継続的な働きかけを行うこと。また、昨今の国際情勢の不安定化等を背景とした、石油製品等の供給制約や、原材料価格等の高騰により、経営環境が一段と厳しさを増している。このような状況において、中小企業が雇用を維持しつつ持続的に賃上げを実現できるよう、更なる生産性向上、高付加価値化及び販路開拓等を通じた収益力強化に資する支援を一層強化することや、市民生活や経済活動に不可欠な物資の調達に深刻な影響が生じている状況を踏まえ、サプライチェーンの安定化に向けた更なる対

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	策を実施すること ３．民間事業者を含む公共交通事業者に対し、燃料価格等の高騰のため増嵩した費用のほか、路線維持や経営支援に向けた財政措置を講じること ○　ガソリン等の燃料や建築材料などの価格高騰により、入札不調や納期延長などの影響が生じており、さらなる物価上昇につながる懸念もある。重点支援地方交付金については、これまで継続的に交付されてきたものの、地方自治体において必要な物価高騰対策を継続して実施するため更なる支援が必要である。また、大都市ほど対策に係る財政需要も大きい一方で、相対的に大都市への配分が少ない状況にあることから、財政力に関わらず必要かつ十分な支援を行うとともに、保育所運営費等の物価高騰の影響を受ける国庫補助負担金の算定基礎において、時機を逃さずに適切に物価上昇分を反映させる必要がある。 ○　物価の高騰やエネルギー価格の変動等による地域経済全体への影響は依然として深刻であり、国際情勢の不安定化等を背景とした原油価格の変動や通商環境の不確実性、中小企業を取り巻く経営環境は先行き不透明な状況が続いている。こうした中、今後も中小企業の事業継続と地域経済の安定に向けて、長期的な下支えが必要である。原材料価格や人件費の上昇等により、事業者の資金需要は引き続き高止まりすることが見込まれるとともに、国際的な通商政策の動向が中小企業の収益や資金繰りに与える影響も懸念されている。このため、民間金融機関による資金繰り支援が円滑に行われるよう、既往債務の返還猶予を含む条件変更について、事業者の実情に応じた柔軟な対応が継続して図られるよう、国から金融機関に対する不断の働きかけが必要である。 ○　中小企業は、原材料費やエネルギー価格の高騰に加え、最低賃金の引き上げへの対応が求められており、事業拡大や賃上げに向けた原資の確保が困難な状況にある。中小企業が雇用を維持し、持続的な経営と賃上げを両立していくためには、国によるサプライチェーンの安定化に向けた更なる取組に加え、生産性向上や収益力強化に向けた支援を一層加速させる必要がある。 ○　路線バス事業者等においては、利用者の減少や運転士不足が構造的な課題となっている。加えて、燃料費は高騰しており、諸経費の上昇等も相まって事業者の経営を圧迫している。これらの影響はタクシー事業者を含めた公共交通事業者全体に及んでいることから、経営安定化に資する支援が必要である。
Ⅴ　教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援 １　不登校対策の推進に向けた支援の充実	１．様々な課題を抱え、不登校となっている児童生徒や登校に不安や悩みを感じている児童生徒及び保護者に対する相談対応を担う本市の校内教育支援センターである「ステーション」の取組や教員の配置に係る財政措置を講じること ２．フリースクール等の学校外施設及び民間の学びの多様化学校への運営支援や、当該施設や学校で学習等を行う不登校児童生徒への経済的支援に向けた制度構築及び財政措置を講じること ○　本市では、市内小中学校に校内教育支援センター「ステーション」の設置

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	を進めており、正職員の教員等を専任の担任として配置し、教科指導と充実した学習環境の構築による支援の強化を図っている。しかしながら、国の教育支援体制整備事業補助金は、交付対象が会計年度任用職員の配置に限られており、より充実した体制構築を進める本市での活用ができないものになっている。不登校児童生徒に対するより質の高い相談支援体制の整備が求められており、採用形態にかかわらず交付対象とするなど国における財政措置の拡充が必要である。 ○　教育機会確保法に基づき、国は、教育機会確保のための経済的支援について制度の研究と構築を進める必要がある。民間においても、フリースクール等の学校外施設や学びの多様化学校などが整備されており、本市では、利用する不登校児童生徒への経済的支援を求める多くの声を受け、2024 年度からこうした施設や学校に通う際の交通費の一部補助を行っている。国において、フリースクール等学校外施設及び民間の学びの多様化学校の運営を安定的に支えるとともに、これらの施設や学校に通う児童生徒に対して、更なる支援が必要である。
２　教職員体制等の充実	１．多様化する教育課題に対応することに加え、教員の働きやすい環境づくりを図るため、特別支援学級の学級編制標準の引き下げなどにより基礎定数を改善するとともに、小学校における教科担任制の対象教科の拡大等による各種加配定数の改善や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の配置を国庫負担の対象とするなど、国庫負担金の対象拡大を図ること ２．優れた教員を確保し、教育水準を維持向上していくため、教員の処遇改善を進めるにあたり、既存の手当の一律の減額・廃止等を行わないこと ３．ALT の効果的な活用による外国語教育の充実を図るため、JET-ALT 以外の ALT に係る費用について、適切な財政措置を講じること ４．生徒が持続可能なスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、生徒が主体的に休日の活動を選択することができるよう、活動環境の整備や保護者への支援について、自治体が財政力に左右されず必要な取組を実施するため、全額を国庫負担としたうえで、継続的な財源確保を行うこと ５．部活動を含む学校教育活動に伴う、貸切バスやレンタカーをはじめとする様々な移動手段とその安全確保について、国として現実的かつ総合的な対策を示すとともに、必要な財政措置等を講じること ○　こどもを取り巻く環境の変化とともに、教育課題や学校に求められる業務は多様化している。それに伴い教員の負担は増加しており、本市では、校務の効率化や外部人材の活用等を進めているが、なお教員の時間外労働は高い水準となっている。様々な課題に対応しつつ、児童生徒に対し効果的な指導・支援を行っていくためには、教職員体制の更なる充実が求められる。 ○　小学校の普通学級では 35 人以下学級への定数改善が完了し、中学校でも 2026 年度から段階的な改善が示されている。しかし、特別支援学級の定数につ

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	いては 1993 年以降 1 学級 8 人のままとなっているため、必要な支援・指導が複雑化・高度化している実情を十分に踏まえ、学級編制標準を引き下げる必要がある。 ○　本市では、いじめ対応の中心を担う専任教諭等（180 校）や前述の在籍学級外での不登校児童生徒等の個別支援を担う専任教諭（75 校）など、教育課題に応じた人員体制の拡充を独自に進めてきた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置も進めているが、自主財源を活用した取組には限界があり、政令加配の増加等、教職員定数の充実が必要である。 ○　国が示す小学校専科指導のための加配のうち、中心となる項目では対象教科が外国語・算数・理科・体育に限定されており、特に算数・理科で条件を満たす教員の確保に苦慮している状況である。学級担任の持ちコマ数の軽減という本来の目的を考えると、学校現場でより柔軟に教員配置ができるよう、加配の要件について、対象教科の拡大又は制限の撤廃が必要である。 ○　国における養護教諭の複数配置基準は、小学校 801 人以上、中学校 751 人以上とそれぞれ 50 人引き下げるものとされたが、心のケアをはじめとした児童生徒への十分な支援のため、養護教諭の配置基準の更なる改善が必要である。また、同様に学校事務職員の配置基準は小学校 27 学級以上、中学校 21 学級以上の場合に 2 名となっているが、学校における総務・財務等の専門性を活かし、管理職を補佐して学校運営に積極的に参画するために、学校事務職員の配置基準の改善が必要である。 ○　学校教育の成否は教員の力に大きく依るもので、教育水準の維持向上には、高い資質能力を身につけた教員の安定的な確保が不可欠である。優秀な人材を確保できなければ、結果的に教育水準の低下を招くおそれがある。 ○　教員の処遇改善については、「教職調整額」の段階的な引き上げや学級担任への義務教育等教員特別手当の加算等が行われた一方、一部の手当（多学年学級担当手当や義務教育等教員特別手当）は廃止や減額とされた。さらに、2027 年 1 月からは、「調整額」の引き下げも予定されているところである。 ○　今般の教員の処遇改善は、処遇と勤務実態の乖離が教員志望者の減少の一因となっていることから、高い専門性と職責の反映である教員給与の優位性を定めた人材確保法の趣旨を踏まえた適切な給与制度の確立を目的としたものであり、その効果が相殺されるような既存の手当の減額・廃止等を行うべきではない。 ○2027 年度までに全小学校への ALT 配置を完了させる予定であり、日本語でのコミュニケーションが可能で英語の指導経験を有する者を、派遣契約により確保することを基本としていることから、JET-ALT 以外の派遣契約や直接任用などの任用方法に関わらず、JET-ALT と同等の財政支援が求められる。 ○生徒の活動のための持続可能な環境を整備するため、認定地域クラブの設立・運営に必要となる費用に関しては、国においてその全額を恒久的かつ十分に財政措置することが不可欠である。また、既存の部活動における専門的な指

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	導者の確保や部活動に係る教員の負担軽減が地域展開後の持続可能な体制につながることから、国による部活動指導員制度の継続など、人材確保に係る支援も求められる。 ○　保護者負担への支援、特に経済的に困窮する世帯への支援については、各自治体の財政状況等に応じて支援内容や水準に差異が生じ得る。生徒の活動が居住地域に左右されないよう、国の責任において制度を拡充し、地方負担が生じないよう必要な財源の確保を行うべきである。 ○学校現場においては、予算的・人的課題から様々な移動手段の利用を余儀なくされているケースがある。国としてこの課題を直視し、自治体任せとならないよう、移動全般について、ガイドラインなどにより国の基本的な考え方を示すとともに、国による支援の具現化が求められる。
３　子育て環境の充実	１．こどもに係る医療費の助成について、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な制度の創設・実施を目指すこと。また、学校給食費については、中学校等を含めた義務教育諸学校すべてを対象とした制度の創設と、物価上昇を的確に反映した基準額の設定となるよう必要な財政措置を講じるとともに、自治体で必要な準備が行えるよう、支援の基準額の改定を含めた制度周知から各自治体での対応までに十分な期間を設けるようにすること ２．保育の質の向上のため、保育士配置基準の継続的な見直しに取り組みながら、公定価格の処遇改善等加算などの更なる拡充により保育人材確保策を講じるとともに、地方自治体が独自に実施する保育の質の向上に資する費用に対する財政支援措置を講じること ３．放課後児童クラブの運営費について、保護者の経済的負担の軽減を図るため、これまで国が示してきた負担割合の基準（保護者 2 分の 1、残りを国・県・市で各 3 分の 1）を見直し、補助基準額を引き上げること。併せて、放課後児童クラブの質の維持・向上のため、放課後児童支援員の処遇改善補助額を引き上げるなど、財政措置の更なる拡充を行うこと ４．保育施設等の利用者負担額について、施設類型及び自治体間で差が生じることの無いよう、幼児教育・保育の無償化制度を拡充するなど、幼稚園や認可外保育施設等を含め、国において統一的な軽減策を講じること ５．全国一律に実施される児童手当に要する経費は、本来国の責任において全額を負担すべきものであるため、地方負担を見直し、事務費を含めた所要の経費全額を国庫負担とすること ６．乳児等通園支援事業の実施にあたり、利用者にとっての使いやすさやこどもと保育士等の負担軽減、こどもの育ちを支える観点等を考慮した適切な利用時間の上限を設定すること。また、公定価格については、継続的に改善を行うこと ○　こどもに係る医療費の助成は、国と自治体が共同で検討体制を構築し、統

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	一的なこども医療費助成制度の創設・実施を目指すことが必要である。 ○　また、学校給食費については、公立の小学校及び特別支援学校小学部において一部負担軽減策が実施されることとなった。子育て世帯の公平な経済的負担軽減の観点から、中学校等を含めた義務教育諸学校すべてを対象とした公費負担制度を創設するとともに、物価上昇を的確に反映した基準額の設定となるよう必要な財政措置を講じるべきである。加えて、制度改正がなされる際には、自治体が必要な準備ができるよう、支援の基準額の改定を含めた制度設計について早期に周知し各自治体での対応期間を十分確保する必要がある。 ○　国は 2024 年に 3 歳児以上の保育士配置基準を改正したが、保育ニーズの多様化や保育環境の変化を踏まえ、各年齢の配置基準について継続的な見直しを行う必要がある。また、保育士等の処遇改善は段階的に進んでいるが、人材確保が困難な状況は続いているため、公定価格の更なる充実を図るとともに、自治体独自の保育の質の向上に資する取組への財政支援を講ずるべきである。 ○　児童クラブのニーズの高まりに加えて、人件費や物価の上昇により運営費が急激に増加する中、国が示す運営費の負担割合を引き続き保護者に求めることは、昨今重要視されている子育て家庭における経済的負担を軽減する観点から困難な状況にある。また、放課後児童支援員の処遇改善については、一定の財政支援が図られているが、未だ他の職種と比較すると給与水準は低い。これらは全国共通の課題として、国の責任において取り組むべきものであり、児童クラブの事業を将来にわたり安定的に継続していくためには、子ども・子育て支援交付金の運営費及び処遇改善に係る補助基準額の引き上げなど、更なる支援が必要である。 ○　保育施設等における利用者負担額については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、各地方自治体が完全無償化や第 2 子以降の無償化など独自の軽減策を講じた結果、保育施設等の利用に対する費用負担に自治体間で格差が生じている。 ○　児童手当の拡充のように、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保すべきである。 ○　乳児等通園支援事業について、事業者からは、月 10 時間上限の利用ではこどもが集団生活に慣れるのに時間がかかり、こどもや保育士等の負担が大きい等の意見もあり、適切な上限時間の設定が必要である。事業者に対する給付について、公定価格の引き上げや事前面談等に係る加算等が創設されたが、事業者の保育人材確保や安定的な事業運営に向け、継続的な改善が必要である。
4　福祉環境の充実	1．地域の実情に応じた柔軟な介護人材確保・定着支援の取組が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金に係る指定都市への配分枠確保をはじめとした財政措置を講じること 2．介護職員等の更なる処遇改善及び介護事業者の安定的な事業運営に向け、

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	物価や人件費の上昇にも適時対応できるよう、より適切な介護報酬の設定等を行うとともに、被保険者や自治体の負担軽減を図るため、十分な財政措置を講じること ３．住居確保給付金について、生活保護に至る前段階の自立支援策としてより有効に機能させるため、収入要件や控除の見直しを行うこと ４．困難な問題を抱える女性の支援に要する経費について、引き続き財政支援の充実を図るとともに、継続事業の実施を含めた所要額を措置すること ５．新型コロナワクチン及び帯状疱疹ワクチンの定期接種に当たって、高額なワクチンによる自己負担額や自治体の負担増加へ最大限配慮し、国費による接種費用への財政措置を行うこと ６．現在自治体が独自に実施している障害者及びひとり親家庭に係る医療費助成について、地域間格差が生じることの無いよう、国において統一的な制度を創設・実施すること。また、現物給付化を行うにあたっては、新たな財政負担を生じることなく現物給付化を進めることができるよう、国民健康保険事業における国庫負担金減額調整措置を速やかに廃止すること ○　地域医療介護総合確保基金は、国の財源等をもとに都道府県が設置しており、その活用方針も設置主体に委ねられているため、指定都市特有の事情を踏まえた柔軟な介護人材確保事業の展開ができないことが課題となっている。 ○　介護職員等の賃金は、全産業と比較すると依然として水準が低く、離職率が高いことに加え、継続的急激な物価高騰が介護事業者の経営に影響を及ぼしているため、介護報酬の引き上げが必要である。 ○　住居確保給付金は、収入認定基準の違いにより、生活保護制度では要保護者となる一方で、給付金の支給要件に該当しない場合がある。勤労収入がある者ほど、要保護者となりながら給付金を受けられず、生活再建の選択肢が生活保護のみとなり、結果として生活保護制度が優先されていることとなる。 ○　困難を抱える女性の支援には、居場所の確保とアウトリーチ支援が重要であり、本市では内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用して事業を実施しているが、当該交付金では新規事業を優先して採択されるため、継続事業の安定した財源とは言い難い。また、女性支援新法では、地方自治体は民間団体の援助に努めるものとされており、援助に要する安定した財源が必要である。 ○　新型コロナワクチン及び帯状疱疹ワクチンは高額であり、市民負担及びその軽減のため公費助成を行う自治体の負担が増加している。自治体間の自己負担額の格差による接種控えを防ぐため、国費による財政措置が必要である。 ○　本来、国民の生命と健康を守る制度は、全国一律に実施されるべきものであり、現在自治体が実施している公費負担制度と国が実施している公費負担制度を統合する等、国の責任において、障害者及びひとり親家庭の医療費にかかる新たな公費負担制度を創設すべきである。 ○　また、自治体が独自に医療費を現物給付で助成すると国民健康保険に対する国庫負担金が減額される調整措置について、障害者及びひとり親家庭に対す

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	る減額調整措置についても、速やかに廃止するべきである。
Ⅵ　持続可能な市政運営に向けた支援 １　公共施設やサービスの持続的な提供	１．道路や上下水道施設等の老朽化したインフラ施設の計画的な維持管理・更新に対し、確実で柔軟な財政措置を講じること ２．学校の計画的な維持管理・更新に対しては、必要十分な財政措置を年度当初予算において講じること。また、繰越予算による財政措置を行う場合、次年度への補助金繰越について柔軟な対応を講じること。さらに、改築を伴わない既存学校施設（プール）の取壊しに際しても国庫補助対象としての措置を講じること ３．2026 年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債について、恒久的な措置とすること ４．持続可能な公共交通ネットワークの確保に向け、地域公共交通の運行実績等に応じた十分な財政措置を講ずること ５．ごみ処理施設整備に係る循環型社会形成推進交付金の事業採択年度の先送りをしないこと。また、交付対象経費の上限設定を近年の物価高騰等を踏まえ実情に合わせて適宜見直すこと ○　老朽化が進む道路・上下水道等のインフラ施設は、予防保全により長寿命化を図りつつ、効率的な維持管理・更新を行うこととしているが、財源確保が課題である。2025 年 1 月の埼玉県での大規模道路陥没等も踏まえ、適切な維持管理・更新の必要性はより高まっており、確実な財政措置が必要である。 ○　学校については、教育環境改善のため、計画的に大規模改修や改築、便器の洋式化などの機能改善を図る必要があるが、未だ国庫補助事業における改築単価と実勢単価の乖離が大きい事業があることや、繰越手続等に起因する予算活用の制約が大きいことなど課題があるため、年度当初予算での確実な財政措置と、繰越予算による交付の際は、次年度繰越し等に関して柔軟な対応が必要である。 ○　2025 年度の交付金の当初事業内定で、多くの事業が未採択となり、本市単独による財政負担となる事態も想定された。今後は、各地方自治体が計画的に施設整備に取り組むことができるよう、計画事業量に見合った十分な財源の確保と速やかな採択を国に対し強く求める。 ○「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（令和 6 年 7 月 10 日　6 文科初第 885 号）」において、「学校プールではなく、地域の公営・民営プールを活用して、水泳指導を行うことも考えられます。」とされており、今後、プール以外の施設整備など、プールの改築を伴わない取壊しが考慮されるため、柔軟な財政措置が必要である。 ○　公共施設等適正管理推進事業債は、2026 年度までの延長が認められたが、施設の集約化等は、住民理解を得ながら丁寧に進める必要があり、時間を要することから、各施設の更新時期も勘案しつつ、継続的に取り組む必要がある。 ○　地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下、本頁において「本補助金」

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	という。）の補助対象経常費用の算定にあたっては、本市運行事業者の経常費用より著しく安価である「地域区分ごとに設定される標準経常費用」が適用となる場合がほとんどであり、十分な財政措置が得られないことから、運行事業者の実績に見合った標準経常費用とすべきである。 ○　地域公共交通利便増進実施計画に基づき地域内フィーダー系統と位置付けられた運行系統については、補助対象地域内幹線系統に接続する場合には、交通不便地域等如何に関わらず、本補助金が活用可能となる。一方、政令市・中核市の国庫補助上限額は交通不便地域の人口を基に算定され、補助対象となるカバー圏域と乖離があるため、実際に活用される圏域に応じた対象人口へ是正するべきである。 ○　本補助金の補助対象経費とならない経費が特別交付税の措置の対象となるが、財政力指数により措置額が一定の率で控除されることから、十分な措置が実施されていないため、控除の廃止を含めた措置率の拡大が必要である。 ○　交通空白解消の推進にあたっては実証事業の通年実施による効果検証・分析が必要不可欠であるが、「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトは、事業完了報告を含め交付決定日から当該年度 2 月末までが補助対象とされ、通年での事業実施が困難であることから、制度改正を求めるものである。 ○　本市のごみ処理施設である今泉工場（1985 年竣工、稼働年数約 41 年）は、建物・設備の老朽化が著しく、現在、2032 年度の新工場（想定施設規模約 300 トン/日）の稼働を目途に、建て替えの検討を進めているところである。 ○　国では、2023 年 5 月通知で循環型社会形成推進交付金の事業採択年度の先送り、2024 年 3 月通知で交付対象経費の上限額設定などを提示しているが、現工場の稼働延長による機器・設備の故障リスクの深刻な増大や、自主財源負担の増加の恐れがあり、施設の円滑な整備に著しい支障をきたすものである。
２　実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進	１．地方揮発油税・軽油引取税に係る「暫定税率」の廃止及び自動車税・軽自動車税環境性能割の廃止並びに消費税の減税に伴う地方の減収に対しては、国の責任において代替となる安定財源を早急に確保するとともに、それまでの間は十分な財政措置を確実に講ずること ２．地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、今後も臨時財政対策債に頼ることなく、法定率の引上げなどにより、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保のうえ、物価高等に伴う財政需要についても、引き続き必要な財政措置を行うこと。また地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を適切に反映するとともに、特別交付税における財政力補正を見直すこと ３．第 34 次地方制度調査会における大都市制度に関する議論の進捗に即して、国においても指定都市の意見を踏まえて更なる検討を進め、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現すること

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	４．インターネット投票の導入など、有効な投票行動に結びつく対策の検討を行うとともに、郵便等投票の対象者拡大や投票立会人の報酬額の増額など必要な措置を講ずること ○　地方揮発油税や軽油引取税に係るいわゆる「暫定税率」の廃止及び自動車税・軽自動車税環境性能割が廃止されたことによる 2026 年度の地方の減収分については、特例交付金により全額措置されることとされた。しかしながら、2027 年度以降の地方の安定財源は示されていない。 ○　地方における、社会インフラの更新等に対する財政需要が高まると見込まれる中、安定的な地方財源が確保される必要がある。また、今後の中長期的な財政見通しを見込む上でも、早期に安定的な代替財源が示される必要がある。 ○　地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、消費税を含めその約 4 割が地方の財源となっている。飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げに際しては、地方における社会保障の安定財源を確保するため、地方の減収分は国の責任において全額を補てんすべきである。 ○　地方交付税は、地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。自治体の物価高等に伴う財政需要や地方税等収入を的確に見込み、今後も臨時財政対策債に頼ることなく、法定率の引上げなどにより、必要な地方交付税額を確保すべきである。 ○　また、特別交付税の算定において、大都市であるが故に生じている経費があるにも関わらず、財政力指数による割落としが講じられている項目がある。特に市場事業への繰出金は、通常は対象事業費の 7 割が措置されるところ、本市の場合は 1.5 割に大きく減額されており、衡平の観点からもかけ離れている。今後本市で市場の再整備を控える中で、現行の規定では、本市財政への影響が大きいため、実態に即した算定方法に見直す必要がある。 ○　現行の指定都市制度は暫定的に導入されたものであり、人口減少が急速に進む危機的状況において、指定都市が直面する行政・財政上の問題に十分に対応できる制度ではない。人口減少が他地域よりも早く進む東北の中心都市として、本市が圏域全体の発展や活性化を牽引するため、第 34 次地方制度調査会において議論を進めるとともに、指定都市の意見を踏まえた検討を行い、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現する必要がある。 ○　投票率の低下を踏まえ、インターネット投票の導入や郵便等投票の対象者拡大などの法改正が必要であるとともに、投票立会人については、なり手不足が課題であり、適正な報酬額を支出できるよう財政措置が必要である。

さいたま市要望事項

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
防災・減災、国土強靱化の推進に係る予算確保	本市における公共事業の推進 ・気候変動を背景とした豪雨災害の激甚化・頻発化、切迫性が高まる首都直下地震や南海トラフ地震への備え、加速度的に進行するインフラ老朽化対策等、取り巻く環境の変化に適時適切に対応するために、本市における防災・減災、国土強靱化の取組を着実に推進する必要があります。 ・本市の風水害、大規模地震などへの対策としては、市民生活の安全・安心を守るため、準用河川整備などの治水安全度の向上、下水道浸水対策、民間建築物や道路・橋りょう・上下水道施設の耐震化、無電柱化、幹線道路や都市公園の整備などを計画的に実施しています。 ・また、インフラ老朽化対策としては、道路・橋りょう、上下水道などの土木施設や市営住宅における、長寿命化計画や改築更新計画を策定し、予防保全型への転換を図ることで、維持管理に係る費用の平準化・ライフサイクルコストの低減、適正な管理及び施設の改築更新に努めています。 「第１次国土強靱化実施中期計画」に係る予算確保 ・防災・減災、国土強靱化関連予算については、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の規定により、令和７年６月に第１次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されたところです。 ・この計画において令和８年度から 12 年度までの５年間で概ね 20 兆円強程度を目途とした事業規模を確保する方針が示されたことに伴い、国土交通省の令和７年度補正予算において、公共事業費として約１兆 2,000 億円の予算が計上されたところです。 ・しかしながら、近年の資材価格や労務費の高騰の実情を考慮すると、十分な額が確保されたとは言い難い状況であることから、概ね 20 兆円強という事業規模をベースとして、更に必要な予算を適時適切に、安定的・継続的に確保することについて要望するものです。 【提案・要望事項】 防災・減災、国土強靱化の取組を着実に推進するため、必要な予算を適時適切に、安定的・継続的に確保すること
地下鉄７号線（埼玉高速鉄道線）延伸の早期事業化	・地下鉄７号線（埼玉高速鉄道線）の延伸については、平成 28 年４月の交通政策審議会第 198 号答申において、浦和美園から蓮田までの区間が、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられ、「埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上を期待」とする意義が示され、浦和美園から岩槻までの区間を先行整備区間として、都市鉄道等利便増進法の適用を前提に、埼玉県と本市で取組を進めてきたところです。 ・当該事業は、都心部への速達性・利便性の向上など「東京圏の鉄道ネットワーク強化」や「災害等の代替路線機能の充実」に大きな効果があり、延伸によ

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	って地域の成長と発展が期待されることから、本市及び埼玉県にとって大変重要なプロジェクトです。 ・令和７年度には、本市及び埼玉県のほか、鉄道事業者（営業主体として想定する埼玉高速鉄道株式会社、整備主体として想定する独立行政法人鉄道・運輸機構）を加えた４者で計画の深度化を進めた結果、Ｂ／Ｃは 1.2、収支採算性は 27 年となり、都市鉄道等利便増進法の適用目安を満たすことが確認でき、関係機関との協議が調ったことから、埼玉県とともに、鉄道事業者に対し速達性向上事業の実施を要請しました。 ・また、地下鉄７号線延伸に伴う中間駅周辺のまちづくりについては、環境に配慮した 100 年先まで続くまちをコンセプトに、目指すべきまちの規模を、定住人口約１万人、対象面積約 120 ヘクタールと設定し、「中間駅まちづくり方針」を改定しました。 ・現在は、延伸線とまちづくりの都市計画決定に向けた環境影響評価や、関係者協議等に着手したところです。 ・そこで、今後、鉄道延伸の早期事業化及び事業化に合わせた国庫補助事業化を図るとともに、都市鉄道整備を推進するための予算枠拡大を図ることを要望するものです。 ・併せて、鉄道延伸と一体的に推進するまちづくり事業への支援を図ることについても要望するものです。 【提案・要望事項】 １　鉄道延伸の早期事業化及び国庫補助事業化を図ること ２　都市鉄道整備を推進するための予算枠の拡大を図ること ３　鉄道延伸と一体的に推進するまちづくり事業への支援を図ること
新幹線の大宮駅始発復活及び大宮駅機能の高度化等に向けた支援	首都圏広域地方計画における大宮の位置付け ・令和８年５月に公表された首都圏広域地方計画計画原案において、３社９路線の鉄道が乗り入れる大宮駅は首都圏有数のターミナル駅であることや、近隣には首都圏の行政機能の一角を担うさいたま新都心が立地し、高速道路ネットワークへのアクセスも良好であることから、広域的交通インフラの重要な結節点というポテンシャルを有する日本中央回廊に対する東日本の玄関口として位置付けられています。 新幹線の大宮駅始発復活に向けた働きかけへの支援 ・本市においては、「東日本の中枢都市」を将来都市像に掲げており、大宮駅周辺及び隣接するさいたま新都心周辺地区を都心として位置付け、様々な都市機能の集積を進めてきており、乗降客数も増大するなど、急速な発展を遂げてきています。 ・大宮駅は、北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線の６路線が乗り入

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	れており、平成 29 年度からは新幹線大宮駅始発の臨時便が運行され、令和２年度にかけて計 52 便が運行されていました。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和３年度から令和６年度にかけて０便となったが、令和６年度の大宮駅新幹線乗客数は、拡大前の令和元年度の水準を超えており、今後も更なる増加が期待される。 ・東京駅～大宮駅間においては、新幹線の建設経緯から走行速度が制限されているため、各新幹線の運行上のボトルネックとなっていることを踏まえると、新幹線の速達性等の観点から、大宮駅を始発とすることに一定の合理性もあるものと考えられます。 ・このことから、本市として、東日本の玄関口である大宮の一層の発展のため、新幹線の大宮駅始発の復活を鉄道事業者に対し継続的に働きかけているところです。 ・国としても、交通網の更なる高速化や利活用とともに、災害時における首都圏のバックアップ拠点の強化も見込めると考えられることから、大宮駅を終着とする新幹線を折り返し始発の便とすることや、定期便も含めた新幹線大宮駅始発の復活について、本市の鉄道事業者への働きかけに対する国の支援を要望するものです。 大宮駅機能の更なる高度化等に向けた支援の強化 ・現在、「デジタル」「グリーン」「安心・安全」といったキーワードを始め、「市街地整備 2.0」など、これからの都市づくりに向けた新たな視点を組み入れたＧＣＳプランの更新に取り組んでいます。 ・また、ＧＣＳプランに基づく駅及び駅周辺開発は、羽田空港アクセス線の開業と併せて、我が国の国際競争力の強化に資するプロジェクトとなるよう検討を進めていることから、特定都市再生緊急整備地域の指定を目指しています。 ・現在、大宮駅周辺では、渋滞解消に寄与する都市計画道路氷川緑道西通線の整備や、大宮駅西口第３－Ａ・Ｄ地区の市街地再開発事業、都市再生特別地区に指定した大宮駅東口大門町３丁目中地区市街地再開発事業を推進している。併せて、駐車場地域ルールである都市再生駐車施設配置計画を策定し、令和６年５月に運用を始めています。 ・これらは、今後のＧＣＳ構想を牽引する重要な事業であるため、重点的な財政支援を要望するとともに、本件の連絡調整を受け持つ担当窓口の継続、配置計画運用に関する助言、新東西通路や駅前広場等の整備に際して、都市再生整備計画事業や国際競争拠点都市整備事業、鉄道駅総合改善事業等の支援制度の活用についての技術的な助言及び重点的な財政支援を要望するものです。 （仮称）バスタ大宮に係る事業計画の早期策定 ・大宮駅は、新幹線６路線のほか、多くの在来線が乗り入れる国内有数のターミナル駅であるものの、大宮駅西口を中心に高速バスの乗降場が分散している

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	など、交通結節点としての機能が十分に発揮されていない状況です。 ・一方、大規模災害時には、バス輸送の公共交通としての役割が高まるとともに、帰宅困難者や外国人旅行者に対応する指定緊急避難場所となり得る面的空間や災害情報の提供など、防災機能の強化が求められています。 ・国と本市が事務局である「大宮駅西口交通結節点事業計画検討会」は令和３年４月の設置以降、第４回を令和７年３月に開催したところであるが、候補箇所の選定まで至っていない状況です。 ・一方、本市では、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区の一体的な都心形成に向け、大宮駅西口交通結節点事業をいかした両地区の中間エリアにおける新たなまちづくりの検討の推進について、令和６年３月に改定した「さいたま新都心将来ビジョン」に位置付けたところです。 ・以上から、東日本の玄関口「大宮」において、国直轄事業による交通拠点の機能強化及び大規模災害発生時の支援拠点に寄与する空間の創出に向け、早期に位置の決定を含めた事業計画の策定を図ることを要望するものです。 【提案・要望事項】 １　「東日本の中枢都市」の実現のため、新幹線の大宮駅始発復活に向けた働きかけへの支援を図ること ２　大宮駅グランドセントラルステーション化構想の実現に向けた支援の強化を図ること 　　都市計画道路氷川緑道西通線及び大宮駅西口第３－Ａ・Ｄ地区の市街地再開発事業等への重点的な財政支援を図ること ３　（仮称）バスタ大宮に係る事業計画の早期策定を図ること
市街地整備事業等に対する支援	以下の事業について、早期完了に向けた取組を推進し、国の配分方針である「国民の安全・安心の確保」「持続的な経済成長の実現」「個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」を図るため、令和９年度予算において、資材価格や人件費高騰等の影響を適切に勘案のうえ、市街地整備事業（関連道路事業含む）及び都市再生整備計画関連事業等の着実な推進に必要な財源の確保を要望するものです。 市街地再開発事業及び関連街路事業への重点的な財政支援 ・本市では市街地再開発事業が２地区で施行中であり、建築工事施工中の浦和駅西口南高砂地区では令和８年度に施設建築物工事の竣工を迎え、大宮駅西口第３-Ａ・Ｄ地区では現在、権利変換計画の策定に取り組んでいます。また、他に２地区で都市計画決定されているなど、都市防災機能の強化に向け、地域交流センターの整備や都市計画道路の整備と併せ、引き続き、積極的に事業を推進しています。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	土地区画整理事業及び関連街路事業への重点的な財政支援 ・土地区画整理事業は、22 地区（内、令和８年度補助金要望 13 地区）で施行中であるが、近年の財源不足は事業長期化の要因の１つとなっており、防災性に優れた良好な住環境の供給を図るため、都市計画道路整備と併せ、早期完了に向けた積極的な取組が必要です。特に、南与野駅西口地区の南与野駅南通り線、大和田地区の大和田南大通線の整備を推進していきます。 まちなかウォーカブル推進事業及び街路事業への重点的な財政支援 ・都市再生整備計画を策定している４地区(大宮駅周辺地区、浦和駅西口周辺地区、岩槻駅周辺地区、美園地区)では、まちなかウォーカブル推進事業として既存ストックを最大限活用した修復・利活用の取組を行うとともに、他の地区では、街路事業による周辺の都市計画道路整備を実施することで、市全体において、人中心のウォーカブルな空間への転換等を積極的に推進しています。 【提案・要望事項】 　立地適正化計画に基づく持続可能で強靭な都市構造への再編及びウォーカブルなまちづくり等を実現するため、以下の事業への重点的な財政支援を図ること １　市街地再開発事業 ２　土地区画整理事業 ３　まちなかウォーカブル推進事業及び街路事業
義務教育施設等の改修等の促進	・本市では、平成 26 年度に策定した「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、老朽化した学校施設の計画的な改修・建替えを推進し、安全・安心で持続的な教育環境の確保に努めているほか、「さいたま市総合振興計画実施計画」に基づき、良好な教育環境の確保のため、市立小学校体育館への空調設備の新規整備を進めています。 ・このような学校施設の整備や改修は、多額の経費を要するため、本市単独で実施するのは非常に困難であり、国庫負担等の支援を欠くことができません。 ・令和８年度については、国の令和７年度補正予算により空調設備整備事業等が採択され財源が確保されたことで、年度当初から工事に向けた契約事務を円滑に進めることができました。 ・一方、校舎の改修など複数年にわたる工事を要する継続事業については、工事の進捗に応じて次年度への繰越し等に柔軟に対応するため、本省繰越予算ではなく、当初予算区分における財政措置が望ましいです。 ・このことから、令和９年度事業についても、引き続き計画的に事業が実施できるよう、各事業の実情に則した予算区分にて十分な財政措置を講じることを要望するものです。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
保育士及び幼稚園教諭の人材確保等による安定的な保育施設等の運営や保育の質の向上	【提案・要望事項】 計画的かつ円滑に義務教育施設等の大規模改造及び改築等を行えるよう、事業量に見合った必要な予算総額を当初予算区分において確保すること 保育士確保施策の推進に資する各種補助事業の充実及び制度の恒久化、保育士宿舎借り上げ支援事業の対象者拡大、幼稚園教諭に対する宿舎借り上げ支援事業の創設 ・保育所等の利用希望者が増加する中、保育士の確保が不可欠であり、本市でも、令和９年４月に向けて新たに 150 人程度の保育士を確保する必要があります。 ・保育需要を踏まえた安定的な保育士確保に向け、保育士宿舎借り上げ支援事業、保育補助者雇上強化事業など保育士確保のための施策を更に充実させるとともに、恒久的な制度とすることを要望するものです。 ・また、保育所には調理員の配置が義務づけられていることや、栄養士や看護師等の配置への需要も大きいことから、保育士宿舎借り上げ支援事業について、保育士以外へ対象者を拡大することを要望するものです。 ・併せて、保育士同様に確保が難しく人手不足になっている幼稚園も多いため、幼稚園教諭に対する宿舎借り上げ支援事業の創設を要望するものです。 公定価格における賃借料加算額の見直し ・都市部である本市では、実際の賃借料が公定価格の賃借料加算を超過しており、特に保育需要の高い駅周辺に所在する保育所においては年額平均 594 万４千円の超過が生じるなど、保育事業者の負担が大きくなっていることから、公定価格の賃借料加算額について、都市部の実情に合わせて見直すことを要望するものです。 公定価格における地域区分及び支給割合の見直し ・子ども・子育て支援法に基づく公定価格における地域区分について、令和６年人事院勧告に準拠した場合、本市と、本市と近接する東京都特別区の支給割合にこれまで以上の差が生じることから、施設型給付の幼稚園や保育所等の安定的な人材の確保や、市民サービスの継続的な提供に支障を来す懸念があります。 ・このことから、公定価格における地域区分及び支給割合を、東京都特別区との差が最小限となるよう見直すことを要望するものです。 独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度に対する公費助成の継続 ・独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度に対する公費助成は、令和８年度までに見直しに向けた結論を得ることとされ

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	ていますが、保育所等は社会福祉法人による経営が多数を占めるため、公費助成の見直しは保育所等の負担を増加させ、保育の質の低下につながる恐れがあることから、現行制度の継続を要望するものです。 【提案・要望事項】 １　保育士確保施策の更なる推進に資する各種補助事業を充実させ、恒久的な制度とすること 　また、保育士宿舎借り上げ支援事業の対象者拡大と併せ、幼稚園教諭に対する借り上げ支援事業を創設すること ２　公定価格において、賃借料加算額を都市部の実情に合った金額に見直すこと ３　公定価格における地域区分及び支給割合を東京都特別区との格差が最小限となるよう見直しを行うこと ４　独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度に係る公費助成について、現行制度を継続すること
脱炭素社会の実現に向けた温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進	2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた財源の確保 ・本市では 2050 年までにゼロカーボンシティを実現することを表明し、2030 年度温室効果ガス削減目標を 51%（2013 年度比）と定めています。 ・また、本市は「脱炭素先行地域」「重点対策加速化事業」に選定され、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等を活用し、市内での再生可能エネルギー等の導入の最大化・加速化を図っているところですが、脱炭素先行地域事業については、事業期間が 2030 年度となっているものの、交付金の対象期間が実質 2027 年度までであることが選定後に示されるなど、先進的な取組を計画・推進するための予算が確保されていない状況です。昨今の社会情勢の急激な変化により計画の進捗に支障が生じる事例も見られており、複数年度にわたる使用を可能とする基金化や補助期間の延長などを要望するものです。併せて重点対策加速化事業も含め、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能な新たな交付金制度の創設を要望するものです。 　加えて、令和７年度に公表されたメガソーラー対策パッケージを踏まえ、事業用太陽光発電の支援については縮小傾向にありますが、国においては、地域共生型の太陽光発電の導入形態（公共施設、公共インフラ空間等）に支援を重点化することが検討されています。地方公共団体の再エネ導入目標達成等のためには、引き続き太陽光発電設備導入に関する支援が必要であるため、支援の継続を要望するものです。 各種補助メニューの要件拡大、先端技術実装のための支援 ・再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、系統の活用、電力需給の調整、環境価値取引など幅広い分野で新技術を活用した取組も必要となっており、今

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	後専門的・技術的な知見や大幅な設備投資などの財源確保が必要となります。 ・今後大型公共施設の改修・建築が続く本市にとって、公共建築物のＺＥＢ化支援等を含めた各種補助制度については、施設種別を問わず、指定都市を対象に含め継続的に支援することを要望するものです。 ・また、水素エネルギーの積極的な導入に向け、投資加速及び初期需要創出を継続して国が着実に先導するとともに、ペロブスカイト太陽電池の本格的な実装に向け、要件となる発電容量の引上げや本太陽電池の種類に制限を行うことなく、必要な予算について、安定的・継続的な確保を要望するものです。併せて通常の太陽電池と同様に、本太陽電池についても、廃棄及びリサイクルの処理体制の確立に向けて必要な措置を行うことを要望するものです。 温室効果ガス排出量の算定支援、地域間の電力融通等に係る支援 ・本市をはじめとする多くの地方公共団体において、地域のエネルギー利用実態の把握が困難という共通課題があることから、地方公共団体が地域のエネルギー利用実態を把握可能となるような仕組みづくりを要望するものです。 ・また、本市は、電力の大消費地でありながら市域内の再エネポテンシャルは限定的であることから、市域外からの再エネ電力調達が不可欠です。 ・国においては、地域間の電力に係る融通等が可能となるよう、ガイドラインの作成やマッチング支援、財政的支援を行うとともに、再エネ電力調達における産地の指定を禁じている「ＷＴＯ政府調達協定」の適用除外化などを要望するものです。 【提案・要望事項】 １　2050 年までのカーボンニュートラルを踏まえた中期目標「2030 年度に温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）」の達成に向け、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や後継となる新たな交付金等、必要な予算等について安定的・継続的に確保すること ２　脱炭素社会実現に向けた地方公共団体の先進的・先導的な取組に対して、地方公共団体規模を問わずに支援するとともに、ペロブスカイト太陽電池等の先端技術の社会実装を積極的に支援すること ３　地方公共団体が地域のエネルギー利用実態を把握可能となるような仕組みを構築するとともに、地域間の電力に係る融通等が可能となるよう、ガイドラインの作成やマッチング支援、財政的支援、産地の指定を禁じている「ＷＴＯ政府調達協定」の適用除外化について検討すること
子ども・子育て政策の充実	・子ども・子育て政策の充実は、こどもの健やかな成長を促進し、また、少子化の進行に歯止めをかけることに資するものですが、多くの地方公共団体が実施しているこども医療費等の助成制度や、多子世帯への保育料等の利用者負担軽減策については、各地方公共団体の人口規模や財政状況等により支援内容に

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	差が生じています。 ・本市の調査では、理想の子どもの数を持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と経済的負担を理由に挙げる世帯が 63.4%と最も多く、加えて、子育て世帯は昨今の物価高騰にも大きな影響を受けており、子育て世帯に対する継続的かつ幅広い支援が必要です。 ・本市の子育て世帯への負担軽減策においては、県内他自治体との間にサービス水準の差が生じないよう、令和６年 10 月から子育て支援医療費助成制度を拡充し、対象年齢を 15 歳の年度末から 18 歳の年度末までに引き上げたが、その事業費については、本市が全額を負担しています。また、令和８年９月から第１子の年齢や保育所等への入所状況に関わらず、保育所等に在園する第２子の保育料を軽減するが、その経費の全額は、本市の一般財源から予算措置を行うこととしているため、本市の財政に与える影響度は相当大きくなっています。 ・これらの制度に限らず、地方公共団体間の競争が一層過熱していけば、地方公共団体における持続可能な子ども・子育て支援サービスの提供に支障が生じることが懸念されます。 ・この点、こども大綱には、国は、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないと規定されています。 ・全てのこどもが、置かれている環境等にかかわらず将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するためには、地方公共団体間でこうしたサービスの過当競争を招くことは望ましいものではなく、こども大綱の趣旨を踏まえ、国において制度及びサービス水準の統一化を図るべきです。 ・したがって、こども医療費等の助成制度や、多子世帯への保育料等の利用者負担軽減策等の子ども・子育て政策について、地方公共団体間で不当な差が生じないよう、国の責任と財源で必要な措置を行うことを要望するものです。 【提案・要望事項】 子ども・子育て政策の充実のため、地方公共団体間で差が生じることのないよう、国の責任と財源で必要な措置を行うこと

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
物価高騰への対策について	（１）物価の状況に応じた適切な財政措置 国が一元的に実施する各種生活支援･事業者支援による消費者物価上昇率抑制策の実施や自治体独自の支援策への財政措置について、物価の状況に応じ継続すること。 また、現在の物価高騰による自治体への影響が令和９年度においても継続する場合には、市有施設の光熱費や建設物価、システム関係経費をはじめとする各種工事・サービス・委託管理等、行政コストの高騰分について財政措置すること。 （２）公的価格算定における物価高騰の適切な反映 医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定において、物価高騰を適切に反映すること。 【現状・課題】 令和８年３月の市内消費者物価指数は、前年同月比 1.6%の上昇となっており、依然として上昇の傾向である。 特に、食料の 4.0%など、日常生活に欠かすことができない費目において、物価の高騰が継続している。 市への影響の具体例を示すと、まず、医療については、市立病院は国が定める公定価格である診療報酬を基本として経営を行っていることから、独自に物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であり、令和８年度の診療報酬改定率（＋3.09%）は物価・賃金の上昇が一部反映されているものの、依然として危機的な経営を余儀なくされている。地域医療の崩壊を防ぐためにも、診療報酬の更なる改定が行われるまでの間は、国から直接の補助や新たな交付金の創設などによる緊急支援を行うことが必要である。 また、介護人材については、令和８年に 1,700 人、令和 22 年に 4,200 人不足する見込みである。令和８年度に介護報酬の期中改定が予定されているものの、全国的に介護職員の賃金は全産業平均よりも依然として低い状況であり、今後ますます人材不足が深刻化することから、処遇改善や物価高騰をふまえた適切な介護報酬の設定などの対策を講じる必要がある。 さらに、保育士の平均年収は、賃金構造基本統計調査によると依然として全産業平均と比較して大きく乖離しており、現状では本市をはじめ多くの自治体で、単独の給与上乗せを実施している状況であるが、本来であれば保育所等の運営に関わる経費への給付は、人件費上昇への対応も含め、国が公定価格により適切に措置すべきである。
復旧・復興に向けた自治体間の支援体制の強化について	（１）災害救助法に基づく救助の範囲拡大と確実な財源の確保 災害救助法に基づく救助の範囲を拡大（住家被害認定調査・罹災証明書交付事務等）するとともに、必要な経費について確実に財源を確保すること。 （２）応急対策職員派遣制度における応援自治体の財政的負担軽減

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	応急対策職員派遣制度に基づく経費が応援自治体の負担とならないよう、特別交付税の措置率増加などにより、財政措置を講じること。 【現状・課題】 令和６年能登半島地震、奥能登豪雨では、災害対応業務を行う職員が被災自治体の職員だけでは不足したため、応急対策職員派遣制度に基づき、本市から被災地へ職員を派遣し、罹災証明書受付・交付事務、住家被害認定調査等を行った。 大規模災害が発生すると、罹災証明関係事務をはじめとする膨大な量の災害対応業務が生じ、被災自治体の職員だけでは圧倒的に人員が不足することから、不足を補うため、応急対策職員派遣制度に基づく職員派遣を行う。災害救助法においては、応援自治体が支援に要した費用は被災自治体に求償が可能（法第 20 条）であるとともに、救助に要した経費については、国庫負担金交付、特別交付税措置により、被災自治体の負担額は、最大で１割程度、災害救助費が一定の額を超えた場合には実質ゼロとなる。 一方、災害救助法に基づく救助の対象とならない事務を応援により行った場合の経費は、特別交付税が最大８割措置されるものの、残り２割については応援派遣を実施した自治体が被災自治体の財政負担に配慮し、求償せずに負担するケースもある。 罹災証明書は、災害救助法に定める救助はもとより、いまや行政による各種被災者支援施策の適用の判断材料として広く活用されており、被災者の生活再建の礎となるものである。 また、住家被害認定調査は、罹災証明書交付の前提となる調査であるとともに、救助法に定める救助項目の一つである「応急仮設住宅の供与」に必要な仮設住宅の数量の判断材料であることから、調査の遅れは、やはり被災者の生活再建の遅れに直結する。生活再建の遅れは、避難生活の長期化を招き、災害関連死に繋がる可能性があることから、上記の業務は、発災後、速やかに実施する必要がある。 以上のことから、住家被害認定調査及び罹災証明書交付事務等を災害救助法に定める救助の対象に含める必要がある。 また、このたびの能登半島地震においては、他の自治体において応急対策職員派遣制度に基づく職員派遣により、住家被害認定調査及び罹災証明書交付事務以外にも、物資集積場所の運用、物資輸送、公費解体の窓口業務など、救助法に基づく救助の対象とならない業務を数多く対応した実績があることから、派遣元自治体が財政的な不安なく災害対応業務に従事できるよう、派遣元自治体の財政的負担を軽減することが必要である。
千葉マリンスタジアム再構築に係る支援	（１）新スタジアム再構築事業への財政支援の着実な実施 スタジアム・アリーナ整備に活用可能な既存交付金の拡充と十分な財源措

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
措置について	置を講じること。 （２）スタジアム・アリーナ整備への支援制度の拡充 スタジアム･アリーナ整備支援制度の拡充とスポーツ産業成長に向けた新たな支援策を創設すること。 【現状・課題】 現在の千葉マリンスタジアムは、プロ野球球団の本拠地としての役割に加え、国内を代表する都市型音楽フェスティバルの開催地として年間 200 万人を超える国内外の来訪者を迎えている。我が国のスポーツ・文化産業を支える象徴的施設として、市民の誇りとなるとともに、本市の魅力向上や賑わい創出、経済・文化面での発展に大きく寄与してきた。 一方で、供用開始から 35 年が経過し、老朽化や機能面の更新が課題となっている。この課題の解消とさらなる魅力向上を図るため、本市は幕張メッセ駐車場において「まちとつながるエンターテインメントスタジアム」をコンセプトに、多様な価値や体験を提供する新たなスタジアムの再構築を目指す方針を表明した。 新スタジアムは、市民利用が可能な公共施設としての「ベース機能」（野球場、イベント機能、防災機能等）に加え、民間事業者の投資による「拡張機能」（商業、エンターテインメント、滞在機能等）を備え、365 日楽しめる「まちの社交場」となる施設として構想している。 整備にあたっては、千葉ロッテマリーンズをはじめとする民間事業者のノウハウを活用し、公的資金と民間資金を組み合わせた官民連携方式による事業化を目指している。 さらに、本市は脱炭素先行地域に選定されており、新スタジアム建設候補地である現幕張メッセ駐車場用地は「グリーン・ＭＩＣＥエリア」と位置付けられている。世界に共感され選ばれるグリーンＭＩＣＥの実現を通じて、交流人口の増加や地域経済の活性化を図ることとしている。 本事業は、「都市機能誘導区域での整備」「防災機能の強化」「ウォーカブルなまちづくりへの寄与」など、まちづくり政策と密接に連動しており、地域の賑わい創出やホームタウンとしての特色発揮に不可欠な事業である。これらを脱炭素化と両立させながら進める先駆的な取組であることから、財政支援措置について特段の配慮をお願いしたい。 また、本事業は「するスポーツ」と「みるスポーツ」を両立させる場を提供するとともに、全国的なスポーツ・文化産業の発展にも寄与するものである。プロスポーツのエンターテインメント、デジタル配信、物販など、多様な関連産業を生み出す「コンテンツ産業」としての側面も有していることから、既存の財政支援措置に加え、内閣府、文部科学省、スポーツ庁、経済産業省などによる多角的な支援を求めるものである。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
学校給食費、多子世帯の保育料、こども医療費に係る国の支援等について	（１）国の財政措置による学校給食費の無償化の実施 小学校では国の基準額に不足が生じており、中学校等では実施時期や方法等について未定のため、小・中ともに国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国で公平に無償化を実現すること。 また、完全無償化が実現するまでの間、抜本的負担軽減制度においては、食材料費の高騰などの状況を踏まえ柔軟に基準額を改定すること。 （２）多子世帯に対する保育料軽減の拡充 国の責任において一律の基準を設けるとともに、所得や年齢、同時入所の条件などは撤廃し、多子世帯に対する保育料軽減の拡充を図ること。 （３）こども医療費助成制度の創設 我が国の喫緊の課題である少子化対策の推進と、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを図るため、高校３年生年齢以下を一律で無料とする財政措置を含む全国統一の制度を創設すること。 【現状・課題】 本市給食費については、物価高騰が顕著となった令和４年度以降、高騰分を保護者に転嫁することなく、国臨時交付金等により不足額を補うことで対応してきた。 食材料費が高騰する中、品数を減らしたり食材を限定することなく、今までどおり栄養価を満たし、質・量ともに十分な給食を維持するため、令和８年度、学校給食費の引上げの改定を行った。保護者負担については、小学校は、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」により交付される財源を活用し、大幅に軽減した上で、重点支援交付金が交付される令和８年度については、臨時措置として、学校給食費改定後の額と国からの財源との差額は、同交付金を充当し保護者負担を求めないこととするほか、中学校においては、保護者負担額がこれまでと変わらないよう、食材料費の高騰分を同交付金により負担した。 小学校について、国の基準額では不足が生じており、本市が求めてきた「国の十分な財政措置により、学校給食費の無償化を実施すること」は実現されていない。また、中学校等の無償化については、実施時期、方法等について一切未定である。 国制度を補うため、令和７年９月より、所得や年齢、同時入所の条件を市独自に撤廃し、保育料の第２子半額、第３子以降無償を実施している。また、本市以外においても、条件を撤廃したうえで保育料の第２子以降無償化等を実施する自治体があり、居住地の違いによって、負担する保育料に大きな差が生じている状況である。本来であれば、居住地や所得・世帯構成の違いによって負担する保育料に格差が生じることはあってはならないことから、国の責任において一律の基準を設けるとともに、所得や年齢、同時入所の条件などは撤廃し、多子世帯に対する保育料軽減の拡充を図る必要がある。 こども医療費については、入・通院の助成対象を高校３年生年齢まで、第３

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	子以降の保護者負担額を無償化としており、県内市町村等の動向も踏まえて段階的に拡充を行っている。県の補助基準は、入院が中学３年生まで、通院が小学３年生までであり、市の制度拡充に伴い、市の負担が増加している。 こども医療費については、年々増加傾向にある。 令和５年度 決算 3,135 百万円 市負担 2,634 百万円 令和６年度 決算 3,609 百万円 市負担 3,048 百万円 令和７年度 決算（見込） 3,867 百万円 市負担 3,394 百万円 高校３年生年齢以下の入・通院を一律無料とした場合は、さらに３億４千万円以上の市負担増加が見込まれる。
地方交付税等における算定方法の見直しについて	（１）地方債資金 地方債資金のうち、地方公共団体金融機構資金については、現在の取扱いでは指定都市を除く市町村に優先配分するとされているが、指定都市の行政権能や資金ニーズを踏まえ、その取扱いを見直し、指定都市にも配分の拡大を図ること。 （２）物価高騰 物価高騰の影響に伴う市有施設の光熱費や委託料などの行政コストの高騰分について、適切に普通交付税（基準財政需要額）の算定に反映させるよう、算定方法を見直すこと。 （３）臨時財政対策債 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定利率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。 （４）特別交付税 特別交付税について、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直すこと。 【現状・課題】 地方債資金のうち、長期かつ安定的な資金を供給する公的資金の役割は、今後の財政運営を図る上で一層重要になってくるものと考えるが、現在の地方債同意等基準運用要綱の取扱いでは、公的資金については指定都市を除く市町村に優先的に配分すると規定されているため、指定都市が活用できる余地は実態としては少ない状況にある。 本市においては、従前より主に公営企業に係る事業に対して公的資金の配分を要望しているが、特に地方公共団体金融機構資金に関しては、要望額に対して１/４程度の配分に留まっており、当該資金の活用が限定的となっている。 公営企業にとっては、将来の負担を見通せることが安定経営を図る上で重要であり、それにはキャッシュフローの安定化を図る必要がある。そのため、長期・低利・固定の借入れが期待できる公的資金の更なる活用が不可欠となる。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	また、金利上昇局面においては、新発債による金利負担の低減を図ることはもちろん、借換えに伴う金利変動リスクへの対処も必要となり、長期固定による借入れはヘッジとして有効な手段の一つになると考える。 今後の本市においては、公的資金による長期固定金利の活用が今よりも可能となれば、財政の持続可能性に寄与するもとの考え、それが基盤となり、地域の実情に応じた行政サービスの安定的な提供に資するものと考えるため、その取扱いを見直し、指定都市にも地方公共団体金融機構資金の配分の拡大を図る必要がある。 令和７年度地方財政計画において、自治体施設の光熱費の高騰のほか、ごみ収集、学校給食など行政サービス等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に前年度から 300 億円増額の 1,000 億円が計上され、令和８年度には、同経費に加え、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における自治体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850 億円増額し、6,850 億円計上されたところである。 これに基づき普通交付税の算定においても、光熱費及び委託料の増加分として包括算定経費などの単位費用に反映されたが、本市の実態と照らし合わせると、これら経費については普通交付税措置を上回る財政負担を余儀なくされている。 市民生活に密接に関わる行政サービスを安定的かつ継続的に提供するため、物価高騰の影響については、適切に地方財政計画へ反映するとともに、普通交付税の算定においても、自治体の実際の財政需要を踏まえた適切な算定とするよう算定方法の見直しが必要である。 臨時財政対策債について、指定都市は他の市町村に比べて財源不足額に対する割合が高く算定されているが、本来、財源不足額は地方交付税で対応すべきものであることに加え、市債残高管理及び資金調達の観点からも課題である。 令和８年度地方財政計画において、臨時財政対策債については令和７年度に引き続き、新規発行がゼロになったとはいえ、廃止に至ったわけではなく、今後も社会経済情勢の変化等に伴い財源不足が生じうる状況を踏まえれば、速やかな廃止が必要である。 特別交付税について、公営企業関係経費などの項目において、大都市であるが故に多額に生じている経費があるにもかかわらず、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されている。 本市においても、例えば「卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費」などの算定項目について、財政力補正や算入率の適用が、他の市町村と異なる取扱いとなっていることから、実態に即した算定方法への見直しが必要である。
バス路線の維持確保に係る支援について	（１）運転手の確保・育成に対する支援強化や、交通ＤＸの取組推進 路線維持のために必要な運転手の確保・育成に対する支援強化や、車両の

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	安全設備や労務システム整備等に対する財政的支援の拡充などの経営力強化に資する交通ＤＸを推進すること。 （２）事業者の経営に対する財政支援の拡充 路線バス事業者の運行経費への支援のほか、男女別トイレや休憩室など運転手の労働環境整備や回転場などの施設整備費の補助要件の緩和、また、施設整備に係る借地料なども支援対象に拡充すること。 【現状・課題】 本市の路線バス運転手の約５割が５５歳以上で今後一斉に退職時期を迎えるため、運転手の確保のための、大型２種免許取得支援に取り組んできた。 また近年は、運転手採用に係る広告費や紹介料にも支援を拡大しているが、十分な運転手の確保には至っていない。 燃料価格高騰への支援や、国の補助要件に合致しない生活路線を対象に運行欠損額の補助も実施しているほか、路線廃止により市民生活に大きな支障が生じる地域にはコミュニティバスやデマンド型交通を導入しているため、市の財政負担が大きい。 車両や営業所など運行に必要な既存のインフラ維持の財政負担が大きく、効率的な運行のために必要となる車庫や回転場などの新設は事業者にとって難しい状況にある。 持続可能な地域公共交通の維持確保のためには、将来を見据え、データに基づく議論が必要であるが、輸送収入や運転手数などの経営に関する情報や、運行便数などのバス情報は事業者から国に直接報告する制度であるとともに、紙面やＰＤＦデータのためデジタル化や統一形式の採用など自治体がデータ活用しやすい環境整備が必要である。 経営力強化や利便性の向上につながる交通ＤＸ推進のため、事業者向けの研修会を開催し、理解向上や技術的支援に努めているほか、将来を見据え自動運転バスの社会実装を視野に入れた実証実験の取組も進めている。 複数市町村をまたいで運行するバス事業においては、運転手の確保育成や事業者の経営に対する支援は自治体単独では限界があり、広域的な観点での取組や支援が求められる。
ＪＲ京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について	（１）観光・産業の発展に寄与する、羽田空港アクセス線と連携したＪＲ京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援 異なる事業者間における運賃収受方法・収益配分や線路容量、費用負担等の制度的課題があることから、事業者だけでは解決困難である。課題解決に向け、鉄道事業者のみならず、国、東京都及び千葉県など幅広い関係者による前向きな協議調整が必要であり、国は主導的な役割を果たすこと。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
国土強靱化のためのインフラ施設の老朽化・地震対策への財政支援	【現状・課題】 平成 26 年５月、本市は、沿線自治体で構成する「ＪＲ京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転促進に関する協議会」を設立し、調査研究を進めた。平成 27 年に同会が実施した調査においては、相互直通運転が実現した場合、利用者総便益が約 52 百万円／日増加すると推計される。 相互直通運転については、千葉県内自治体で構成する「千葉県ＪＲ線複線化等促進期成同盟」において国土交通省およびＪＲ東日本に、また、千葉県・千葉市および幕張新都心まちづくり協議会の三者にてＪＲ東日本および東京臨海高速鉄道に対し、要望活動を継続している。 本件の実現には、異なる事業者間における運賃収受方法・収益配分の整理、京葉線の線路容量不足、必要な設備投資および運営収支変動への費用負担の整理、アクセス線との運行調整などの課題がある。羽田空港アクセス線整備が進展する現段階で制度設計を行わなければ、将来的な改修コスト増大やネットワーク効果の発現遅延が懸念される。 このような状況の中、課題解決に向け、鉄道事業者のみならず、国、東京都及び千葉県など幅広い関係者による前向きな協議調整が必要である。協議調整にあたっては、国に主導的な役割を果たしてもらいたい。 （１）インフラ施設の老朽化、地震対策への財政支援 国土強靱化実施中期計画に基づくインフラ施設の点検・調査、改築・更新等にかかる必要な財源に加え、「推進が特に必要となる施策」以外のインフラ施設の老朽化、地震対策についても必要な予算・財源を確保すること。 （２）部分改築に対する交付金の恒久制度化と補助対象管路の拡充 全国特別重点調査対象管路を対象とした部分改築の交付金制度を恒久化するとともに、告示別表における補助対象管路の拡充を行うこと。 （３）中大口径下水道管路の調査困難箇所での新技術活用に対する支援 従来手法による点検・調査が困難である中大口径下水道管路への新技術活用に対する支援をすること。 【現状・課題】 下水道施設の老朽化対策においては、目標耐用年数を超過し一定の故障リスクを許容しながら計画的に改築を進めている。令和７年度補正予算は老朽化対策でゼロ査定となり、通常予算においても同様の傾向となった場合に持続可能な下水道システムの構築が困難となることから、下水道施設の老朽化対策に係る必要な財源を確保すること。 また、道路施設（橋梁等）については、事後保全型の取り組みを進めながら、国が定める「インフラ長寿命化計画（行動計画）」にて必要性が示されている予防保全型メンテナンスに対しても並行して実施しているが、特に予防保全に対する補助金の配分が年々厳しい状況であること、地震対策においては、橋梁

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	の耐震補強による鉄道施設への２次被害防止の取り組みや緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ経路の無電柱化整備を継続して実施していることから、これらに必要な財源を確保すること。 　さらに、水道施設では重要施設への供給を優先する上下水道耐震化計画を策定したが、令和８年度予算で大幅な内示減が行われた。現行の予算措置では早期の機能確保が困難になることから、耐震化に必要な財源を確保するために、予算措置のほか下水道事業並みの補助率の拡充を行う制度改正を要望する。 　中大口径管路の改築需要は今後急増し、効率的に老朽化対策を実施していかなければならない。また、本市においては告示別表によりストックマネジメント支援制度で対象となる補助対象管路が限定的であり、単独費により改築事業を進めている状況であることから、部分改築の恒久制度化と告示別表の補助対象管路の拡充をすること。 　中大口径管路の調査困難箇所は老朽化の進行により今後ますます増加する見込みであり、点検・調査に対する新技術の活用は必須であることから、技術活用が容易となるよう既存制度の要件緩和ならびに、民間事業者への技術普及が促進されるように補助制度の創設や活用しやすい制度設計の支援を要望する。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
特別市制度の創設について	○　現在、我が国には、急速に進む人口減少や長期の経済停滞等の深刻な危機が訪れており、将来的には、更なる行政コストの増大や地域資源の減少により、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になると考えられています。 ○　こうした中、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、長年変わらない地方自治制度のあり方の抜本的な見直しについて議論を進めるとともに、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指していく必要があります。 ○　第 34 次地方制度調査会が発足し、大都市地域における行政体制等のあり方について諮問されたところですが、国においても十分な検討を行っていく必要があります。 ○　特別市に関しては、指定都市市長会が、これまでの諸課題に対する現時点の考え方を整理し、報告書としてまとめていることを踏まえ、議論を行う必要があります。 ○　特別市制度は、広域自治体と基礎自治体の事務を統合し、住民に身近な事務を一元的に担うことで、効率的・機動的な都市経営を実現し、その成果を圏域や日本全体にも還元するものであり、大都市と周辺自治体の双方に良い影響がある制度です。 ○　特別市を中心とした水平連携や道府県による垂直補完など、特別市と道府県が適切に役割分担を行い、人口減少等により厳しい状況下にある市町村を複層的に支援することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がります。 ○　指定都市は、大都市特例事務に係る行政サービスを実施していますが、権限に見合う財源が措置されておらず、実態に見合った制度の見直しが必要です。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 1　地方制度調査会において大都市地域における行政体制について議論が進められていること等を踏まえ、国においても十分な議論を行い、大都市制度のあり方等に関する検討を加速させ、特別市制度の早期実現を図ること。 2　特別市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、道府県から指定都市への権限及び税財源の移譲を行うこと。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について	○　地方交付税は、補助金や交付金のような政策誘導手段として用いるものではなく、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源です。 ○　本市は、令和６（2024）年に人口が 155 万人を突破し、都市として成長を続けています。一方で、自然動態は減少に転じ、生産年齢人口のピークも目前に迫っており、将来的な人口減少が見込まれます。 ○　指定都市の普通交付税不交付団体として、「財政が豊か」というイメージを持たれている一方で、指定都市を市民１人当たり標準税収で比較すると、本市は第３位ですが、普通交付税及び臨時財政対策債を加えた市民１人当たり一般財源で比較すると、第 18 位となり、「不交付団体＝財政的に豊か」という関係は成り立ちません。 ○　本市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備などの大都市特有の財政需要や、防災・減災、国土強靭化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る財政需要を抱えている中、収支不足に伴い減債基金からの借入れを行っている状況であり、「財政が豊か」という実態はありません。 ○　現在、各省庁独自で財政力指数に基づいて国庫支出金の割り落とし等が行われていますが、地方交付税による地方団体相互間の調整に加えた「二重の調整」であることから、財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を見直す必要があります。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 １　財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。
ふるさと納税制度の見直しについて	○　ふるさと納税制度は、本来の制度創設の趣旨や理念とは裏腹に、返礼品や節税を目当てとしたネット通販化している状況です。 ○　ふるさと納税により流出するのは、地方税の中でも基幹的地位を占め、いわば「地域社会の会費」として位置づけられる個人住民税ですが、本市においては、流出見込額が令和８年度で 170 億円となるなど、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要を抱える中で看過できない状況です。 ○　令和８年度税制改正において、特例控除額に 193 万円の定額の上限が新たに設定されました。この改正については一定評価するものですが、減収額への影響は約１億円の縮減にとどまるものと見込まれ、依然として地方自治体の財政に与える影響が大きく、また、高所得者ほど制度の恩恵を受けうるという課題が残されています。 ○　こうした状況を踏まえ、納税者への影響等を考慮した上で、特例控除額の

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	上限額を引き下げることのほか、限度額を所得割額の２割から１割に戻すこと、また、経費割合を更に引き下げることなど、見直しを早急に行う必要があります。 ○　「ワンストップ特例制度」は、申告手続の簡素化までの特例措置として導入されたものであり、既にマイナポータルを活用した新たな申告方法が開始されていることからその役割を終えたものと考えられるため、速やかに廃止する必要があります。 ○　制度廃止までの間は、所得税控除相当額に係る減収影響に対する財政措置を講ずる必要があります。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 １　返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっていること等を踏まえ、特例控除額の上限額の引下げなど更なる見直しを早急に行うこと。 ２　「ワンストップ特例制度」を速やかに廃止するとともに、廃止までの間、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補塡すること。
システム統一・標準化について	○　当初示されていた移行期限である令和７（2025）年度末を迎えたものの、依然として特定移行支援システムが多く残存しており、多額の移行経費が必要な状況にあります。また、標準準拠システムへ移行した業務においても、一部機能が経過措置により未実装であり、その実装には別途費用が発生します。これらの令和 12（2030）年度末までに生じる全ての補助対象経費については、国が全額負担するべきです。 ○　システム標準化に伴う運用経費の増加については、システム運用最適化支援事業費補助金が新設されるなど、新たな対応策が示されたところですが、普通交付税の交付団体か否かによって自治体の負担額に大きな差が生じる内容となっています。システム標準化の目的として運用経費の削減が掲げられている以上、標準化により増加した運用経費については、国が全額負担するよう補助制度の見直しが必要です。 ○　本市では多くの業務が令和９（2027）年度以降に標準準拠システムへ移行します。今後、国が実施する制度改正等が標準準拠システムへの移行を前提として進められた場合、自治体の対応が困難となり、市民サービスに影響が生じる可能性があることから、特定移行支援システムへの配慮を行うよう、デジタル庁が関係省庁と調整する必要があります。同様に、制度改正等への対応として特定移行支援システムの改修が必要となる場合、その経費については国が負担するよう、所管省庁における調整が必要です。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	1　デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）について、令和 12（2030）年度までに発生する全ての補助対象経費を、国が全額負担すること。 2　システム標準化に伴い運用経費が増加している中で、地方交付税措置によらず国が運用経費の増加分を全額負担するよう補助制度を見直すこと。 3　国の制度改正等が標準準拠システムの実装を前提として進められることなく、特定移行支援システムに配慮して実施されること。
継続的な待機児童対策と利用者負担の軽減に向けた支援について	○　本市では、保育所等の利用申請率は年々増加している中、多様な手法を用いた保育受入枠の確保等を実施した結果、令和８（2026）年４月１日時点の待機児童数は６年連続でゼロを達成したところです。 ○　就学前児童数の減少等により、保育ニーズは今後緩やかに減少するものと見込んでいるところですが、マンション建設により人口の増加が見込まれるなど特に保育ニーズが高い地域では、引き続き、施設整備等により保育受入枠の確保が求められるため、待機児童数等によらず整備費補助の嵩上げ措置の適用が必要です。 ○　安定的な保育の提供を継続するためには、既存施設を有効活用する必要がありますが、本市では、開設後 10 年以上が経過した保育所等が増えている中、今後、老朽化等対策に関するニーズの増加が予想されるため、引き続き支援が必要です。 ○ 保育所等の利用者負担額について、本市では、市単独で負担し国基準以下の料金を設定するとともに、多子世帯への軽減措置についても令和６（2024）年４月から市独自の拡充を実施していますが、各自治体においても、独自の料金設定や軽減措置を行っていることから、自治体間で格差が生じています。 ○ 保育料の負担軽減措置については、本来は一律の基準に基づき運用される必要があること、独自の負担軽減措置により本市における財政負担が生じていることから、国基準保育料の減額、多子世帯の負担軽減に係る所得制限等の撤廃、さらに第２子以降の無償化など、保育料軽減措置を拡充する必要があります。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 1　継続的な待機児童対策のため、受入枠確保に必要な財政措置を講ずること。 2　定員増を伴わない改築や修繕について、必要な財政措置を講ずること。 3　保育所等の利用者負担の軽減に向けて、国基準保育料の減額、多子世帯支援の拡充の措置を図ること。
乳児等通園支援事業	○　乳児等通園支援事業は、令和６年度の試行的事業から始まり、令和８年４

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
（こども誰でも通園制度）について	月に給付制度化され本格実施となりました。令和８年度の補助単価は増額となったものの、実施施設からは、一般型における保育士の専任要件や突発対応に備えて経験豊富な保育士を配置する必要性を踏まえると、未だ不十分との意見があり、さらに利用ニーズが不透明なため実施しない施設も多い状況です。継続的かつ安定的に事業を実施できるよう、配置人数に応じた加算など、体系や単価設定等について更なる見直しや拡充が必要です。 ○　試行時から利用上限枠は 10 時間であり、本格実施となった令和８年度もその枠は維持されていますが、制度利用者からは現状の上限枠では不足との意見があります。全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化していくためには、利用上限枠についても拡充が必要です。 ○　現行の総合支援システムにおいては、住基連動や給付認定機能が備わっておらず、利用者アカウントの正確な管理が困難であり、発行作業も手入力となっていることから、市民サービスへの影響や自治体の事務負担が増加しており、それらの課題の解消のためには、住基システムや子ども・子育て支援システムとの連携ができるようシステム改修が必要です。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 １　円滑に事業を実施できるよう、加算額の体系や単価設定等について更なる見直しや拡充を行うこと。 ２　利用上限枠を拡充し、利用者のニーズに即した制度とすること。 ３　総合支援システムに関して、より自治体の実務を踏まえた仕様とすること。
子どもの医療費助成の在り方の検討について	○　医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は２割、義務教育就学後以降は３割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。 ○　本市では、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる総合的な子育て環境づくりを進めています。小児医療費助成制度について、令和５（2023）年９月に、対象年齢の中学３年生までの拡大、所得制限の撤廃により制度拡充を図りましたが、更なる制度拡充を求める声が上がっていることから、令和８（2026）年９月には、対象年齢を高校生年代まで拡大しました。 ○　子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるためには、子ども医療費助成制度は、地方自治体間で差異が生じない統一的な制度であることが望ましく、制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで共同で検討する体制づくりが必要です。 ○　国におけるＰＭＨ及び全国現物給付化により、運用面の統一が予定されて

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	いることも勘案し、国、都道府県、市町村が一体となって子どもへの支援が可能となるよう、国の責任において、窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設することが必要です。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 1　我が国の喫緊の課題である少子化対策として、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。 2　国と地方自治体が、子どもの医療費助成について、共同で検討を行う体制を構築すること。
児童福祉人材の確保に向けた支援について	○　児童養護施設や乳児院等において、国の「新しい社会的養育ビジョン」等に定める「できる限り良好な家庭的環境」での養育実現と、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を両立させるためには、保育者や児童指導員など専門職の適正な職員配置への見直しが必要不可欠です。 ○　保育士等の児童福祉人材にかかる処遇改善については、国において一定の改善が図られてきましたが、給与は依然として低額であり、本市独自に処遇改善を行ってはいるものの、待遇面を理由に離職する者も多い状況です。 ○　保育所等の宿舎借り上げ支援制度については、施設長や栄養士が補助対象となっていないほか、補助対象期間は段階的に短縮され、補助基準額も減額されています。また、財政力指数を踏まえた補助率の引き下げも行われています。児童福祉人材の雇用を促進するためにも、補助対象者を拡充するとともに、補助対象期間の見直しは慎重に行う必要があります。補助基準額については、変更前の水準に戻し、今後それを維持するとともに、財政力指数を踏まえた交付額の減額調整を見直す必要があります。 ○　児童養護施設等の職員は夜勤や長時間労働など過酷な勤務にも関わらず、保育所の保育士と比較して、宿舎借り上げ支援制度が無いことや処遇改善加算が不十分であるなど待遇面の格差があるほか、困難な業務と給与水準のバランスが確立できていないなど、人材確保・育成・定着が進んでいない現状があります。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 1　児童養護施設等の職員配置基準を見直し、体制強化への支援を行うこと。 2　保育士等の児童福祉人材の確保に必要な処遇改善加算等の増額を講ずること。 3　保育所等の宿舎借り上げ支援制度については、対象者を拡充するとともに、対象期間の見直しを慎重に行い、また、基準額は変更前に戻し、維持するとともに、財政力指数を踏まえた減額調整を実施しないこと。 4　児童養護施設等については、宿舎借り上げ支援制度を新たに創設すること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
福祉・介護人材の確保に向けた支援について	○　福祉・介護人材の確保に向けては、国においても取組を進められているところですが、賃金が低いことや職場環境の状況等から全国的に人材が不足しています。 ○　本市においては、家賃支援制度の実施や、就職相談会の開催、メンタルヘルス相談窓口等の設置、各種研修の実施など「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」の４つのアプローチによる取組を行い、福祉・介護人材の確保と定着に努めているところですが、各事業所における人材の不足感は高い傾向にあります。 ○　本市は１畳あたりの家賃及び月額平均家賃において、いずれも指定都市で最も高く、都市部特有の地域特性があります。 ○　国では、令和８年度の介護報酬期中改定など、処遇改善に取り組んでいますが、福祉・介護従事者全体としては、一般労働者に比べ賃金が低く、その差は、さらに拡大している状況です。 ○　高齢者・障害者への支援のために人材は最大の基盤となります。そのための福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた支援として、更なる処遇改善や居住費における宿舎整備にとどまらない都市部特有の住宅状況を踏まえたきめ細やかな支援は必要不可欠です。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 １　川崎市は住宅１畳あたりの家賃が指定都市で最も高く、人材を確保するに当たっては、住居費の負担が大きいことから、都市部における住居費負担の軽減に向けた支援を行うこと。 ２　福祉・介護人材の確保については、今後の地域包括ケアシステムの推進や社会保障制度の維持に向けて必要不可欠なものであるが、令和８年度の介護報酬期中改定後においても、賃金は依然として他産業と比べ低い水準にとどまる見込みであることから、更なる処遇改善策を速やかに講じること。
安全・安心で良好な教育環境の充実について	○　毎年度、補助単価の見直しが行われているものの、昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇の影響等もあり、依然として現行の補助単価と実際の工事費に乖離があり、大きな負担となっています。また、補正予算等による措置のため、入札不調等で工期延長があった場合、再度の繰越措置は困難であり、市負担が増大するリスクがあります。 ○　本市では、平成 20 年度から平成 21 年度までにかけて一斉整備した普通教室等の空調設備が一斉に更新時期を迎え、令和７年度から令和 10 年度までの４年間で更新整備する予定ですが、補助対象事業費の上限額が令和４年度から引下げられたため、所要額に見合う十分な補助を受けることができない状況にあります。 ○　これまで児童生徒数が増加傾向にあった本市では、保有教室に余裕のある学校は数少なく、加えて、中学校の 35 人学級編制への対応もあることから、

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	多くの学校で教室の転用や増築が必要となります。短期間での整備にはリース方式も有効な整備手法ですが、現在の制度では、補助を活用できないこととなっています。 ○　昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇、また、人材不足の影響のため、学校施設に関する工事入札についても、不調件数及び全体に占める不調件数の割合は年々増加しています。入札不調による工事スケジュールの見直しのために事業年度が変更となる場合があり、国庫補助の再計上について柔軟な対応が必要となっています。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 １　実勢価格を踏まえ、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。 ２　空調設備等の補助対象事業費の上限額の引上げを図ること。 ３　教室不足を効果的に解消するため、補助制度の拡充を図ること。 ４　物価高騰や労務単価上昇に起因する入札不調に伴う事業年度変更に係る国庫補助の再計上について柔軟な対応を図ること。
学校給食費の無償化に係る制度の見直しについて	○　令和８年度より「学校給食費の抜本的な負担軽減」事業が開始されましたが、昨今の物価状況においては、本事業の支援額では大幅に不足が生じている状況です。 ○　不足分については、引き続き保護者から徴収することも可能とされているところですが、公費負担を行う自治体と、引き続き保護者に負担を求める自治体が発生し、混乱が生じています。 ○　また、小学校段階での「学校給食費の抜本的な負担軽減」事業の開始により、中学校との格差が広がり、保護者から不満の声が寄せられています。 ○　学校給食費の無償化は、法改正を含め、全国一律の制度として国の責任により構築されるべきものであり、令和９年度に向けて、中学校段階も含めた義務教育課程での完全無償化の制度を早期に構築する必要があります。 ○　無償化の実施に向けては、安定財源の確保を図り、物価動向等を踏まえた適切な支援額を設定するとともに、普通交付税不交付団体であっても負担が生じないよう、適切な財政措置が図られる必要があります。 ○　さらに、今回の「学校給食費の抜本的な負担軽減」事業において、交付金の算定に含まれる非喫食者については、各自治体における金銭給付等の事業も想定されているところであり、継続的かつ安定した財政措置が必要であるとともに、地域による格差が生じないよう、制度スキームの平準化に向けた国のサポートが必要です。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 １　学校給食費の無償化については、令和９年度からの実現に向けて、自治体

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	や保護者に負担が生じないよう学校給食法の改正を含む義務教育課程での完全無償化の制度を早期に構築すること。 ２　無償化の実施にあたり安定財源の確保を図るとともに、地方交付税措置によらず、必要な費用の全額を国が負担すること。
多摩川における治水対策の推進について	○　令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、本市域では各支川との合流部や排水樋管周辺地域等で浸水被害が発生したため、被害軽減に向けた多摩川の治水対策の推進が不可欠です。 ○　「多摩川緊急治水対策プロジェクト」による河道掘削等を早期に実施するとともに、「多摩川水系流域治水プロジェクト」や「多摩川水系河川整備計画」に位置付けている箇所の河道断面の確保に向け、適宜、河道掘削を行う必要があります。また、多摩川と支川との合流部付近や排水樋管の放流部付近等の河道内において、土砂堆積が見受けられるため、土砂掘削などを行い、継続的に水位を低減する対策を行うことが不可欠です。 ○　多摩川における平瀬川との合流部の堤防高は、基準値を満たすように、堤防整備等の治水対策を行うことが不可欠です。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 １　令和元年東日本台風で浸水被害のあった多摩川と支川(平瀬川・三沢川)等との合流部や排水樋管の放流部における河道掘削を早急に実施すること。 ２　「多摩川水系流域治水プロジェクト」や「多摩川水系河川整備計画」に位置付けている、多摩川における浸水被害の最小化に向けた対策について、河道掘削や平瀬川との合流部処理における堤防整備等の治水対策を確実に実施すること。
自動運転の社会実装に向けた支援について	○　路線バスの減便や廃止が全国に拡大しているなか、都市部の本市においても運転手不足等の影響により、路線バスを大幅に減便せざるを得ない状況が生じています。 ○　本市では、国土交通省の「自動運転社会実装推進事業」の採択を受け、自動運転レベル４のシステムを搭載したティアフォー社製の車両を納車し、都県をまたぐルート（羽田連絡線）と 1 日 30 万人以上が利用する川崎駅前を走行するルート（川崎病院線）で、令和 9 年度の実装を目指し、令和 7（2025）年 1 月 27 日から実証実験を実施しました。 ○　本年３月には、デジタル庁の「自動運転社会実装先行的事業化地域事業」に選定されたことから、長期間の運行や有償運行の実施により、レベル４運行時の日常的な課題を把握、改善することで取組を加速していきます。また、市交通局でも自動運転バスの導入検討に着手しており、他路線への横展開も見込まれます。 ○　自動運転バスの事業性を高めていくためには、より多くの乗客が乗車でき

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	る大型バスの活用が必要です。 ○　持続可能な社会実装の実現に向けて、都市部における自動運転技術の研鑽や地域の交通環境に即したインフラ整備、事業性の向上に向けた取組等を自治体と関係事業者が綿密に連携して推進していくためにも、関係する制度の整備や実証試験の実施費用、複数年にわたる継続的な国の支援が必要です。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 １　自動運転技術を活用した路線バスの社会実装に向けて、実証事業やインフラ整備等の本格運行に向けた支援の充実を図ること。 補足 ○　国土交通省の「自動運転社会実装推進事業」は、令和８年度に補助要領が大きく変更され、「令和９年度までに全区間のレベル４実装」をする路線のみが補助対象となり、未達成の場合は補助金の一部返還が必要になる可能性があるとされました。 ○　本市は、羽田連絡線（大師橋駅～天空橋駅）において令和９年度、川崎病院線（川崎駅～市立川崎病院）において令和１０年度にレベル４を実装させることとしていたため、令和８年度は羽田連絡線のみの申請とせざるを得ない状況になりました。 ○　多くの自治体で実証実験の休止や見送りが発生しているため、計画的な取組に対して適切に支援が行われるよう、補助要領の見直しが必要です。
川崎臨海部の土地利用転換について	○　川崎臨海部のかつてない規模の土地利用転換は、首都圏中心に近い産業用地などの貴重な資産を活かし、カーボンニュートラルの実現と同時に次代の柱となる新たな産業創出などに資する土地利用を目指し取組を推進しており、これからの我が国の成長や、重点課題の解決において重要な役割を担うものです。 ○　取組の先鞭となる南渡田地区では、革新的なマテリアルの開発を具現化する新たなスケールアップ産業拠点の形成を目指し、令和９年度のまちびらきに向けて先行地区の整備を推進します。広大な敷地とバースを有する扇島地区では、先導エリアにおける令和 10 年度の液化水素サプライチェーン構築に関する商用化実証開始を目指した受入・供給拠点の整備に着手し、バースを活用した港湾物流やＧＸ・ＤＸによる効率化・高付加価値化を実現した高度物流の拠点整備を進めています。 ○　こうした我が国の成長と課題解決に資する官民の取組を推進・加速させるためには、ＧＸによる新たな産業拠点の形成等に必要な土地や産業基盤の整備、及びエコシステムの構築などの新たな産業の創出に向けた取組に対して、規制緩和と一体となった財政・税制・金融上の重点的な支援が必要です。 ○　また、扇島地区の首都高速湾岸線出入口や国道 357 号のほか、各地区の土

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	地利用を支える道路などの交通基盤や、扇島地区における公共埠頭・臨港道路等の港湾施設の整備、及び水素等の大量かつ安定的な受入・供給等を可能とする商用化実証後のサプライチェーン構築に向けた取組に対して、重点的な財政措置等が必要です。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 1　扇島地区や南渡田地区などの土地利用転換における、新たな産業拠点の形成などに必要な土地や産業基盤の整備及び新産業創出に向けた取組に対して、規制緩和と一体となった財政・税制・金融上の重点的な支援措置を講ずること。 2　扇島地区や南渡田地区の土地利用を支える道路などの交通基盤や、扇島地区の港湾施設の整備、及び水素等の商用サプライチェーン構築に向けた取組に対して、重点的な財政措置等を講ずること。
脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について	○　本市は、市域のほとんどが市街化しており、再エネポテンシャルの 99%が建築物への太陽光発電設備となっているため、市域の再エネ導入拡大を図ることを目的に、新築建築物への再エネ導入義務制度を令和７年度から施行しています。 ○　国が策定した「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」では、地域との共生を前提とした屋根設置等の地域共生型への支援の重点化、次世代型太陽電池の開発・導入強化等が示されており、都市部にて太陽光発電設備導入を促進し、再エネの更なる普及拡大を後押しするためには、具体的な予算・制度措置を国主導で一層進める必要があります。 ○　先進的な取組である導入義務制度により設置された再エネ発電設備は、Ｊ－クレジット制度において、「追加性が認められない」とされましたが、本制度を遵守した事業者が不利益を被る可能性があるため、制度を見直す必要があります。 ○　再エネの普及拡大に伴い、需給調整や系統制約等の課題が顕在化しています。令和８年３月には、東京電力パワーグリッド管内において初めて再エネの出力制御が実施されるなど、首都圏においても対応が求められる状況となっています。 ○　このため、ＦＩＴに頼らない自家消費型太陽光発電設備の普及や、蓄電池等による調整力の確保、系統対策の推進を国主導で一体的に進める必要があります。 つきましては、以下についてご配慮をお願いします。 1　屋根置き太陽光発電設備を中心とした地域共生型太陽光への支援を進めるとともに、J-クレジット制度において、導入義務制度に基づき設置された再生可能エネルギー発電設備を適切に評価し、制度の対象とするよう見直し

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	を行うこと。 ２　第７次エネルギー基本計画における太陽光発電設備の導入目標の達成に向け、課題解決や技術開発、社会実装、制度の見直しに向けた取組を加速させること。特にＦＩＴに頼らない自家消費型の太陽光発電設備の普及や蓄電池の導入促進など、系統対策や調整力の確保に向けた取組を一層推進すること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
特別市の早期法制化の実現	1　第 34 次地方制度調査会において、特別市に関する議論を着実に進め、特別区設置以外の新たな大都市制度の選択肢として、早期の法制化を実現すること。 2　特別市が実現されるまでの間、引き続き、指定都市への事務・権限の移譲及び国の義務付け・枠付けの見直し等の一層の推進と、自主財源の充実強化を図ること。 ≪特別市の早期法制化≫ ・我が国の地方自治制度は、明治21年に47道府県の形となって以来、道府県と市町村による画一的な二層構造が約140年にわたり継続しています。また、現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから70年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、依然として多くの課題を抱えており、大都市がその能力を十分に発揮できる制度的な位置付けがされていません。３７７万人の市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行財政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、地方自治制度の抜本的な改革が必要です。 ・横浜市会は、令和４年２月に「特別自治市」の早期実現に関する決議を議決するとともに、令和４年11月、令和６年１月、令和７年１月、令和８年１月に総務省、衆参両院の総務委員長に「特別市の法制化に関する要望書」を提出しています。 ・神奈川県内三政令市の市長・正副議長の懇談会を令和５年度以降毎年開催し、特別市の法制化の早期実現に向けた意見交換等を行っています。令和８年７月には、「特別市の早期法制化の実現に向けた横浜市・川崎市・相模原市の共同メッセージ」を取りまとめました。 ・令和７年６月に超党派の国会議員で構成される「指定都市を応援する国会議員の会」が開催され、「次期地方制度調査会に、特別市制度の法整備を含めた大都市制度のあり方の調査審議について諮問し、議論を進めること」を国会及び政府等に対して強力に要請する決議が行われ、同年９月に当時の内閣総理大臣及び総務大臣に決議文が手交されました。令和８年５月にも同会が開催され、「多様な大都市制度の早期実現」について指定都市市長と意見交換が行われました。 ・令和８年１月には「第34次地方制度調査会」が発足し、「大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方」が諮問され、特別市の意義や制度化を検討する場合の論点について調査審議が進められています。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	・人口減少や担い手不足が深刻化し、行政需要が多様化・複雑化する中、将来を見据え、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、第 34 次地方制度調査会での議論を着実に進め、新たな選択肢として特別市の法制化の早期実現を要望します。 ≪事務・権限の移譲≫ ・令和６年通常国会における地方自治法改正の議論において衆参両院で附帯決議の趣旨を踏まえ、特別市が実現するまでの間も、多様化・複雑化する地域課題や住民ニーズに的確に対応し、指定都市自らの発想と創意工夫による課題解決を行えるよう、市民生活に直結する分野の事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しを一層推進していくことを要望します。 ≪自主財源の充実強化≫ ・指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限（大都市特例事務）が移譲されていますが、それに必要な財源について、税制上の措置が不十分です。大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、税源移譲による税源配分の見直しを行い、指定都市の自主財源を充実強化することを要望します。 参考１　「横浜特別市大綱」（令和４年 12 月改訂）≪抜粋≫ ■「特別市制度」が求められる背景・必要性 〇指定都市制度の問題点 ・指定都市と道府県の二重行政 ・大都市特例事務に関する不十分な税制上の措置 〇大都市及び横浜市を取り巻く現状と課題 ・人口減少社会の到来と超高齢化の進行 ・公共施設の保全・更新需要の増大 ・グローバル化の進展に伴う日本の国際競争力の低下 〇特別市制度の必要性 ・横浜市は我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務があるが、現行の指定都市制度では、大都市がその能力を十分に発揮できるような制度的位置付けがされていない。 ・市民の暮らしを支え、さらに経済を活性化していくためには、大都市・横浜が持つ力を存分に発揮できる特別市制度が必要である。 ■横浜特別市制度の骨子 〇原則として、現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。 〇市域内地方税の全てを賦課徴収する。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	○県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化する。 ○内部の自治構造は、市－区の２層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。 参考２　第34次地方制度調査会諮問文 人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。 参考３　地方分権改革の推進 ■指定都市への事務・権限移譲の重点項目 ・私立幼稚園に係る事務・権限 ・地域医療構想・医療計画の策定等、医療法に係る事務・権限 ・一級河川（指定区間）・二級河川の管理に係る事務・権限 ・急傾斜地法に係る事務・権限 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務・権限　　など 参考４　衆議院・参議院の総務委員会の附帯決議（抜粋） （衆議院 令和６年５月 30 日、参議院 令和６年６月 18 日） ○国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること。

相模原市要望事項

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
１ 組合等区画整理補助事業に係る採択基準の緩和	本市域において、組合施行の土地区画整理事業の事業化を検討している地権者組織があり、該当地区は人口減少により人口フレームを根拠とする市街化編入ではなく、工業・流通業務地として、計画的な市街地整備を行うことが前提の地区となります。 産業系土地利用を前提として市街化編入をし、土地区画整理事業を行う場合、大きな区画を設定し企業誘致を行うことが想定され、街区道路が少なくなることや公園面積の基準を適用しない場合もあり、住居系土地利用に比べて公共用地面積が少なくなる傾向があるため、組合等区画整理補助事業の採択基準を達成しようとする場合、事業に必要以上の公共用地を確保する必要があります。 こうしたことから、土地利用の促進を図るため、組合等区画整理補助事業に係る公共用地率の採択基準を緩和するよう要望します。
２ 新たな産業創出の拠点形成に係る財政支援	本土地区画整理事業は、圏央道相模原愛川インターチェンジからの広域ネットワークを生かし、市内外の産業需要を支える新たな産業創出の拠点を形成することを目的としており、本市のさらなる発展のために必要な事業となります。 当該事業は、平成２６年に事業計画決定し事業を開始し、その後、大量の地中障害物の発出等により、令和元年６月から事業を中断していましたが、令和４年５月に事業再開を決定し、令和７年度から工事を再開しました。こうした経緯から、早期使用収益開始の実現を第一に事業完了に向けて取組んでおります。 今後も大規模なアクセス道路の整備が控えており、令和１４年度の工事完了に向けて円滑かつ着実に事業を推進するため、安定的な事業費の確保が不可欠になることから、国費率に基づく確実な財政措置を講じることを要望します。
３ 自動運転の普及拡大の促進	全国的に運転士不足が課題となっており、バスの減便や路線廃止が全国各地で発生していることから、国は地域公共交通の確保維持の手段として自動運転の社会実装を推進しており、本市においても、自動運転の社会実装に向けて実証運行に取り組んでいます。 自動運転については、実証段階における初期費用が高額であることに加え、社会実装後においても、保守・点検、システム更新、遠隔監視等に要するランニングコストが大きな負担であることが課題となっています。 国土交通省の補助金については、令和９年度までに全区間での自動運転レベル４の達成や原則リース車両の活用が認められないなど、非常に厳しい要件となり、本市においては活用できていません。 地域公共交通の維持確保に関しては、地域住民にとって必要不可欠な事業であり自動運転の普及を推進するため、補助金制度の柔軟な運用・拡充や新たな補助制度の創設を要望します。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	更に、高額な車体費用を抑えるための規格の標準化、システムの共通化など自動運転の普及拡大に向けて、国が主体となり推進することを要望します。
４ 広域交流拠点の形成に向けた財政的支援等の拡充	本市では、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の設置、相模総合補給廠一部返還地の活用、小田急多摩線の延伸など、様々な大規模プロジェクトが進行中であり、こうした大きなポテンシャルを生かすため、橋本・相模原両駅周辺を一体的な「広域交流拠点」として、首都圏南西部全体の成長の源泉となる「さがみはら新都心」の形成に向けて５０年、１００年先を見据えたまちづくりを進めております。 リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が設置される橋本駅周辺地区では県立相原高校跡地を中心としたまちづくりに向けた取組を進めており、相模原駅周辺では、相模総合補給廠の一部返還地のまちづくりの中でＪＲ横浜線の連続立体交差化なども視野に入れた周辺道路ネットワークの検討に加え、小田急多摩線の延伸に向けた取組を行っています。 両駅周辺を一体とするまちづくりは、多様な交流を生みだすものであり、第三次国土形成計画にて示された、日本中央回廊の形成に資するものです。今後、まちづくりを進めていく上で、土地区画整理事業や街路整備事業といった都市基盤整備や既存在来線鉄道駅の改良などを進めていくことから、事業の確実な推進には、国による力強い支援が必要不可欠であり、国の公共事業関係費枠の優先配分による財政的な支援を要望します。 あわせて、小田急多摩線の延伸は首都圏南西部の交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の構築を図る上で重要な役割を担うものであり、相模原駅周辺地区のまちづくりにとって、都心とのアクセス利便性の向上を図る同線の延伸は必要不可欠な取組です。 延伸に当たっては事業スキームとして「都市鉄道等利便増進法」に基づく補助制度の活用を想定しておりますが、黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など、延伸の実現に繋がる支援を要望します。
５ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充	本市では人口減少が進む中山間地域を中心に、路線バスの撤退申し出への対応や交通不便地域の解消のため、地域の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。 こうした中、地域の移動需要に応えるため、地域交通活性化協議会等で協議を行い、地域の実情に応じて、赤字補填による路線バスの運行継続や乗合タクシーの導入などにより移動手段の確保に努めています。 これらの事業は、地域公共交通確保維持事業における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金により支援いただいているところですが、当該補助金の毎年設定される市区町村毎の補助上限額は、事業規模に左右されない定額部分が大半を占めております。 このため、燃料費や人件費の高騰等により事業費用が増大するにつれて、補

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	助対象経費が増加し、補助上限額を大きく超えてしまうため、経費に対する補助の割合が低下し、市の財政負担が増加することが課題となっています。 　こうしたことから、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保に向け、事業規模に応じて増額するなどの当該事業に対する財政的支援の拡充を要望します。
６ 水道施設耐震化事業の防災･安全交付金補助対象の拡大	令和６年能登半島地震による広範囲で長期間の断水は、水道管の耐震化が進んでいなかったことが要因のひとつとして挙げられており、今もなお、被災地域の住民の生活に多大な影響を及ぼしていることから、本市においても安全で良質な水を発災時にも安定して供給するため、水道施設等の耐震化対策が喫緊の課題となっています。 　水道施設等の耐震化に関しては、令和５年度まで厚生労働省で行っていた生活基盤耐震化等交付金の補助対象でしたが、本市は交付金取扱要領で定める地震対策等地域に該当しないなど、補助要件を満たしていませんでした。 　令和６年４月からは、厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政が国土交通省に移管され、国土交通省の防災・安全交付金の補助対象事業になりましたが、補助要件は従前と同様であることから、本市の簡易水道事業に関しては補助事業の対象外となっています。 　水道施設の耐震化に関しては、給水区域内の住民にとって必要不可欠な事業であり、国において、防災・安全交付金の補助対象の拡大又は新たな補助制度を創設するよう要望します。
７ 防災･減災､国土強靱化のための対策への財政支援等	近年の大規模な自然災害による道路や下水道施設など公共インフラの広範囲にわたる被災は、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、インフラの老朽化対策を含め、災害に備えた対策の推進が必要不可欠となっています。 　本市においても市民生活の安全・安心を守るため、防災・安全交付金や個別補助などによる支援をいただき、道路災害防除事業や道路や橋りょう、下水道の耐震化・老朽化や浸水対策などを進めています。今後、令和７年６月に策定された第１次国土強靱化実施中期計画により中長期的かつ明確な見通しのもと、切れ目なく国土強靱化の取組を進めていくために、令和９年度予算では、令和７年度補正予算と令和８年度当初予算を合わせた規模を大幅に上回る必要な財源を安定的・継続的に確保するよう要望します。 　また、本市ではこれまで健全性Ⅳ（緊急措置段階）及び健全性Ⅲ（早期措置段階）判定の道路施設への対策を進めてきたが、今後は健全性Ⅱ（予防保全段階）判定の道路施設においても対策を進める必要があり、道志橋、橋沢第一橋、相模大野駅北口ペデストリアンデッキなどへの対応についても十分な財政措置を要望します。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
８ 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備	１ 国道１６号の機能強化 国道１６号は、「東京環状」とも呼ばれ、横浜市、相模原市、八王子市、さいたま市、千葉市など主要な都市を結ぶ重要な道路ですが、本市内においては主要渋滞箇所が多数存在しており、特に鵜野森交差点付近の渋滞が顕著です。また、国道１６号に近接する橋本駅周辺のまちづくりにおいても渋滞が課題となっております。さらに、神奈川県安全性向上委員会において、事故危険区間として位置付けられている区間が国道１６号に１８か所存在することも課題となっております。 このことから、本市の骨格を形成する広域幹線道路網の機能を十分発揮し、社会的役割を効率的に担うため、国道１６号の慢性的な渋滞の緩和策として「淵野辺交差点から鵜野森交差点まで」のバスベイの設置などの効果的な渋滞対策及び各事故危険箇所に応じた交通事故の対策を進めるとともに、歩行者の安全確保策として「淵野辺交差点から大野台２丁目歩道橋まで」の歩道拡幅などの交通安全対策を図り、更に、緊急輸送道路として国道１６号が位置づけられていながら、この区間は無電柱化がされていないため、無電柱化の推進も含め機能強化を早期に図るよう要望します。 ２ インターチェンジへのアクセス道路等の整備推進 本市では、圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道５２号（相模原愛川ＩＣ接続）や津久井広域道路（相模原ＩＣ接続）の整備を進めております。県道５２号や津久井広域道路の整備を行うことにより、圏央道へのアクセス性の向上による民間企業の投資を促進するなど、圏央道のストック効果の更なる向上が期待されます。また、広域交通ネットワークをより強化するために、都県を結ぶ幹線道路を整備推進することは必要不可欠であります。 これらの事業については、社会資本整備総合交付金及び踏切道改良計画事業補助において支援をいただいておりますが、早期完了に向けて事業を推進していくためには、国による力強い支援が不可欠であることから、財政支援の充実を要望します。
９ 救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等	本市では、急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター事業、二次救急医療体制確保事業、脳神経系地域協力事業などに対して、独自で委託・補助を行っています。 昨今、医師の働き方改革により医師の確保が困難になっており、令和７年度に実施された日本医師会の調査結果では、医師の働き方改革の影響による救急搬送の受け入れ困難（断り）事例が前年度より増加しています。 また、自院での医師確保が難しく、民間の紹介システムを頼らざるを得ない医療機関が増えており、高額な紹介料が医療機関の負担となっています。 本市の救命救急センターでは、外科の医師が不足している影響で三次救急の体制維持が困難になる事案、二次救急では大学病院からの医師派遣の引き揚げにより、小児科等で二次救急応需輪番制の当番が組めない事案、脳神経系救急

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	では脳外科医の不足により救急搬送の受入が困難となる事案が発生しています。 　こうしたことから、国においても、救命救急センター、二次救急医療及び脳神経系救急医療の体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに、救急医療を担う医療機関に対し財政支援を行うよう要望します。
１０　国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設	全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっています。 　そのような中、地域社会にとって必要不可欠な施設である火葬場の整備に対しては国庫補助施策等がなく、これに特化した起債制度や交付税措置もありません。 　火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体とされていることから、その整備費が地方財政にとって大きな負担となっています。 　こうしたことから、国庫補助制度として、火葬場の新設及び既存施設の拡充に係る整備事業費補助制度を創設することを要望します。
１１　教職員定数の改善等	１　近年、特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあることを踏まえ、特別支援学級における定数配置基準の見直しを含め、学級編制の標準の更なる改定を進めるとともに、いじめ、不登校、暴力行為、著しい学習遅滞など、特にきめ細かな指導を要するために措置される「児童生徒支援」やティーム・ティーチング、少人数指導、習熟度別指導などのきめ細かな教育を実現するための「指導方法工夫改善」、養護教諭の配置充実、共同学校事務室の推進に係る学校事務体制の機能強化など、定数のさらなる拡充を要望します。 　２　子どもを取り巻く環境や児童生徒が抱える課題が複雑化・多様化し、不登校児童生徒が増加する中、適切な支援を行うためには、高度なスキルを求められることから、校内教育支援センターについては在籍校の教職員が指導等に当たることが重要であり、同様に校外教育支援センターにおいても教職員の配置が必要である。また学校内外においてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実が効果的であるため、加配定数の確保を要望します。 　３　国が設置を促進している学びの多様化学校は、様々な課題を抱える児童生徒を受け入れる場所であるが、「学校型」として単独設置した場合、配置される教職員は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数が適用され、特別支援学級のような手厚い人員配置になっていない。このような状況から、適切な支援を実現するためには設置自治体の財政負担が過大なものとなるため、学びの多様化学校の教職員定数について、現行よりも手厚い支援を可能とする新たな基準を設けるよう要望します。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
１２　ＧＩＧＡスクール構想の推進に向けた財政支援	本市では、ＧＩＧＡスクール構想第２期の基盤として、令和７年度に児童・生徒用タブレットＰＣの更新と校内ネットワークの通信速度の改善を図るなど、教育ＤＸを推進するための環境整備を実施しました。令和８年度以降さらなる活用推進を図り、充実したＩＣＴ環境の整備を目指して行くところです。 しかしながら、ネットワーク環境の改善に伴って増額する、高速通信を維持するための通信回線料やネットワーク機器関連費用、Ｗｅｂフィルタリングに係る費用等のランニングコストが、国の補助対象外となっていること、また、タブレットＰＣやネットワークの安定稼働を支えるヘルプデスクや保守体制といった「運用保守」のこれまでこれらの中核を担ってきた「ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業」が、令和６年度をもって終了したことで、地方単独での負担増・財源の確保が課題となっています。学校でのタブレットＰＣの活用が「日常化」している現状を踏まえると、こうした運用・保守体制の維持は不可欠であり、支援がない現状は市にとって大きな負担となっています。 また、教職員・児童生徒が１人１台のタブレットＰＣを最大限活用し、一層充実した学習活動等を継続的に展開していくためには、ＩＣＴ支援員のさらなる拡充など、ＩＣＴ環境の整備や支援体制の確立に要する経費について、財源の確保が課題となっています。 こうしたことから、ＧＩＧＡスクール構想の推進に当たっては、必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費が増大しているものの、十分な財政措置が講じられているとは言い難いため、これらの経費が対象となる補助事業の新設・更なる拡充など、国による必要な財政支援を行うよう要望します。
１３　学校給食費の負担軽減に係る財政支援及び学校給食法の改正等	給食費負担軽減交付金の基準額は、令和５年度をベースとして約２年分の物価上昇率を見込んだ令和７年度ベースのものであり、本市を含む全指定都市の令和８年度の食材費見込額を下回るものであった。物価高騰は、次年度においてもその傾向が継続されるものと見込まれるため、各自治体の必要食材費と国の基準額との差額が生じることのないよう地域の実情を考慮した適時の額とする必要がある。 また、地域の実情に応じてきめ細やかに行うサービスの提供等についても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、必要な財政措置を講ずることを要望する。 国から示された「学校給食費の抜本的な負担軽減」については、学校給食法の改正は行わず、全国一律額の給食費負担軽減交付金を創設し、自治体に対する予算補助として実施していることから、制度の安定性や地域間格差の点において課題がある。また、小学校のみ抜本的な負担軽減がなされたことにより、中学校の保護者の不公平感が生じることが懸念されることから、中学校においても早期に実施することを要望する。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
１４ 部活動の地域展開に向けた取組への支援	本市の児童・生徒数は、昭和６０年と比較すると、半数近くまで減少しており、部活動においては、生徒数の減少により競技に必要な部員数が確保できず、学校単位の活動が困難になっています。また、特に生徒数の少ない中山間地域の学校では、部活動の選択肢が少なくなっています。 令和７年度に実施した子ども・保護者へのアンケート結果では、地域クラブ活動に「参加したい」と回答した生徒の割合が４３％、子どもに「参加させたい」と回答した保護者の割合は、８７％と高い数値となっている一方で、「活動場所への距離や移動」、「活動費への負担」に不安があると回答した生徒、保護者の割合が高いことから、移動手段の確保や活動の参加にあたり家庭の負担に格差が生じない制度設計や生活困窮世帯への補助が確実に実施される財政的な支援を要望します。 加えて、地域展開に当たっては、新たに示された認定制度への対応が必要になることや、指導者となる人材・財源の確保等、課題が多くあることから、ガイドラインの改訂や先行事例の紹介、コーディネーターの配置支援に留まらず、学校の働き方改革や現行の自治体の実務を踏まえた上で、生徒の視点に立った支援を継続的に検討し、持続可能な制度設計に取り組むことを要望します。
１５ 防災・減災対策に係る財政支援の拡充	防災・減災対策に係る財政支援については、東日本大震災を教訓として、喫緊の課題である防災・減災対策のための地方単独事業を全国レベルで早急に進めることができるよう「緊急防災・減災事業債」が創設されたほか、様々な地域課題に対応するため、「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたものと承知しています。 また、国においては、人命・人権最優先の「防災立国」の実現のため、防災庁の創設が予定されており、引き続き、防災対策を強力に進められていくことが期待されています。 本市におきましても首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されている状況等を踏まえ、防災関連施設・防災インフラの整備や消防車両等の配備、避難所機能の強化など、市民の安全・安心につながる取組について、当該地方債を活用しながら進めているところです。 また、令和６年１月１日に発生した能登半島地震の被害状況等を踏まえ、今後もさらに防災・減災の取組を着実に進めることが重要であると考えているところですが、緊急防災・減災事業債等の財源については時限措置があり、今後の多大な財政負担が懸念材料となっています。 こうしたことから、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債の時限措置を撤廃するなど、地方公共団体の継続的な防災対策の充実が図られるよう、防災・減災対策に係る国の恒久的な財政支援を創設することを要望します。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
１６ 保育人材の確保と保育所等の安定的な運営に向けた財政支援	待機児童解消は喫緊の課題であり、本市では、様々な手法を用いて待機児童の解消に向けた取組を進めてきましたが、保育需要に対応した「受け皿の確保」は最優先すべき取組であると考えています。 保育士等の処遇改善につきましては、キャリアアップと連動した仕組みが導入されましたが、引き続き都市部を中心に地方公共団体独自の上乗せが行われており、保育士等の確保に関し自治体間での競争や地域間格差が生じている状況にあります。 今後も共働き世帯が増加することなどに伴い、保育ニーズが高まり、より一層の保育士等の不足が懸念されます。そのため、地方公共団体の独自施策によらず安定的に保育人材が確保できるように、処遇改善のための更なる財源措置を講ずるとともに、既存事業についても、前年度実績額を基に基準額を設けることがないよう、自治体の需要を満たすに十分な財源を安定的に確保するよう要望します。 また、国において園での使用済みおむつの処分が推奨されたこと等を踏まえ、本市においても令和５年度から県の補助制度を活用し、処分費用に対する財政支援を開始したところですが、使用済みおむつの処分に係る費用は、基本的な園の運営経費に該当するものと考えられます。このため、国において処分費用に対する公定価格に基づく全国的な財政支援を要望します。
１７ 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の潜在需要は、就労希望者の増加に伴い、今後も増大すると見込まれています。本市においても、待機児童の増加や利用児童数の増加に伴う施設の狭小化など、増え続ける放課後児童クラブのニーズに対応するため、施設の建設をはじめ、余裕教室の活用、児童育成支援員の確保、民間児童クラブの連携等により、受入定員の拡大を図りながら、待機児童の解消に向け取り組んでいるところです。 このうち、受入定員の拡大については、特に各小学校の余裕教室や特別教室等の活用をはじめとした施設整備を加速的に進めなければならず、また、児童育成支援員（会計年度任用短時間勤務職員）の確保のため、時給の見直しや期末手当を支給するなど処遇改善に努めておりますが、人材不足により児童の受入れが困難な児童クラブが生じており、更なる処遇改善が必要な状況となっております。 このため、施設整備補助の嵩上げや児童育成支援員確保のための処遇改善等に係る財政措置を拡充すること。加えて、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的運営を推進するため、人材及び活動場所の確保とともに、安定的・継続的な実施に必要な財政支援の充実を要望します。
１８ 認定新規就農者に対する財政支援	本市の農業を取り巻く環境については、農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣による農産物被害に伴う農業者の営農意欲の減退などにより、経営耕地面積が縮小し、農地の荒廃化が進むなど、大変厳しい状況にあります。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	そのため、これからの農業を支えていく新たな担い手の確保・育成が重要であり、青年等の就農を促進し、定着を図るためには、経営初期からの継続的な支援により経営の安定化を図ることが必要です。 本市においては、小規模な農地が多く規模拡大が容易ではない地理的状況から、就農後すぐに農業所得を向上させることは困難です。認定新規就農者についても、経営開始資金を受けながら徐々に経営規模を拡大している者がほとんどであり、経営開始資金の交付終了後にあたる青年等就農計画４年目の段階では、安定的な経営に至っている者は少数です。 こうしたことから、認定新規就農者が営農困難に陥らないよう、青年等就農計画の計画期間（５年間）と同等の期間に延長するなど、支援制度の見直しを図ることを要望します。
１９ 農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の拡充	令和元年に発生した東日本台風の影響による損害は計り知れないものがあり、農地や農道・林道等の農林業用施設も甚大な被害を受けました。 農地や農道等は我が国における食料の安定供給と食料自給率の持続的な確保のために欠くことのできない基盤であり、また、林道等は森林整備のみならず、森林資源の循環利用による脱炭素社会の実現、さらには国民の生命、財産を守る、治山・治水といった国土保全の取組の基盤となる重要な施設であることから、公共土木施設等と同様に、復旧が不可欠なものになります。 加えて、近年は記録的な自然災害が全国各地で多発するなど、気候変動の影響等による自然災害の激甚化、頻発化が顕著であることから、被災箇所が更なる被害を受けないためにも、災害復旧を着実かつ早期に実施することが重要となっているところです。 現在、地方公共団体では、「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」等による補助制度を活用し、農地及び農林業用施設の災害復旧に取り組んでいますが、この制度を活用するためには、災害発生から１か月以内に被害を確定し、国に報告する必要があります。 しかしながら、特に林道周辺は、急峻な土地が多いなど、地理的、地形的条件が厳しいこと、また地方公共団体は、避難所の開設など住民の安全確保や被災者の支援、生活基盤の早期回復が最優先課題であること等から、全ての農地及び農林業用施設の被害を１か月以内に調査し、報告することはもとより、被害状況や規模によっては、地方公共団体で復旧事業を実施すること自体が困難な状況です。 また、国の補助制度を活用できない場合、地方公共団体は一般財源等により農林業に係る災害復旧事業を実施することとなり、財政的に大きな負担となることから、農地及び農林業用施設の着実かつ早期復旧を進める上で支障となっています。 こうしたことから、被害の状況や規模に応じて、国への被害報告期限を緩和することを要望します。なお、国の報告期限の緩和が困難な場合、被害報告期

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	限後に確定した被災箇所の復旧に必要な新たな補助制度等を創設するよう要望します。また、令和元年東日本台風における災害については、現在も復旧していない状況であることに鑑み、特例として災害復旧事業として採択できるよう、制度の見直しを要望します。 　併せて、地方公共団体が行う農林業災害復旧に係る被害調査、報告に対する人的支援に関して、既存の人的支援制度を更に充実・強化するよう要望します。 　また、被害の状況や規模等から地方公共団体による復旧が困難な場合における、国直轄事業の制度等を創設することを要望します。
２０ 中東情勢の緊迫化に伴う石油由来製品の供給の安定化に向けた取組の推進	中東情勢の緊迫化により、原油価格の上昇や一部石油由来製品に供給不足が生じておりますが、本市においては、99.9%を中小企業、うち約 86%を小規模事業者が占めており、特に価格転嫁力や資金調達力に乏しい中小企業・小規模事業者ほど、エネルギー価格や仕入れコストの上昇の影響を受けやすい状況にあります。 　市内企業や支援機関への聞き取りでは、石油由来製品に関し、価格高騰等に加え、流通段階における目詰まりにより、十分な調達が出来ておらず、先行きに対する不安が増しています。 　こうした点から、地域経済を支える市内の中小企業・小規模事業者の事業活動に必要な石油由来製品の安定供給を確保するための価格抑制や流通段階における目詰まりの解消に向けた取組の推進を要望します。
２１ 米軍基地の早期返還等	１ 本市に所在する米軍基地（相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区）について、早期に返還を実現すること。 　２ 返還財産について、旧軍港市に関しては旧軍港市転換法により原則として無償とされていることなどと同様に、地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずること。
２２ 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等	１ 基地交付金について、対象資産に応じた固定資産税相当額を交付すること。また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんすること。 　２ 民生安定助成事業の採択基準を緩和すること。再編交付金終了に伴い、新たな財政措置の創設も含め、地元負担の軽減を図ること。また、本市を厚木飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定すること。
２３ 米軍基地の環境・安全対策等	１ 基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査結果を迅速に公表するとともに、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を認めること。 　２ 米軍機による部品落下などの事故が発生した場合、その原因を早期に解明し公表するとともに、実効性ある対策を講じ、再発防止に努めること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	３ 騒音被害の抜本的な解決に向けた対策を講ずること。 ４ キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボールの飛び出しについて、引き続き必要な対策を講じること。
２４ 地域特性を生かしたスタートアップ支援に関する支援措置	アクセラレーションプログラム事業や、ベンチャー・スタートアップ進出補助金など、スタートアップの支援に要する経費の一部に関し、交付金等の創設による支援を行うこと。
２５ 個人情報保護制度の見直しに伴う対応等	個人情報保護法は、事例に応じた判断基準が具体的に示されていないことから、令和５年４月の法改正前の地方公共団体における運用を参考にした基準を示すとともに、安全管理に係る専門家の知見を柔軟に取り入れられるよう地方公共団体の裁量権を最大限認める内容に、法律施行令やガイドラインを改正すること。
２６ マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充	マイナンバーカードの普及が進むことによる市区町村窓口の事務量増大に対する将来にわたった固定的な財政支援を構築すること。
２７ 公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置の撤廃及び対象事業の拡大	公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置を撤廃するとともに、対象事業を拡大すること。
２８ 子どもの健全育成のための体験活動推進事業に係る補助制度の拡充	「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について、更なる体験活動の推進を図るため、「健全育成のための体験活動推進事業」の対象事業を拡充すること。
２９ 看護職員確保対策に必要な財政支援	看護師等の養成・確保を図るため、地方公共団体が行う看護職員確保対策に必要な財政支援を行うこと。
３０ 災害時医療救護体制に係る財政支援	災害時における医療救護活動を円滑に行うための市災害時医療救護研修や市災害時保健医療調整本部の運営に要する通信機器、救護所における医療資機材の備蓄、維持管理に必要な財政支援を行うこと。
３１ 医療法に基づく医療安全相談体制に必要な財政支援	医療法第６条の１３に基づき設置が求められている医療安全支援センターの運営費等について、地方の実情に合わせて活用できる個別補助金を創設すること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
３２ 任意予防接種の早期定期接種化と財源確保等	１ 造血幹細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期接種に位置付けること。 ２ 定期接種化を検討している、おたふくかぜ、不活化ポリオワクチン追加接種及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン追加接種について、疾病の発生・まん延防止の観点から、早期に定期接種化すること。 ３ 定期接種に係る財源については、国の責任において全額国庫負担とすること。 ４ 多種の混合ワクチンの開発により、複雑多様化している予防接種に係る子どもや保護者等への負担や予防接種に要する市の財政負担の軽減を図ること。
３３ 感染症法に基づく感染症診査協議会及び健康診断事業に必要な財政支援	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第２４条第３項の規定に基づく審議を行っている感染症診査協議会に参加する委員に対する報酬や感染症法第５３条の２に基づき、学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用について、国の補助制度の対象とすること。
３４ 若年がん患者に対する在宅療養支援制度の創設	４０歳未満の若年がん患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族に対する医療・福祉等に係る在宅サービス利用料を助成するとともに、自治体に対する在宅療養生活を支える体制の構築に係る経費を助成する制度を創設すること。
３５ 地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び機器整備に係る国庫補助制度の創設	地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び機器整備に係る国庫補助制度を創設すること。
３６ 障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し及び地方特例制度の弾力的運用等	精神障害者の雇用を促進するため、等級に応じたカウントの上積みの導入や短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、必要な措置を講ずること。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律第４２条に規定する特例認定について、地方公共団体の実情に応じて選択できるよう見直すこと。
３７ 精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と措置入院者等の退院後支援に係る仕組み	１ 地域で暮らす全ての人々が精神障害や精神障害者等について正しく理解し、偏見や差別のない共生社会が実現できるよう、各自治体における取組を支援するとともに、国としても積極的な普及啓発を行うこと。 ２ 措置入院者等が退院後にどの地域においても必要な支援を継続して受けることができるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備すること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
の整備	また、仕組みの整備に当たっては、措置入院者等の人権や個人情報の取扱いに配慮するとともに、自治体への財政的な支援を含め、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築すること。
３８ 地域生活支援事業の補助基準額の見直しと対象事業の拡大	地域生活支援事業について、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が２分の１になるよう基準額の算定方法を見直すこと。 また、地域生活支援事業の中の移動支援事業として、タクシーの利用料、自動車の燃料費及び障害者施設への通所に係る交通費の助成事業、通学支援事業も対象にすること。
３９ 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額の見直し	医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額を人口規模や事業の実施状況に応じた基準額に見直しをすること。
４０ 新築住宅等の太陽光発電設備の設置義務化及び財政支援	２０３０年度温室効果ガスの削減目標達成に向け、太陽光発電設備の設置を強力に推進するため、住宅トップランナー事業者をはじめとする新築住宅に太陽光発電設備を設置する事業者に対し、早急に財政支援を講じる仕組みを構築すること。また、新築の分譲マンション及び賃貸アパートについても、太陽光発電設備の設置目標を設定するとともに、事業者への財政支援を実施すること。
４１ 有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）総合対策の更なる推進	１ 有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）について、適切な分析・除去方法の提示と全国一律の基準値の設定に向けて、人への健康影響等の調査研究を加速させ、早急に知見の集積と議論を進め、必要と認められる場合は、規制等の法整備を進めること。 ２ ＰＦＡＳの健康影響に関する科学的知見を更に充実させ、個人の健康影響を評価する方法を示すとともに、評価に基づく適切な対処法を早期に示すこと。
４２ 動物愛護管理の取組に係る財政支援	動物の愛護及び管理に関する取組を継続的に進めていくには、地方自治体及び動物愛護ボランティア等における財源確保が課題となっていることから、国において、必要な財政支援を充実すること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
二酸化炭素回収・貯留（ＣＣＳ）事業の推進	【現状】 本市では地域未来投資促進法に基づく「第２期新潟県新潟市・聖籠町基本計画」において、「環境・エネルギー分野」を地域特性のひとつに位置づけ、「東新潟地域ＣＣＳ」の実現に向けて支援を行っています。 2050 年「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、「第４期新潟市地球温暖化対策実行計画」を策定し、2030 年度までに温室効果ガス 50%削減（2013 年比）を掲げ、地域脱炭素の取組を推進しています。 【要望理由】 二酸化炭素回収・貯留（以下「ＣＣＳ」という。）の事業化に向けた取組である先進的ＣＣＳ事業の一つとして選定された「東新潟地域ＣＣＳ」は、本市における温室効果ガス排出量の削減に寄与するだけでなく、ＧＸ産業の立地促進や新たな雇用の創出が期待される重要な取組です。 このことから、「東新潟地域ＣＣＳ」の円滑な実施に向け、必要な予算の確実な確保について要望します。 また、ＣＣＳの長期的な利用を実現するためにはＣＯ２の貯留想定地が立地される地域の理解を得ることが重要であることから、ＣＣＳに関する市民理解の増進などに取り組まれることについても併せて要望します。 【要望】 先進的ＣＣＳ事業に選定された「東新潟地域ＣＣＳ」について、円滑な実施に向け、必要な予算の確実な確保について要望します。 また、ＣＣＳに関する市民理解の増進に取り組むことについても併せて要望します。
人事委員会勧告を尊重しても病院の経営が持続できる仕組みの構築	【現状】 令和６年度の給与改定により 7.2 億円、同７年度では 5.9 億円の給与費が増加しましたが、その財源となるべきベースアップ評価料は令和６年度 1.4 億円、令和７年度の増加分は 0.5 億円であり、差額分だけ赤字が拡大することとなりました。 大幅に引き上げていただいた令和８年度のベースアップ評価料の増額見込みは 2.9 億円と試算していますが、令和８年度、前年度と同様に人事委員会勧告どおりの給与改定を行った場合、6.0 億円が必要であると見込んでおります。 【要望理由】 賃金上昇・物価高騰により、病院の経営が非常に厳しい状況に置かれているなかで、今年度診療報酬改定では改定率が３％を超え、一定の収支改善を見込んでいます。 一方、ほとんどの公立病院では、人事委員会勧告どおりの給与改定が行われています。 本市が開設している新潟市民病院でも令和６、７年度と人事委員会勧告どおりの給与改定を行いましたが、ベースアップ評価料は給与改定所要財源の４分

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	の１にも満たず、十分な額ではありませんでした。 　今年度の診療報酬改定では、ベースアップ評価料を大きく引き上げていただきましたが、過去２年間の給与改定に必要となった金額との比較では不足すると試算しています。 　民間の給与実態を反映した人事委員会勧告どおりの給与改定を行っても、病院経営が持続可能となるような仕組みが構築されるよう要望します。 【要望】 　公立病院において、人事委員会勧告どおりの給与改定を行っても、病院経営が持続可能となるような仕組みが構築されるよう要望します。
老朽化した地下施設の再整備に向けた支援	【現状】 　本市の中心市街地に位置し、駅などの交通拠点と接続していない大規模な地下商業施設「西堀ローサ」が建設から約 50 年を経て、営業不振、老朽化などにより運営する第三セクターが解散し、管理者不在を避け安全性を担保するため、施設全体を本市が引き受け、管理することとなりました。 　現在、将来を見据えた施設のあり方について、外部有識者を交えた検討を始めていますが、専門家の方々からは、当該施設は規模も大きいため国内でも例を見ず、難しい案件であるとの声をいただいています。 【要望理由】 　本市では昭和 51 年に、モータリゼーションの進展による駐車場不足と交通混乱を解消し、都市機能の強化を図るため、駐車場と商業施設を併設する形で地下施設が整備されました。しかし、建設後約 50 年が経過し、老朽化した施設・設備の更新、維持管理には巨額の費用がかかり、自治体だけでの対応は困難になっています。 　これまでも「地下街の安心避難対策ガイドライン」の策定や、地下街防災推進事業などにより、地下施設の安全確保のための支援をいただいているところですが、老朽化が進む地下施設の将来に向けて、今後の社会経済状況の変化やニーズに合わせた再整備をするため、安心安全な地下空間マネジメントのための構造調査や専門家派遣などの支援制度の構築と財政支援を要望します。 【要望】 　老朽化した地下施設について、今後の社会経済状況の変化やニーズに合わせて再整備するための支援制度の構築と財政支援を要望します。
介護・障がい福祉・保育等の地域区分見直しに伴う地方の人材確保に必要な措置について	【現状】 　介護報酬、障がい福祉サービス等報酬、保育所等の公定価格、児童入所施設措置費、保護施設事務費等は国家公務員の地域手当に準拠して算定されていますが、令和６年人事院勧告による広域化・再編に伴い、本市は従来の「７級地（３％上乗せ）」から「非支給地（０％）」となりました。 　この算定見直しにより、市内の介護・障がい福祉・保育等の事業者が受ける

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	影響は年間およそ 21 億 6,000 万円の減と見込まれています。 　令和７年度の見直しにおいて児童入所施設等の措置費は令和８年度に回復したものの、保護施設事務費については引き下げ（０％）が継続しており、事業者は事務経費を削って対応せざるを得ない状況です。 　令和８年９月 15 日には市内の介護・福祉サービス事業者を代表する５団体から市議会へ地域区分の維持等を求める要望書が提出されるなど、現場から不安の声や切実な要望が相次いでおり、本市としても極めて大きな問題意識を持っています。 【要望理由】 　介護従事者、障がい福祉サービス従事者、保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員等の福祉人材は、年間給与額が全職種平均と比較して低い状況にあります。地域区分の引き下げによる各種報酬等の減額は、国が進めてきた福祉人材の処遇改善の取り組みに明確に逆行します。 　その上で、福祉・保育事業者の収入の大半は公定の報酬等で定められており、物価高騰や人件費上昇を利用料金へ転嫁することができません。この状況下での算定基礎引き下げは、事業者の賃上げ原資を奪い、経営基盤を直接損なうものです。 　また、東京 23 区が最高水準（20%）を維持する一方、本市が０％となることで格差は 17 ポイントから 20 ポイントへ拡大します。さらに東京都は独自財源による上乗せも実施しており、賃金格差は二重構造となっています。地方の報酬引き下げは東京圏への若者の流出をさらに加速させ、政府が掲げる「地方創生」や「東京一極集中の是正」と相反する悪循環を招きます。 　本市は都市部・郊外部・農村部を抱える政令指定都市として多様な福祉ニーズに対応しており、近隣地域や他産業との人材確保競争に直面しています。機械的な地域区分の引き下げは、地域における福祉・介護・保育サービス提供基盤そのものを弱体化させます。 【要望】 １.見直し前水準（３％上乗せ）の維持と引下げの凍結 　介護・障がい福祉サービスの報酬、保育所等の公定価格、児童入所施設等の措置費等の地域区分について、国家公務員地域手当への機械的な準拠を取りやめ、令和７年度の見直し前の水準（３％上乗せ）を維持するとともに、令和９年度以降においても引き下げを行わず、必要な財政措置を講ずること。 ２.保護施設事務費の速やかな見直し 　令和７年４月から引き下げられている保護施設事務費について、利用者サービスや職員待遇への支障を避けるため、速やかに見直し前の水準に戻すこと。 ３.地域区分制度設計の根本的見直し 　国家公務員の地域手当に連動する現行制度を見直し、地域における福祉・保育人材の採用状況、他産業との賃金差、物価水準、最低賃金、事業運営経費、人口構造、サービス需要、広域的な人材移動などを総合的に勘案する仕組みへ

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	改めること。 ４.国土政策上の視点（格差是正）の反映 　地域区分の見直しに当たっては、大都市部との格差拡大が地方からの若年層流出を助長することがないよう、「東京一極集中の是正」および「地方創生」という国土政策上の観点を十分踏まえた措置を講ずること。
学校体育館への空調設備（エアコン）設置について	【現状】 　現在、学校施設環境改善交付金をはじめとする国の各種支援制度や、事業費に対する後年度の地方交付税措置が講じられているものの、本市の学校体育館における空調設備（エアコン）の設置は十分に進んでいない状況にあります。 　本市の財政規模に対して、巨大な空間である体育館への設備導入・施工に係る工事費用は極めて大きく、現行の支援・交付率のみでは単独負担分（実質的な持ち出し）が過大となり、計画的な整備の推進が困難となっています。さらに、設置後の電気料金の上昇に伴う維持管理費用やランニングコストの増加が、財政を大きく圧迫することが懸念されます。 【要望理由】 　学校の体育館は、児童・生徒の日常的な教育活動や部活動の場であると同時に、災害発生時には地域住民の命を守る指定避難所としての極めて重要な役割を担っています。 　近年の夏季における危険な猛暑・気候変動は一層深刻化しており、熱中症事故の防止や避難所としての適切な生活環境の確保は一刻を争う喫緊の課題であります。 　しかしながら、現行の国の補助制度および後年度の交付税措置による財政支援の範囲では、整備時の膨大なイニシャルコストのみならず、設置後に継続して発生する電気代等のランニングコストの負担増に対応しきれず、設置の躊躇や整備の遅れに直結しています。 【要望】 １.整備費用（イニシャルコスト）における補助率および事業費上限の引き上げ 　現行の補助制度における補助率・対象限度額を大幅に引き上げ、整備時における地方自治体の持ち出し費用を抜本的に削減すること。 ２.設置後における維持管理費（ランニングコスト）への財政支援・地方交付税措置の拡充 　電気料金高騰等に伴う設置後の維持管理費用や光熱水費の増加に対し、普通交付税の基準財政需要額への適切な反映（単位費用の引き上げ等）や新たな運用支援措置を講じること。 ３.後年度における起債措置の拡充 　設置に係る起債（地方債）に対する元利償還金の交付税算入率を引き上げる等、後年度の財政支援を増額・確約すること。

静岡市要望事項

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
１．駿河湾・清水港におけるＢＸ先端拠点の創出	【現状】 ●駿河湾・清水港の海洋環境を活かした取組の推進 駿河湾を眼前に有する清水港周辺は、豊かな海洋資源を持ち、さらに海洋関連産業、研究・教育機関等が集積している。この環境を活かして、海洋分野における社会変革（ＢＸ＝Ｂｌｕｅ　Ｔｒａｎｓｆｏｒｍａｔｉｏｎ）を起こすため、様々な施策を推進している。 ・駿河湾・ＢＸテストベッド構築事業（静岡市） 2026年度に地域未来交付金採択を受け、清水港内外での水中テストベッド整備を進めていく。2028年度に水中設備、陸上施設の整備、稼働を目指す。 ・駿河湾・海洋ＤＸ先端拠点化計画（静岡市・静岡県共同） 2024年度に内閣府 地方大学・地域産業創生交付金の事業採択を受け、産学官連携で海洋研究開発、人材育成、産業創生に向けた取組を実施している。 【課題】 ●清水港を起点とした駿河湾テストベッド環境の構築・運営 今後実現を目指す、実海域テストベッドにおいては、維持管理等を持続的に行えるよう、充分かつ安定した利活用需要が必要となる。 また、実海域において、高度な検証が行えるよう、テストデータの高度な処理（ＡＩ活用）、付加的な水中通信、海洋観測、電源供給基盤、空中・宇宙通信接続等によるテストベッドの拡張、異なるテストベッド間の連携など、静岡市のテストベッド整備を最大限に活かすため、官民の継続的な協力関係が必要。 【要望・提案事項】 日本の水中無人探査機、通信技術等の開発に不可欠な海洋テストベッドの構築を自治体や民間が推進するための国の伴走的な協力・支援 （海中機器、技術のテスト需要の創出、海洋データ連携、テストベッド間の連携・情報共有の支援等）
２．海洋研究・技術開発拠点化に資する清水港貝島地区整備の推進	【現状】 ●清水港興津第二埠頭等の混雑による港湾の非効率の発生 清水港は、陸海のアクセスの良さから、海洋研究船の拠点的利用ニーズが高い。一方、現状は、物流のふ頭（興津第二埠頭等）に係留していることから、岸壁の混雑や背後の荷役作業との調整が課題となっており、混雑時は沖出し対応も発生している。 ●海洋研究・技術開発を集約的に進める臨海拠点の必要性 政府の日本成長戦略会議で掲げられた成長17分野に、海洋分野が位置付けられ、海洋関連技術の研究開発を進める拠点の重要性が我が国全体で高まっている。そのような中、清水港では、貝島地区で、ＪＡＭＳＴＥＣをはじめとする海洋研究機関の研究・技術開発を進める有望な拠点として整備が始まっており、静岡市においても地域未来交付金を活用し、「駿河湾を活かした海・空テストベッドエリアの構築」を進めている。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	【課題】 ●西側岸壁の補強 　清水港貝島地区では、県により西側岸壁200mの改良が進められているが、研究船の安定した係留や背後地の荷役利便性の向上に向けて、さらなる補強が必要である。 ●港湾計画の見直し 　今後、背後地の利活用を進める際、港湾計画の見直し等を行う必要がある。 【要望・提案事項】 　①貝島地区岸壁（－7.0m）の整備促進（県事業） 　②貝島地区埋立地の海洋研究開発拠点としての早期活用への協力（官民連携）
３．津波対策の促進による安全・安心の確保	【現状】 ●南海トラフ地震による被害想定 　静岡県第４次地震被害想定によると、静岡市では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、津波によって約12,600人の命が奪われることが想定されている。また、2025年３月に国より報告された新たな南海トラフ地震の被害想定においても、津波による市街地への多大な人的・経済的被害が想定されているため、早急な整備が求められている。 ●巴川河口周辺の土地利用 　巴川流域は土地利用の高度化が進んでおり、35万人以上の流域内人口と多くの資産を抱えるとともに、河口部を含む一帯は国際拠点港湾の清水港で、広域的な物流・交流の要所となっている。 【課題】 ●巴川における津波対策 　津波の遡上による河川からの越水・浸水を防ぐため、河口水門の整備が必要である。巴川河口における津波対策の重要性は地域住民にも強く認識されており、河口水門 の早期整備を求めていくため、2025年９月18日に「巴川河口水門整備促進期成同盟会」が設立された。 ●津波対策施設の整備未完了 　静岡海岸、清水海岸では海岸堤防の嵩上げ、粘り強い構造への改良事業が進んでいるが、整備率は約54%に留まり、堤防等が未整備の地区や必要な高さに満たない地区が残っているため、迅速な整備促進が必要である。 【要望・提案事項】 ①巴川水門の整備（県事業） ②津波対策施設の整備促進（国・県事業） 　2026年国費 6,500万円 　2025年補正国費 4,000万円

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
４.「生産性の向上」と「担い手確保」に向けた農業生産基盤整備の確実な実施	【現状】 ●静岡市の農地の特徴 　静岡市の面積の約８割は山間部であり、特産の茶やミカンは傾斜地で栽培されている。加えて、小規模な農地が分散しており、農作業の負担が大きい。 ●農業就業人口の減少 　農業所得の低さを背景に、農業者の減少と高齢化が進行し、農業就業人口は、14,376人（2005年）が7,022人（2020年）となり、半減している。 ●経営耕地面積の減少 　担い手の減少に伴い、経営耕地面積は2,430ha（2020年）が1,982ha（2025年）と５年間で約18%減少している。 【課題】 ●生産性の向上と担い手の確保 　小規模で分散した農地や機械化が進みにくい地形条件により、効率的な営農が難しくなっている。また、農業者の減少により農地の維持管理も困難になっている。 　このため、地域の貴重な資源である農地を最大限に活用するため、農業生産基盤整備を着実に実施し、生産性や作業効率の向上とあわせて担い手への農地の集積・集約化を進め、持続可能な農業経営を実現する必要がある。 【要望・提案事項】 　生産性、軽労性の高い次世代農業の実現のため、平坦な農地の集積・集約化が図られる農業農村整備事業の着実な実施に向けた予算の確保 ・池ノ沢地区、船越地区（畑地帯総合整備事業） ・東豊田池田、東豊田国吉田地区（農地中間管理機構関連農地整備事業）外

京都市要望事項

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
1　原油価格・物価高騰等を踏まえた事業者・市民生活に対する支援の充実	この間の物価高騰等に加え、中東情勢の影響による燃料油や石油由来製品の価格高騰、市中金利上昇に伴う負担増加など、引き続き事業者や市民生活の下支え等が欠かせない状況にあることから、以下のとおりお願いしたい。 ○　燃料油・石油由来製品の安定供給に向けた対策強化、地域公共交通や中小企業、社会福祉施設、医療機関等の事業者への支援の充実を求める。
2　地域未来交付金（地域未来推進型）の十分かつ安定的な予算確保など、「地域未来戦略」における地域の主体的な取組の支援	市民生活を守り、世界から愛される京都の文化や産業を引き続き育んでいくため、以下のとおり地方創生の取組の継続・充実による後押しをお願いしたい。 ○　「豊かな生活環境」や「選ばれる地方」の実現に向けた各地域の取組への支援の継続、さらには、「強い地域経済の構築」に向けた地域産業の付加価値向上と販路開拓を支援する枠組みの早期具体化及び十分な財政措置を求める。
3　持続可能な観光の実現に向けた支援の充実	持続可能な観光の実現のためには、地域の実情を踏まえた国の支援が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。 ○　バスの「市民価格」の実現に向けた支援、観光課題対策に係る地方自治体との連携強化及び支援の充実、国際観光旅客税の観光課題対策や文化政策への活用拡大等を求める。
4　文化芸術に対する一層の支援等	日本の文化行政を強化し、地方創生につなげるため、国と連携して取り組んでまいりたいと考えており、以下のとおりお願いしたい。 ○　文化を基軸とした国づくりを進めるための文化庁予算の抜本的拡充、国立文化財修理センターの京都市への早期設置、文化財保存や国指定史跡等管理に係る財政支援の一層の充実等を求める。
5　教育環境の充実	教育環境の更なる充実に当たっては、国による抜本的な政策の強化が必要であるため、以下のとおりお願いしたい。 ○　教職員定数の抜本的改善や教職員の処遇改善など教員不足解消と働き方改革に向けた環境改善、空調設備や給食施設の整備に向けた学校施設環境改善交付金の充実・確保、国における小中学校の給食費無償化への十分な財政措置、部活動地域展開に向けた環境整備に係る財政支援の継続・充実、公立高校の特色や魅力を高めるための教育内容の充実等を求める。
6　福祉施策の更なる充実と十分な財政支援	自治体の財政状況にかかわらず、障害のある方が当然に享受する権利や機会が提供できるよう、また、物価高騰、賃金上昇を受けて、医療機関や介護事業者等の人材確保の必要性、経営の状況等を踏まえ、以下のとおりお願いしたい。 ○　障害福祉サービス（訪問系サービス）の適切な制度運用への改善、福祉人材の処遇改善及び財政措置、医師の働き方改革や働き手の減少等に係る医療

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	従事者の確保に対する支援を求めるもの。
7　子ども・子育て支援の充実	子ども・子育て支援の充実に当たっては、地方自治体における更なる取組はもとより、国における抜本的な政策の強化が不可欠であるため、以下のとおりお願いしたい。 ○　保育士配置基準の改善、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実、こども誰でも通園制度の柔軟な制度構築及び十分な財政支援、放課後児童支援員の更なる処遇改善を求める。
8　自治体情報システム標準化の目的実現に向けた確実な財政措置	標準化が目指す「市民の利便性向上」と「行政運営の更なる効率化」を確実に実現し、事業効果を市民に還元していくためには、必要十分な投資が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。 ○　標準化移行経費に対する補助金の全額措置、標準化移行後のシステム運用経費に対する確実な財政措置を求める。
9　持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等	地域公共交通を将来にわたり持続可能なものとするため、自治体による支援はもとより、国による十分かつ安定的な支援が必要であるため、以下のとおりお願いしたい。 ○　自動運転バスの社会実装に向けた支援の継続・充実、「交通空白」の解消に向けた持続可能な運送サービスへの支援の充実、幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度の充実等を求める。
10　安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や国土強靱化・防災対策の推進	国土強靱化・防災対策への不断の取組を継続し、社会基盤整備を着実に推進するためには、年度当初から安定的かつ十分な財源の確保が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。 ○　個別補助や社会資本整備総合交付金等の確保・拡充、第１次国土強靱化実施中期計画の推進に必要となる予算確保等を求める。
11　上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援	将来にわたり市民の重要なライフラインを守り続けるため、国の支援が必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。 ○　上下水道事業における国土強靱化のための財源の確保、下水道重要管路の老朽化対策に関する支援制度の充実、上下水道施設の管理・更新における新技術等の導入・普及の推進を求める。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
1　地方交付税の必要額の確保	【現状と課題】 ・令和８年度予算において、人事委員会勧告に対応した給与改定等により人件費が増加しているほか、障害福祉サービス対象者の増加等により扶助費が増加している。また各種ハード事業の進捗に加えて資材価格の高騰や労務単価の上昇等も影響し普通建設事業費が増加している。そのため、これらの地方行政に要する歳出増に対応した財政措置が必要である。 ・本市では持続可能な財政運営に向けた取組などの行財政改革に加え、財政面だけでなく組織運営面にも踏み込んだ構造改革に取り組んでいるが、令和８年２月公表の財政収支見通しでは人件費や扶助費の増加、物価高騰の影響に加え、老朽化した清掃工場の更新費など不可欠なインフラ整備により推計期間の後半にかけて収支不足が増大する見込みとなるなど、厳しい財政状況である。 ・臨時財政対策債は前年度に引き続き令和８年度の地方財政計画においても発行額がゼロとなったが、平成１３年度に臨時措置として導入されたものが２４年間続いたことにより、本市の残高は令和６年度末において約２７３２億円と市債残高の約５２％を占め、依然として大きな割合である。 【提案・要望事項】 ・地方交付税総額は人件費、扶助費、普通建設事業費等の増加の影響を含む地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで必要額を確保すること。 ・臨時財政対策債は臨時的な措置であることから制度を延長せず、地方財源不足には地方交付税の法定率引上げなどにより対応すること。
2　行政手続のオンライン化の推進	【現状と課題】 ・本市では市民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、全庁で行政ＤＸの取組を推進している。総務省の公表データを基にした２０２５年の自治体ＤＸ推進度を示す民間調査では、全国総合ランキング２位、人口５０万以上の都市においては１位を獲得し、特に電子申請や行政手続のオンライン化などの取組が高く評価された。 ・行政手続については、国が優先的に推進する子育てや介護、被災者支援関係等の手続を対象にオンライン化率１００％を目標として取り組み、令和７年度末にはこれらすべての手続についてオンライン化が完了した。 ・一方ですべての手続のオンライン化をめざしているが、対面での本人確認や窓口での手続を定める法令または国で定められた手続手法によりオンライン化が困難な手続も一部存在している。 ・こうした手続の中には、仕事や育児、介護等により来庁することが困難な市民にとって負担となっているものがあるほか、身体的な制約がある市民にとっては来庁すること自体が困難な状況もある。 ・このため、これらの手続については市民の利便性向上の観点からも抜本的に

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	見直す必要がある。 【提案・要望事項】 ・市民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、対面での本人確認や窓口での手続を定める法令等によりオンライン化できない手続について、抜本的な見直しを進めること。
３　自治体システム標準化の推進	【現状と課題】 ・令和３年５月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に即し、標準化対象２０業務のうち令和７年度末までに６業務の移行が完了した。残り１４業務は特定移行支援システムとして令和８年度末までに８業務、令和１０年度末までに６業務を移行できるよう取り組んでいる。 ・現状の移行においては詳細な仕様が統一されていない等の課題があり、国が示す基幹業務システムの統一・標準化の取組の意義である「地方自治体の人的負担・財政的負担の軽減」、「住民サービスの向上」、「新たなサービスの迅速な展開」の実現が危ぶまれる状況にあるため、国は原点に立ち返り対策を加速させる必要がある。 ＜標準化移行後の運用経費の増加分について、実態を的確に反映した国庫補助金等による財政措置＞ ・国は標準化移行後のシステム運用経費等について、平成３０年度比で少なくとも３割の削減を目標としているが、実際には運用経費が増加する見込みである。 ・全国で一斉にシステム標準化を進めている結果、開発事業者の人材不足により対応可能な業者が限られるため価格競争が十分に機能せず、更に今後の更新時期も集中すると見込まれるため中長期的に健全な競争が働きにくい事業者優位の状況が続くと考えられる。 ・このような状況下では自治体の取組だけでは対応が困難であることから、国において自治体が共同で利用できるクラウド型システム（公共ＳａａＳ）の活用など、運用経費が増加する構造的な要因等への対策が必要である。 ・一方で運用経費の抑制が実現されるまでの間、現行水準を上回る増加分については自治体の実態に即した国庫補助金等で全額措置する必要がある。 ＜標準化対象外システムの改修や再構築の経費への財政支援＞ ・現行システムには標準化対象と標準化対象外業務を一体としたシステムがあるため、標準化移行に伴い対象外業務を担うシステムを切り離し、システムの改修又は再構築が必要である。 ・標準化対象外システムの改修や再構築に係る経費は補助対象外であり、これらの経費は令和８年度までの累計で約１．７億円に達する見込みである。また標準化移行の進捗に伴い当該経費は今後更に増加すると見込まれることから、標準化対象外システムの改修や再構築に係る経費についても財政支援が必要である。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	【提案・要望事項】 ・標準化基本方針に掲げる意義を確実に実現できるよう取り組むこと。 ・標準化移行後の運用経費の増加分について、実態を的確に反映した財政措置を講じること。 ・標準化移行に伴い必要となる標準化対象外システムの改修や再構築の経費への財政支援を行うこと。
４　自転車通行環境整備の推進	【現状と課題】 ・本市は古墳時代から続く優れた鉄加工技術が現代の自転車産業につながった歴史を有し、健康やスポーツ、産業など幅広い分野で自転車を活用した「サイクルシティ堺」の取組を展開している。市政運営の大方針「堺市基本計画２０３０」においても２０３０年度に達成をめざすＫＰＩに「サイクルシティ堺としての都市魅力の認知度」を掲げ、その取組の一つとして自転車通行環境の整備を進めている。 ・令和７年３月には大和川リバーサイドサイクルラインが完成し、大阪ベイサイドサイクルラインと石川リバーサイドサイクルラインを結ぶ堺・南大阪一帯の広域サイクルルートが形成されている。 ・令和８年４月からは道路交通法改正により自転車の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用され、交通安全啓発等に取り組んでいる。一方で自転車の安全な利用を確保するためには、これらの取組と併せて通行環境の整備を進める必要がある。 ・サイクルラインを活用した新たな誘客・交流の促進や道路交通法の改正等を踏まえた自転車の安全利用を一層進めるため、連続性を確保した自転車ネットワークを形成するための予算措置が必要である。 【提案・要望事項】 ・「サイクルシティ堺」としてふさわしい安全で快適な自転車通行環境を実現するため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に必要な予算を措置すること。
５　障害福祉サービス等の円滑な実施	【現状と課題】 ・本市では市政運営の大方針「堺市基本計画２０３０」において２０３０年度に達成をめざすＫＰＩに「福祉施設から一般就労への移行者数」を掲げ、障害のある人が生きがいを持って心豊かに暮らせる社会の実現に向け、地域で必要な支援やサービスを受けながら自らの意思のもと生活を送ることができるよう、障害福祉施策の充実に取り組んでいる。こうした中、近年ではサービスの利用者及び給付費は増加している。 ・障害福祉サービスに係る自立支援給付は、障害者総合支援法に基づき障害のある人の自立と社会参加への支援を目的として就労継続支援等のサービスなどを提供する制度であり、利用者が居住する市町村が指定事業所に対して

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	給付費を支払い、国及び都道府県がそれぞれ定められた割合により負担金を市町村に交付する仕組みである。 ・こうした制度のもと、現行の取扱いでは指定事業所の不正行為による取消処分等があった場合、市町村において返還請求及び徴収を行うこととされており、事業所からの返還の有無に関わらず国庫負担金等の返還が求められる。 ・その結果、市町村に帰責性がない場合であっても事業所が返還不能となれば、その財政負担は市町村の一般財源によらざるを得ず、地域における障害福祉サービスの安定的な提供に支障をきたす恐れがあるため、制度の見直しが必要である。 ・なお、収入がないにも関わらず国庫負担金等の返還が生じる現行の取扱いについては、各自治体からも問題視されており、国においては対応を検討し令和８年度中に結論を得るとされている。 ・一方、結論が示される前に発生し返還金額が極めて多額となっている事案については、市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、当該事案に係る特殊事情を踏まえ、制度整備に当たっては結論前の事案にも遡って適用されるよう強く要望する。 ・あわせて、こうした事態を未然に防止する観点から、通常の審査では検出が困難である不適正な請求に対応できるよう、システムの構築や審査の高度化など不正受給対策を早急に整備する必要がある。 【提案・要望事項】 ・障害福祉分野の自立支援給付費等に係る不正請求への対応について、事業所からの返還徴収が不能である場合における国庫負担金の全部又は一部の免除や不納欠損時に回収不能額を控除するなど制度の見直しを行うこと。また不正受給対策を早急に整備すること。
６　予防接種制度の円滑な運用	【現状と課題】 ＜定期予防接種に係る費用全額の予算措置＞ ・令和６年度の５種混合ワクチン、新型コロナワクチン、令和７年度の帯状疱疹ワクチンに加え、令和８年度にはＲＳウイルスワクチンが新たに定期予防接種として追加された。 ・定期予防接種の費用には地方交付税措置が行われているが、各自治体の財政負担があり、同予防接種のワクチン増加に伴い自治体の財政負担は増大している。特に令和７年度は新型コロナウイルス感染症の接種費用への国の助成が廃止されたため、本市においても財政負担が大幅に増大した。 ・予防接種は、個人の生命・健康を守るほか、医療体制の確保や社会経済活動の維持にもつながる。 ・各自治体の財政力等に関わらず、希望するすべての方に等しく接種機会を確保するため、定期予防接種に係る費用については全額を国で予算措置する必要がある。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	＜予防接種健康被害救済制度の簡素化・迅速化、申請費用全額の負担＞ ・予防接種健康被害救済制度の申請には診断書等の多くの書類を複数の医療機関等から労力をかけて収集する必要があり、書類の取得には文書料の支払いも生じる。これらの手続きは健康上の問題を抱える申請者に過度な負担を強いており、制度の利用を困難にしている要因の一つとなっている。 ・また申請後に国の審査を経て医療費等の支給を受けるまでには１年以上の期間を要するものもあり、申請者の負担となっている。 ・制度を円滑に運用して速やかな健康被害の救済を実現するためには、制度の簡素化・迅速化が必要である。また文書料等の申請に係る費用全額を国が負担する必要がある。 【提案・要望事項】 ・定期予防接種に係る費用の全額を予算措置すること。 ・予防接種健康被害救済制度を簡素化・迅速化し、国において申請に係る費用の全額を負担すること。
７　子育て支援の充実	【現状と課題】 ＜多子世帯の保育料無償化＞ ・全国的にも就学前児童数が減少する中、国において少子化対策として経済的支援をはじめ子育て施策を進める必要がある。本市では市政運営の大方針「堺市基本計画２０３０」において２０３０年度に達成をめざすＫＰＩに「堺市は子育てしやすい都市だと思うと答えた保護者の割合」を掲げ、独自で様々な支援施策を実施しており、その財政負担が課題である。 ・国制度では低所得世帯を除き上のきょうだいが小学校就学前で認定こども園などに在籍している場合のみ第２子が半額、第３子以降が無償であるが、本市はきょうだいの年齢に関わらず第２子以降の保育料を独自で無償化している。 ・都市部の一部自治体でも第１子まで無償化対象を拡大するなど財政力による自治体間の格差が更に広がっているが、少子化対策は国として取り組むべき課題であり、国制度の拡充が必要である。 ＜学校給食費の無償化＞ ・学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。 ・本市では令和７年度から小学校（特別支援学校小学部含む）の給食費について無償化を段階的に実施し、令和８年度より国において小学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）が実施されたことを受け全学年の無償化を開始した。 ・しかし当該制度では国から自治体への財政支援の基準額が全国一律であるため、本市においては国からの支援額が無償化に係る実際の必要額を下回っ

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	ており、不足分は本市が負担している。 ・学校給食は教育の一環であり本来は自治体間で格差が生じるべきでないと認識しており、国において毎年実態調査を行うことで実際の必要額を全額国で負担する必要がある。 ・中学校給食の無償化については国において検討が進められているが、制度化には至っていないため各自治体が独自で対応せざるを得ない状況である。そのため、早期に国負担による恒久的な制度として全国一律の取組が必要である。 【提案・要望事項】 ・多子世帯の保育料無償化の対象範囲を拡充すること。 ・小学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について国の支援基準額と実際の必要額との乖離を解消すること。また国の財政負担による中学校給食費の無償化を早期に実現すること。
8　こどもの未来を支える人材の確保	【現状と課題】 ・先行き不透明な時代の中、こどもたちが安心して自分らしく成長でき、自らが未来を切り拓くための力を身につけるためには、安全・安心な保育体制やこども、学校の支援体制の確保が重要である。 ・しかし、働く世代の減少や家庭・社会のあり方の変化を背景に、全国的に保育・教育など市民生活を支える基幹的分野における人材不足が深刻化しており、こうした課題に対し自治体による個別の対応には限界があることから国において人材の確保や育成を図るため必要な措置を講じることが不可欠である。 （1）安全・安心な保育体制の確保 ＜処遇改善、地域区分の平準化＞ ・公定価格の人件費は引上げられているものの、保育士等の賃金は依然として全職種平均賃金より低水準にあること等から人材不足が深刻化している。 ・人材が定着しないことによって勤務する保育士や保育教諭の負担が増大しており、これが離職を誘発し人材不足を一層深刻化させている。 ・本市では独自の補助金制度等の人材確保策を講じているが、自治体間の競争の激化や地域間格差が生じるなど、保育士・保育教諭不足の抜本的な解決には至っていない。 ・加えて令和８年度から「こども誰でも通園制度」の本格実施が開始されたが、市内の多くの施設で人材確保が更に困難となっている。 ・施設運営に必要な人件費は本来、公定価格の基本額において確実に担保されるべきであり、自治体間の競争ではなく、国の責任において更なる加算を行うなどの処遇改善策が必要である。 ・公定価格の人件費算定は国家公務員の地域手当の地域区分に準拠しており、令和６年人事院勧告において地域区分の大くくり化が示されたが、令和７年

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	度、令和８年度とも公定価格への反映は見送られている。 ・生活圏域の重なる隣接地域で依然として差が生じており、人材確保に影響が生じているため、まず　は速やかに人事院勧告に沿った地域区分の平準化を実施し、更に残る隣接地との平準化を図る必要がある。 ＜保育士配置改善に係る加算＞ ・保育士の配置基準について、令和７年度から新たに１歳児の配置改善のための加算が設けられたが、加算要件の一つである職員の平均経験年数は、経験豊富な職員が少ない施設ほど体制強化の必要性が高いため、活用が困難となっており加算の趣旨と実態の間に乖離が生じている。 ・また４歳以上児の配置基準改善のため、令和６年度に「４歳以上児配置改善加算」が創設されたが、チーム保育加配加算等を取得している施設は対象外とされており、本市ではほとんどの施設において適用されず、教育・保育現場の負担軽減等の実質的な効果が見込めない状況である。 ・１歳児は加算の要件を緩和し、４歳以上児は他の加算取得状況に関わらず加算の対象とするよう対象範囲の拡充が必要である。 （2）こどもや学校を支える専門人材の確保 ＜不登校のこどもへの対応や、いじめ対応への体制強化＞ ・近年、こどもの学びの多様化や教職員の働き方改革の推進など、こどもや学校を取り巻く環境は大　きく変化している。こうした状況に的確に対応するためには、時勢に応じた教職員配置基準の見直しや定数改善を継続的に行うほか、こどもや学校を多面的に支える専門人材の確保が求められている。不登校児童生徒数やいじめの認知件数の増加に伴い、個別性の高い支援を要するケースが生じており、現状では必要な専門人材が不足している。 ・本市においても全国的な傾向と同様に不登校児童生徒数やいじめの認知件数は増加傾向にあり、様々な状況にあるこどもへの対応が喫緊の課題である。 ・こうした課題に対応するためには、校内教育支援センター（本市では「スペシャルサポートルーム（ＳＳＲ）」）支援員をはじめ、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）など専門人材の確保が急務である。また、部活動指導員の配置による教職員の働き方改革を進めることで、いじめの早期対応や不登校傾向にある児童生徒へのきめ細かな対応を図ることも重要である。 ＜栄養教諭の定数改善＞ ・栄養教諭は学校給食を通じた食育の推進や栄養管理及び衛生管理の充実を目的として設けられた制度であり、その配置数は学校給食法等に基づく定数算定基準により定められている。一方で当該算定基準は制度創設以降、大きな見直しが行われておらず近年の学校現場の状況を十分に反映したものになっていない。 ・近年の学校給食においては、食物アレルギー等への個別対応の増加や発達段

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	階に応じた食育の推進等、栄養教諭を取り巻く環境は大きく変化している。また、少子化の進行により在校児童生徒数が減少する中、現行の定数算定基準では、栄養教諭の配置数が減少するため、本市では、令和８年度より全中学校区を単位として栄養教諭を配置し、小中学校を兼務する体制により対応している。 ・あわせてＯ１５７学童集団下痢症を教訓とした衛生管理の徹底や学校における食育の推進等に向け、中学校区を単位とした兼務の実施など必要な配置体制の確保に努めているが、安全・安心な学校給食の提供と発達段階に応じたきめ細かな食育を継続的に推進するためには、現行の栄養教諭配置定数の改善が不可欠である。 【提案・要望事項】 ・安全・安心な保育体制やこども、学校の支援体制のために必要不可欠な専門人材不足の解消に向けて志望意欲を高める育成環境の整備・充実を図ること。あわせて、以下のとおり処遇改善や制度格差の解消、財政支援等の具体的な措置を講じること。 (1) 安全・安心な保育体制の確保 〇保育の担い手が安定して働き続けることができるよう更なる処遇改善策を実施するほか、公定価格の地域区分は速やかに隣接地と平準化すること。 〇保育士の配置改善に係る加算について１歳児は要件を緩和し、４・５歳児は他の加算取得状況に関わらず対象とすること。 (2) こどもや学校を支える専門人材の確保 〇不登校のこどもへの支援やいじめ対応への体制強化等のため、スペシャルサポートルーム（ＳＳＲ）支援員やスクールカウンセラー（ＳＣ)、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ)、部活動指導員など専門人材の確保に係る補助制度を拡充すること。 〇学校における食育の推進のため、中心的な役割を担う栄養教諭の定数改善を図ること。
９　社会課題解決に挑戦するスタートアップ・ベンチャーへの支援策の拡充	【現状と課題】 ・本市では市政運営の大方針「堺市基本計画２０３０」において２０３０年度に達成をめざすＫＰＩに「イノベーション創出につながる事業数」を掲げており、大阪公立大学や産業支援機関が集積する中百舌鳥エリアを核として国内外の支援機関とも連携し、社会課題解決と新たな価値の創造に挑む次世代イノベーションを創出している。 ・昨年開催された大阪・関西万博や今秋開催予定の「Ｇｌｏｂａｌ　Ｓｔａｒｔｕｐ　ＥＸＰＯ　２０２６（ＧＳＥ２０２６)」を契機として、新たなサービス・プロダクトは世界へと接続されている。今後はこれらを着実に社会実装へと展開し、イノベーションの創出につなげることが求められる。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	＜規制や制度の弾力化＞ ・現在、国では「規制のサンドボックス制度」や「国家戦略特区」等の枠組みが存在するが、万博や特区で安全性・有効性が確認された技術であっても、事業ごとに適用される法規制等が異なるため、地域の実情に応じた規制緩和が必要である。 ＜インパクト評価の考えや仕組みの周知＞ ・現在、国主導の「インパクトコンソーシアム」等において公民連携の実践ガイドや優良事例の共有が進められているが、事業や活動の結果として生じた社会的な変化を定量的・定性的に把握した上でその価値を評価する社会的インパクト評価に対する考えや仕組みが金融機関やベンチャーキャピタルをはじめとした支援機関に十分に浸透していない。 ・このような現状においては、積極的な投融資につながりにくいため、社会課題解決に挑戦するスタートアップ・ベンチャーが適切に評価され、事業を継続し拡大できるよう、積極的にインパクト評価に対する考えや仕組みを示し、浸透を図ることが必要である。 【提案・要望事項】 ・大阪・関西万博で実証されたスタートアップ等の技術やサービスの円滑な実装に向け、規制や制度の弾力化を図ること。 ・社会課題解決に挑戦するスタートアップ等の事業が適切に評価され事業の継続や拡大につながるよう、金融機関やベンチャーキャピタルなどの支援機関に対し積極的にインパクト評価に対する考えや仕組みを示し、浸透を図ること。
10　連続立体交差事業（南海本線・高野線）の推進	【現状と課題】 ＜南海本線連続立体交差事業＞ ・令和７年度に仮線切替えが完了し、令和８年度は事業区間全体で下り高架工事を実施する。 （全体事業費：約６８０億円　進捗率４９％　※令和７年度末時点） ・令和９年度も引き続き下り高架工事を進め、関西国際空港や新大阪駅へのアクセス向上に寄与するなにわ筋線の令和１３年開業を見据えた高架化をめざす。 ・南海本線は大阪府沿岸部を南北に走行する路線であり、事業区間は津波避難対象地域に位置する。南海トラフ地震等による津波災害時には山側（東側）への迅速かつ円滑な避難が必要であるため、踏切除却及び高架下横断箇所の新設による避難経路の確保は喫緊の課題である。 ・国登録有形文化財の旧駅舎を保存活用し、歴史的資源を核に新たな魅力を創出する。 ＜高野線連続立体交差事業＞ ・都市計画道路や駅前交通広場の関連事業を含め令和３年度に事業認可を取

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	得。令和８年度は用地取得や鉄道詳細設計、鉄道準備工事を実施する。 （全体事業費：約５６５億円　進捗率４％　※令和７年度末時点） ・令和９年度は引き続き用地取得を進め、併せて土木構造物詳細設計等を実施しながら、仮線工事に着手する。 ・事業地周辺の都市関連計画と整合させて駅前街区を再編し、本市の都心部の活性化に大きく寄与する。 【提案・要望事項】 ・踏切除却による交通渋滞の解消及び安全性の確保などのため、連続立体交差事業（南海本線・高野線）の推進に必要な予算を継続的に措置すること。
11　泉北ニュータウンにおける新たな価値の創造	【現状と課題】 ・まちびらきから間もなく６０年を迎える泉北ニュータウンでは人口減少・高齢化の進行や住宅・施設の老朽化など様々な問題が顕在化している。 ・市政運営の大方針「堺市基本計画２０３０」において２０３０年度に達成をめざすＫＰＩに「泉北ニュータウン全人口に対する３９歳以下の人口割合」を掲げ、バランスのよい年齢構成を実現し、将来にわたって多様な世代が快適に住み続けることができる「持続発展可能なまち」をめざす取組を推進している。 ・泉北ニュータウン地域を「堺スマートシティ戦略」の重点地域に位置づけ、１６０を超える団体が参画する「ＳＥＮＢＯＫＵスマートシティコンソーシアム」として、国のスマートシティ実装化支援事業を活用し、スマートシティサービスの本格的な実装につなげている。 ・若年層・子育て世代の定住・流入促進に取り組んでいる泉北ニュータウンの泉ケ丘駅前地域には令和７年１１月に近畿大学医学部・大学病院が、令和８年４月には看護学部が開設したほか、令和１０年度には民間商業施設の開業が、令和１３年度には分譲タワーマンションの竣工が予定されている。これらの機会を活かし来街者の利便性と地域の魅力を更に高めるため、階段・エスカレータ・エレベータの移設や通路拡幅、ペデストリアンデッキの再整備等の予算確保が必要である。 ・また、令和１０年度からは泉ヶ丘公園と隣接する児童厚生施設「堺市立ビッグバン」を一体活用し、「こどもが未来に向かい創造的に学び遊ぶ子育ちの拠点」とする予定である。その実現に向けて令和９年度は広域避難地としての機能も担う泉ヶ丘公園の整備完了をめざしており、同公園整備の予算確保が必要である。 【提案・要望事項】 ・泉北ニュータウン地域において、泉ケ丘駅前周辺の都市機能の充実を図るため、ペデストリアンデッキ等の駅前公共施設の再整備に必要な予算を確保すること。また、こどもが未来に向かい創造的に学び遊ぶ子育ちの拠点となり、広域避難地としての機能も担う泉ヶ丘公園の整備に必要な予算を確保すること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
12　堺都心部の活性化に資する便利・快適な移動環境の構築	【現状と課題】 ・人口減少・高齢化の更なる進展やバス運転士不足の深刻化などにより、堺都心部の拠点間（堺東駅・堺駅間）をつなぐ大小路筋で高頻度運行を行うバス路線においても運行頻度等のサービスの低下が懸念される。 ・本市では令和５年５月に策定した「堺都心未来創造ビジョン」のもと、人・地域・情報・サービス等の「魅力を結ぶ」取組の一つであるＳＭＩ（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトを進めている。 ・ＳＭＩプロジェクトのうちＳＭＩ都心ラインについては、無人自動運転移動サービスの実現に向けて令和７年５月に「ＳＭＩ都心ライン及び関連取組に関する導入計画」を策定した。既存路線における運行頻度等のサービス水準を維持・向上しつつ他路線への運転士の再配置を促し、地域公共交通の維持・確保につなげるほか高齢者や障害者などすべての人にとって便利・快適でバリアフリーな移動環境の構築に向けて事業を推進している。 ・令和７年度の実証実験を踏まえ、今後も駐停車車両の回避や１人の遠隔監視員が複数車両を監視する（１：Ｎの遠隔監視）体制の構築など課題解決に向け取り組む必要があることから、走行実証に係る継続的な支援が必要である。 ・本路線は都市部の基幹的路線で極めて持続可能性が高い一方、多様な交通が行き交うことから走行環境の整備に加え、路車協調や信号連携などのインフラ協調設備等の整備が必要である。早期の自動運転レベル４（特定条件下における完全自動運転）のサービス実装に必要なインフラ協調設備や走行空間整備等に関する財政支援が必要である。 【提案・要望事項】 ・堺都心部の活性化に資する便利・快適な移動環境の構築や地域公共交通の維持・確保に向け、無人自動運転移動サービスの実装に必要な走行実証に係る予算を継続的に措置すること。 ・実証実験で有用性が確認できたインフラ協調設備や自動運転の走行空間整備について、早期の自動運転レベル４のサービス実装に向けて財政支援を行うこと。
13　将来にわたり安全・安心で安定的な一般廃棄物処理体制の構築	【現状と課題】 ・本市は環境モデル都市・ＳＤＧｓ未来都市として世界をリードする環境先進都市をめざしており、令和４年には大阪府内初の脱炭素先行地域に選定されるなど先進的な取組を推進している。 ・本市ではクリーンセンター東工場第二工場及び同臨海工場の２工場体制で一般廃棄物を処理している。一般廃棄物処理施設の平均供用年数は約３０年であり、稼働から既に２９年が経過した東工場第二工場では基幹的設備改良工事の実施など施設の延命化を図っているが、経年により老朽化が進行している。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	・このため令和１８年度の稼働開始を目標に現行施設と比べて環境負荷を低減し、環境問題への啓発機能等を備えた新たな一般廃棄物処理施設の整備を進めている。 ・多大な事業費を要する一般廃棄物処理施設の整備については、循環型社会形成推進交付金の活用による国の支援が不可欠である。 ・一方で令和６年３月２９日付で国から示された「一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（通知）」において、施設規模に応じた１トン当たりの交付対象経費上限額が設定されたが、近年の物価や人件費の高騰等により事業費は上昇を続けており、交付対象経費の上限額と実勢額に大きな乖離が生じている。 ・そのため、同交付金の交付対象経費上限額を実勢に即した額に見直すことが必要である。 【提案・要望事項】 ・一般廃棄物処理施設の建設に係る循環型社会形成推進交付金の交付対象経費上限額を実勢に即した額とすること。
14　道路施設の老朽化・長寿命化対策	【現状と課題】 ・道路施設の老朽化は年々進行しており、将来にわたり適切に保全するためには事後保全型メンテナンスから早期に脱却し、将来的な維持管理費の縮減に資する予防保全型メンテナンスへ転換するため、集中的な予算確保が必要である。 ・一方で道路の舗装修繕事業等における防災・安全交付金は、国が予算を重点的に配分する事業には位置づけられていないため、近年、内示率が著しく低下し、計画的な事業実施が困難な状況にある。 ・そのため、国が重点配分していない分野に対しても必要な財源を確保できるよう、予算総枠の拡充が必要である。 ・また、交付金だけでは計画的な対策を十分に講じることができないため、公共施設等適正管理推進事業債を活用しているが、令和８年度までの時限措置であるため、公共施設等適正管理推進事業債の期間延長が必要である。 ・さらに舗装修繕に関する公共施設等適正管理推進事業債について、現行の要件では対象範囲が舗装の表層のみであるが、舗装の表層以深のアスファルト層（中間層・基層）まで対象範囲を拡大し広範囲に対策することで、舗装の老朽化・長寿命化対策を加速させる必要がある。 【提案・要望事項】 ・道路施設の老朽化・長寿命化対策を推進するため、必要な予算を継続的に確保すること。 ・時限措置である公共施設等適正管理推進事業債を延長し、対象範囲を拡大すること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
15　市営住宅建替等事業の円滑な推進	【現状と課題】 ＜建替事業（国土強靭化地域計画）＞ ・本市の５，８０６戸の市営住宅のうち、耐震性が不十分な住宅が全体の約１２％を占めている。 ・令和７年９月に今後３０年以内の発生確率が６０％～９０％程度以上とされた南海トラフ巨大地震をはじめ、上町断層帯地震など近い将来に高い確率で発生が予想される大規模地震に備えるため耐震性の確保が喫緊の課題であり、建替事業を着実に推進する必要がある。 ・令和９年度は協和町・大仙西町住宅の解体工事及び３－２期建設工事、万崎住宅の建設工事を継続して行うほか、協和町・大仙西町住宅の４期建設工事にも着手予定のため事業費が大きく増加する。 ・建替事業は長期間にわたり入居者に移転などの負担を伴うため、継続的な予算措置が必要である。 ＜改善事業＞ ・本市では堺市営住宅長寿命化計画を定め、耐久性の向上や躯体の劣化の低減、維持管理の容易性向上の観点から市営住宅の予防保全を目的とした改善事業を行っている。 ・本市の市営住宅は昭和５６年度から平成１７年度にかけて整備された住棟が多く、外壁改修工事などの改善事業を要する住棟が全体の約３分の１を占めている。 ・これらの住棟について、改善事業を計画的に実施し入居者の安全・安心な居住環境の確保に取り組んでいる。 ・一方で改善事業に係る国庫補助金の内示率は低下していることから計画的な事業実施が困難となり、事業の先送りによる劣化進行や居住環境の悪化が生じ、入居者の生活に深刻な影響を及ぼす恐れがある。 ・改善事業を継続的に実施するためには、安定的かつ継続的な予算措置が必要である。 【提案・要望事項】 ・市営住宅の建替及び改善事業の推進に必要な予算を措置すること。
16　公園施設長寿命化事業の推進	【現状と課題】 ・本市では国庫補助金を活用した事業実施に加え、公民連携により民間資金を用いた管理手法を導入するなど、多様な手法を用いて公園施設の維持管理を推進している。 ・現在管理する１，１９８公園の約７０％が開設から３０年を超え、１０年後には約８５％となる見込みであるため、令和元年度より公園施設長寿命化事業を計画的・効率的に進めている。 ・毎年度、年４回の自主点検に加え５年ごとに健全度調査を実施し事故防止に取り組んでいるが、安全性を確保できないと判断した遊戯施設等は利用禁止

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	や撤去の措置をせざるを得ない状況である。 ・令和７年度に広場や遊戯施設、管理施設など２６施設を改築し、令和８年度には３７施設の改築を予定している。令和９年度は５０施設を改築予定で、こどもなどがより安全に公園を利用できるよう特に遊戯施設の改築を重点的に推進するため、継続的な予算の確保が必要である。 【提案・要望事項】 ・緑豊かで潤いのある良好な都市環境の形成や安全・安心な市民生活の持続的な実現に向けて、公園施設長寿命化事業に必要な予算を継続的に確保すること。
17　市民生活や社会経済活動を支える上下水道事業の推進	【現状と課題】 ・上下水道施設の多くは高度経済成長期前後に整備され老朽化が進行しており、全国的に道路陥没事故や漏水事故が多発するなど影響が顕在化している。これらを未然に防ぐため、老朽化対策事業を着実に推進する必要がある。 ・市政運営の大方針「堺市基本計画２０３０」においても２０３０年度に達成をめざすＫＰＩに「耐震性能を確保した上下水道管路が接続する災害拠点数」「下水道の重点路線における健全性確保率」を掲げている。 ・令和６年能登半島地震での深刻な被害や今後３０年以内に６０～９０%程度以上の確率で発生が見込まれる南海トラフ巨大地震など、地震リスクへの認識が一段と高まっている。本市の沿岸部や低地部でも大きな影響が想定されており、上下水道一体となった実効性ある地震対策を進める必要がある。 ・上下水道サービスの安定的な提供が求められる中、本市の国費の内示率は低下している。加えて、資材価格や労務単価の高騰、金利上昇の影響により事業費が増大している。継続的かつ安定的な予算の確保に加え、国費率や対象範囲の拡充が必要である。 ・機能や性能の低下を未然に防ぐ予防保全の重要性が高まっており、国が国土強靱化の取組で予防保全型への転換を進めている流れも踏まえ、こうした取組を推進するための支援が必要である。 【提案・要望事項】 ・施設老朽化に伴う道路陥没事故や漏水事故、能登半島地震など近年の災害を踏まえ、市民生活や社会経済活動を支える重要インフラである上下水道事業の計画的な推進に必要な予算を確保すること。あわせて、予防保全を一層促進する取組への支援制度を拡充すること。
18　都市計画道路事業の推進	【現状と課題】 ・災害時に機能すべき道路ネットワークに未整備区間が存在している。近い将来に発生が懸念される南海トラフ巨大地震やそれに伴う津波、本市西部を南北に走る上町断層帯による大規模地震に備え、災害による影響を最小化し安全かつ円滑な交通を確保するため災害に強い道路ネットワークの早期形成

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	が必要である。 ※都市計画道路の整備率７４．０％（令和７年度末時点） 【提案・要望事項】 ・防災機能の強化や安全で快適な交通環境の創出のため、国土強靭化に資する道路ネットワークの早期形成に必要な予算を措置すること。
19　橋りょう等の長寿命化修繕事業及び耐震強化事業の推進	【現状と課題】 ・市政運営の大方針「堺市基本計画２０３０」において２０３０年度に達成をめざすＫＰＩに「補修が完了した橋りょう数８０橋」を掲げている。 ・南海トラフ巨大地震は今後３０年以内に発生する確率が６０～９０％程度以上と予測されており、また本市南西部に南北に走る上町断層帯による地震も懸念されるなど、切迫する大規模地震への対策が急務であるが、近年、国庫補助金の内示率は低迷しており、現状の内示状況が継続すれば事業の推進が困難となる。 ＜橋りょう長寿命化修繕事業＞ ・本市が管理する７５４橋のうち、建設後５０年を超える橋りょうの割合は今後２０年で約4割から9割以上に急増する見込みで、長期にわたり安全に使用し続けるためには、計画的な補修が不可欠である。 ・令和９年度は３４橋の補修工事を予定しており、橋りょうを良好な状態で維持するためには継続的な予算確保が必要である。 ＜橋りょう耐震強化事業＞ ・今後想定される南海トラフ巨大地震等の大規模地震に備え、緊急交通路等における橋りょう（２１０橋）の耐震化を行い、災害に強い都市基盤を維持することが必要である。 ・細い柱が並ぶ形式のパイルベント橋脚は大規模地震時に変形が生じやすく、本市内にも同様の橋りょうが複数存在することから早急な耐震化が求められる。 ・令和９年度以降に工事予定の橋りょうは河川内に橋脚を有するものが多く、施工時には仮締切等の仮設工事に多大な事業費が必要となるため、継続的な予算確保が必要である。 【提案・要望事項】 ・安全・安心で災害に強い都市基盤を維持するため、橋りょう等の長寿命化修繕事業及び耐震強化事業の推進に必要な予算を継続的に確保すること。
20　密集市街地整備事業の推進	【現状と課題】 ・近い将来に発生が想定される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震では、地震動に加えて火災や建物倒壊等の複合災害の発生が懸念される。 ・本市の新湊地区は戦前からの長屋など老朽木造住宅が密集し道路など公共施設が著しく不足している。また狭隘な道路が多いことから防災面や住環境

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	において課題を抱えている。 ・これまで主要生活道路の整備等により防災性の向上に一定の成果を上げ、国の住生活基本計画に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」は解消された。 ・しかし依然として狭隘な区間など未整備の主要生活道路があるほか、老朽化した木造住宅が密集していることから、地震等の災害時には建物倒壊や火災延焼による避難経路の喪失のほか緊急車両の通行困難が危惧される箇所が点在している。 ・引き続き、密集市街地の改善に向け主要生活道路の用地買収・整備や老朽木造住宅の除却等に係る継続的な予算措置が必要である。 【提案・要望事項】 ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）に必要となる予算を継続的に措置すること。
21　大和川の治水安全度の向上	【現状と課題】 ・地球温暖化に伴う気候変動の影響により、激甚化・頻発化する水災害が発生するリスクが高まっている。 ・大和川下流域の人口が集積する大阪平野は堤防の高さより低いゼロメートル地帯であり、洪水や地震による堤防決壊に伴う甚大な被害から生命財産を守るため、大和川の治水安全度の向上は喫緊の課題である。 ＜高規格堤防整備事業及び土地区画整理事業等との一体整備＞ ・三宝地区においてＵＲ都市機構が施行中の土地区画整理事業では、一体整備が完了した区域から土地利用が進められている。事業効果の早期発現を図るため残る区域の一体整備の完了をめざし、引き続き事業を着実に進めるための十分な予算の確保が必要である。 ・錦西・錦綾地区の一体整備が完了するとすべての大和川左岸高規格堤防整備事業区間が完成することから、錦西・錦綾地区の早期事業化を図るための検討に要する十分な予算確保や国との協力体制の維持が必要である。 【提案・要望事項】 ・大和川の治水安全度の向上を図るため、大和川高規格堤防整備事業及び土地区画整理事業等との一体整備に必要な予算を確保すること。また河道内における堆積土砂の維持掘削に取り組み、継続して流下能力を確保すること。
22　基幹的広域防災拠点の耐震強化岸壁の早期整備	【現状と課題】 ・堺泉北港堺２区の基幹的広域防災拠点は京阪神都市圏で唯一海上アクセスが可能な拠点であり、災害時に災害対策基本法に基づき設置される「緊急災害現地対策本部」の高次支援機能の役割を担っている。 ・高次支援機能として、支援物資の中継・分配、広域支援部隊の集結地・キャンプ、応急復旧用資機材の備蓄、海上輸送支援、災害医療支援を行い、海上

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	からの支援物資等の搬入・搬出の役割を有している。 ・一方で南海トラフ巨大地震等の大規模災害時には多量の支援物資の搬入・搬出に対応するため大型船舶の接岸が必要となるが、現有施設では接岸可能な水深１０mの耐震強化岸壁が未整備であるため、基幹的広域防災拠点としての機能を十分に発揮できていない。 ・令和５年７月の「気候変動等を考慮した臨海部の強靭化のあり方」（交通政策審議会答申）では災害時等における海上交通ネットワーク確保のための事前対策として「耐震強化岸壁整備等の加速化」が示されており、令和６年７月の「令和６年能登半島地震を踏まえた港湾の防災・減災対策のあり方」（交通政策審議会答申）においても、海上支援ネットワークの形成のための防災拠点として「耐震強化岸壁等必要な規模の施設の健全性の確保」が示されている。 ・関西では令和７年９月に南海トラフ巨大地震の今後３０年以内の発生確率が６０～９０%程度以上とされており、また上町断層帯地震の発生も懸念されている。 ・以上のことから、京阪神都市圏の防災機能を強化するため、多量の支援物資搬入・搬出を可能とする耐震強化岸壁の早期整備が急務である。 【提案・要望事項】 ・京阪神都市圏における唯一の海上アクセス可能な基幹的広域防災拠点としての機能を更に強化するため、大規模災害発生時に多量の支援物資の迅速かつ安定的な搬入・搬出が可能となる耐震強化岸壁（水深１０m）を早期に整備すること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	今、神戸のまちは、大きな変化の時を迎えています。都心三宮、ウォーターフロントでは新たな賑わいと美しい風景が生まれ、郊外では拠点駅を核として、まちが新たな表情を見せ始めています。昨年には、神戸空港で国際チャーター便の運用が開始されました。2030 年の国際定期便の就航も見据え、空港国際化を原動力に、グローバル社会に開かれた新たな国際都市として、神戸を確かな成長へと導き、圏域経済を牽引する役割を果たしていきます。 一方で、国際情勢の影響による原油価格の上昇や物価高騰、物流の不安定化によって市民生活や経済活動の先行きに対する不確実性が高まっています。持続的な市民生活の安定、市内事業者の事業継続に向けた支援をはじめ、基礎自治体ならではのきめ細やかな支援を実施していくことで、市民の暮らしを守ってまいります。 また、全国的に少子・高齢化に伴う人口の自然減が加速している中、本市においても新たな価値観や、斬新な発想、本市が保有するデータやエビデンスに基づいた政策立案（ＥＢＰＭ）により、人口減少時代にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。 本市が大都市としての役割と責任を果たすために必要な事項を厳選しておりますので、特段のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
市民生活・市内事業者等を守る取組みへの支援	【提案・要望内容】 （１）市民生活の維持に対する支援 （２）市内事業者への支援 （３）公立病院への支援
地域区分の見直し	【提案・要望内容】 （１）今後の賃金水準や処遇改善を踏まえた地域区分の見直し
神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進	【提案・要望内容】 （１）2030 年４月を目標とする国際定期便就航に向けた神戸空港の機能強化に対する支援 （２）プライベートジェットの受入拡大に向けた規制緩和 （３）神戸空港島の利活用に向けた支援 （４）観光誘客の推進に対する支援
広域幹線道路ネットワークの機能強化	【提案・要望内容】 （１）大阪湾岸道路西伸部の事業推進 （２）神戸西バイパスの事業推進 （３）都市活動を支える幹線道路の事業推進 （４）高速道路を賢く使うための料金体系の実現

神戸市要望事項

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
神戸港の機能強化	【提案・要望内容】 （１）西日本の産業活動を支える国際輸送拠点の強化
都心・三宮再整備の推進	【提案・要望内容】 （１）三宮周辺地区の再整備に対する支援 （２）ウォーターフロント地区の魅力向上に対する財政支援
王子公園地区の活力の創出	【提案・要望内容】 （１）王子公園再整備の推進 （２）阪急王子公園駅前整備の推進
神戸医療産業都市の推進	【提案・要望内容】 （１）産官学医連携による神戸未来医療構想の推進 （２）計算科学研究拠点の形成と産業利用の推進
産官学連携による革新的な起業･高度専門人材育成の推進	【提案・要望内容】 （１）実践的・創造的技術者育成の中核となる市立工業高等専門学校に対する財政支援の拡充 （２）「新技術立国」に資する新産業創出の取組みに対する支援の充実
カーボンニュートラルの推進	【提案・要望内容】 （１）下水汚泥資源「こうべ再生リン」の肥料利用の拡大 （２）水素エネルギーの利用促進 （３）水素エネルギー産業の振興 （４）電動車の普及促進 （５）港湾・空港の脱炭素化推進計画の実施に対する財政支援
国土強靭化による安全・安心の確保	【提案・要望内容】 （１）防災・減災、国土強靭化施策の推進 （２）上下水道・工業用水道施設の強靭化に必要な財政支援の拡充 （３）土砂災害・水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の拡充 （４）港湾等臨海部における安全・安心の確保に向けた財政支援 （５）東播海岸保全施設整備の早期完了に向けた着実な推進
くらしの安全･安心を守る取組みの推進	【提案・要望内容】 （１）空家等の活用及び適切管理の促進 （２）火葬場整備等への支援 （３）市内事業者・地域交通に対する支援の拡充 （４）重要インフラへのサイバー攻撃対策

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	（５）水環境保全対策の推進
子育て環境の充実	【提案・要望内容】 （１）子育て世帯の経済的負担の軽減 （２）教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援 （３）教育・保育施設及び自治体の負担軽減に向けた保育 DX 等の推進 （４）児童虐待防止対策の拡充
教育環境の充実	【提案・要望内容】 （１）教職員定数の計画的な改善 （２）学校施設整備事業の推進 （３）高校教育改革の推進 （４）部活動の地域展開 （５）GIGA スクール構想のさらなる推進 （６）不登校児童生徒への支援
保健・福祉・医療の充実	【提案・要望内容】 （１）予防接種制度における適切な財政措置 （２）福祉人材確保の推進 （３）障害者自立支援給付に対する必要な財政支援 （４）単身世帯の急増に伴う遺留金に関する制度構築
在住外国人との秩序ある共生社会の実現	【提案・要望内容】 （１）在住外国人への総合的な対応策の早期実現
地方創生の推進	【提案・要望内容】 （１）多様な大都市制度の早期実現

岡山市要望事項

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
インフラや公共施設の老朽化対策及び耐震化について	・老朽化した道路・橋梁、水道管・下水道管等の更新に必要な経費について安定的な財政支援や補助を拡充すること。 ・公共施設全般の避難所機能を強化する取組をふまえた更新、改修については、恒久的な財政支援を講ずること。 ・工事費の高騰が水道管の耐震化が進まない一因となっており、災害時において水の安定確保に努めるため、水道施設の老朽化対策と耐震化を進めるための補助制度を拡充すること。
教育課題に対応するための教職員配置等について	・特別支援教育や不登校対策をはじめ様々な教育課題に対応し、子どもたちの教育を充実させるため、教職員の加配措置の継続と充実や必要な支援員等の配置を図ること。 （１）生徒指導主事や特別支援教育コーディネーターの専任加配 （２）特別支援教育支援員の国庫負担による配置 （３）不登校対策として学校内支援教室が設置できる人員体制の確立 （４）スクールサポートスタッフ等の専門スタッフの配置に係る安定的な財源措置
義務教育施設等の整備促進について	・学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化など、安全で良好な教育環境を確保し、計画的な学校施設整備を推進するために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図ること。 ・学校施設の更新・改修並びに老朽化対策に係る補助要件の緩和や補助単価の引上げ等制度の充実及び高校への補助拡充、バリアフリー化に対応するための補助制度の充実を図ること。 ・空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。 ・ＧＩＧＡスクール構想に係るタブレット端末の更新などを行う際、地方負担超過とならないよう必要な財源を確保すること。
子ども医療費の無償化について	・１８歳までの医療費の無償化を図ること。
学校給食費の無償化について	・現在の小学校給食費負担軽減について、国の財政負担による完全無償化を実現すること。併せて、中学校給食費の無償化についても早急に実現すること。 ・国の基準額を適正なものとし、自治体負担を課さないこと。
子ども・子育て支援の充実について	・保育の質の向上を図るため、保育士配置基準をさらに改善するとともに、基準改善に必要となる人件費等が自治体の負担とならないよう十分かつ安定的な財源措置を講ずること。 ・所得制限や同時入所等の要件によらず、未就学児の保育料の無償化を行うこと。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	・病児保育について、利用者の負担軽減及び利便性向上を図るために必要な財政支援を充実すること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
1　原爆被爆者援護施策の充実 （厚生労働省関係）	・原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等 1　被爆者に対する援護の拡充強化 原子爆弾被爆者に対する援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策が実施されておりますが、被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、被爆から８０年以上が経過した今日においても社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にあります。 また、被爆者の高齢化が一段と進み、平均年齢は８６歳を超え、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加しており、特に原子爆弾小頭症患者は、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっています。 こうした被爆者に対する介護施策の拡充強化や原子爆弾小頭症患者が生涯にわたり安心した生活を営むための実態に即した支援の推進など、被爆者に寄り添った援護の早期の充実が望まれています。 つきましては、国の責任において、財源措置も含め、被爆者及び遺家族の実態に即した対策をより一層充実強化していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。 2　被爆地域外で黒い雨等に遭った者の救済 被爆地域外で黒い雨等に遭った住民の一部から提訴された被爆者健康手帳の交付を求める集団訴訟（「黒い雨」訴訟）について、令和２年７月に、原告の方々の請求を全面的に容認する旨の第一審判決がありました。 その後、令和３年７月の「黒い雨」訴訟の第二審判決後に、国において、被爆者の立場に立った政治判断が行われ、「『原告』と同じような事情にあったと認められる者に対して、認定し救済できるよう検討する」との方針に基づき、令和４年４月から新たな基準により黒い雨体験者を個々に認定していく制度が開始されています。しかし、この基準では、１１種類の障害を伴う疾病に罹患していることが要件とされています。本市としては、疾病は、健康管理手当の支給要件であり、手帳の交付要件から切り離すべきであると考えています。 つきましては、基準から疾病要件を外すことにより、黒い雨体験者をより幅広く救済していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。 3　より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用 原爆症認定制度については、平成２５年１２月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところですが、その後の訴訟において、行政認定と異なる司法判断もあったことから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨やこれまでの判決等を「総合的判断」による審査の判断材料とするなど、より被爆者

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	救済の立場に立って制度を運用するとともに、高齢の被爆者が裁判による解決を求めなくてもよくなるように、引き続き必要な見直しを行っていただくよう、お願いいたします。 　さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。 ４　在外被爆者の実態に即した援護の充実 ⑴　在外被爆者の実情を踏まえた改善 　在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成２８年１月からの「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできました。 　また、平成３１年４月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となるなど、限定的ではありますが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところです。 　しかしながら、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住しており、さらには、在外被爆者の高齢化に伴って、入院や施設入所等により、遠方の在外公館等へ出向いて手続を行うことが困難となっている事例も増えてきていることから、引き続き、このような実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行っていただくなど、格別の御配慮をお願いいたします。 ⑵　在外公館等における被爆者支援の強化 　在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図っていただくとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応について、格別の御配慮をお願いいたします。 　また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行っていただくとともに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなってきていることから、在外公館等において支援を行うなど、より積極的な役割を果たしていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。 ５　被爆建物等の保存に対する支援強化 　被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を伝えていくことが困難な時期に差し掛かっており、原爆の惨禍を次世代に伝えるための事業の充実が望ま

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	れています。 　こうした中、被爆の実相を伝える「もの言わぬ証人」として、これまで以上に重要な役割を担うこととなる被爆建物・被爆樹木について、国においては、平成２８年度から被爆建物の保存に対する補助制度を創設され、平成３１年度からは被爆樹木の保存に対する補助制度を創設されたところです。 　しかしながら、失われてしまうと二度と取り戻すことのできない貴重な財産である被爆建物は刻々と劣化が進んでおり、また、大規模な被爆建物については保存工事の費用の確保が大きな課題となっています。被爆者がいなくなる時代が近づく中、被爆建物が果たす役割は今後ますます増大していくと考えています。 　つきましては、被爆建物の保存に対する補助内容を拡充していただくとともに、被爆樹木の保存に対して引き続き充実した支援をいただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。
２　道路・交通ネットワークの整備 （国土交通省関係）	１　利便性が高く持続可能な公共交通体系の構築 　本市では、少子化・高齢化、人口減少など社会経済情勢の急速な変化に対応するため、近隣市町と互いに協調しながら自律的・持続的に発展することを目指す「２００万人広島都市圏構想」の実現に向けて取り組んでいます。 　このため、広域経済圏のヒト・モノの「循環」と地域の住民の「活動」を直接支える公共交通を「社会インフラ」として捉えた上で、利用者の利便性を重視した「広島型公共交通システム」を構築することとしており、まずは極めて厳しい経営状況にある乗合バス事業をモデルケースとした取組を進めています。 　国においても、本年６月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が成立し、輸送資源のフル活用や多様な関係者との共同化・協業化、連携促進団体の活動、モビリティデータの活用等の推進による、持続可能な地域公共交通の実現を図るための制度等が創設されました。 　これらは、地域交通施策の企画立案や関係者との連絡調整、交通事業者等が保有するデータの利活用などの本市における取組を後押しするものであり、引き続き、本市が公共交通施策に係る司令塔としての役割を果たしながら、官民連携組織である“一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま”と連携して、持続可能な地域公共交通の実現に取り組んでいきます。 　現在、同法人では、「乗合バス事業の共同運営システムの構築」に向けて、路線再編や利用促進、リソースの共有化等に向けて取り組んでいるところであり、この取組の成否は、本市が目指す新たな公共交通体系の構築の試金石になることから、こうした地域と事業者が一体となった取組への後押しとなる財源確保などの支援強化について、格別の御配慮をお願いいたします。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	2　直轄国道の整備促進 本市では、圏域経済の活性化と圏域内人口２００万人超の維持を目指す「２００万人広島都市圏構想」の実現を掲げ、圏域内のヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」の構築に取り組んでいます。そのためには、基盤となる広域幹線道路ネットワークの充実・強化が重要であり、とりわけミッシングリンクの解消は不可欠です。 このため、東西方向の幹線道路である一般国道２号においては、終日車線規制を行いながら工事が進められている西広島バイパス都心部延伸の早期完成、広島南道路の明神高架橋や木材港西～廿日市間、安芸バイパスの付加車線整備の着実な事業推進、さらには広島南道路の出島～吉島間の整備時期等についての協議、商工センター四丁目～木材港西間の早期事業化が重要であると考えています。 加えて、災害に強い道路ネットワークを構築する観点からも、安芸バイパス・東広島バイパスの将来の全線４車線化に大きな期待を寄せています。 これらの路線は、本市西部に位置し流通業務施設の集積拠点である商工センター地区について、昨年、地域と連携して策定したまちづくりビジョンを具体化していくためにも、着実な取組が必要と考えています。 また、南北方向の幹線道路である一般国道５４号においても、上根バイパスへの接続など、可部バイパスの着実な事業推進が重要であると考えています。 つきましては、直轄国道の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。 ⑴　一般国道２号 ①　西広島バイパス都心部延伸 ②　広島南道路 ③　安芸バイパス・東広島バイパス ⑵　一般国道５４号 可部バイパス 3　道路事業の推進 本市では、安全・安心なまちづくりを推進するため、国道・県道を中心とした幹線道路から地域に密着した生活道路まで幅広く道路整備を進めており、今後とも、近隣市町との交流・連携の促進や円滑な交通の確保、災害に強いまちづくり等につながる道路整備を推進していく必要があります。 このため、都市の内外を結ぶ交通ネットワークの強化や、近年激甚化・頻発化している豪雨災害や切迫する南海トラフ巨大地震に対する防災・減災対策として、幹線道路の法面対策や無電柱化など国土強靭化の着実な推進、また、市民の日常生活の安全・安心の確保を図るため、通学路等の交通安全対策などについても整備を進めています。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	つきましては、これら道路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。 4　街路事業の推進 急速な高齢化の進展や人口減少にも直面する中、持続的に都市の活力を維持・向上していくためには、都市機能を集積させる「集約型都市構造」への転換が求められており、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。 このため、本市では、都心や拠点地区間の連携を強化し、円滑な都市活動と安全・快適な生活を支える街路の整備を進めており、交通の円滑化や市街地の一体化、踏切除却により安全確保を図る連続立体交差事業や、道路空間を車中心から人中心へ転換する事業に重点的に取り組んでいます。 また、近年激甚化・頻発化している豪雨災害や切迫する南海トラフ巨大地震に対する防災・減災対策として、緊急輸送道路の整備や無電柱化など国土強靱化を着実に推進するとともに、市民の安全・安心な日常生活を確保するため、通学路等の交通安全対策などについて、「選択と集中」を図り、整備効果の高い路線から整備を進めています。 つきましては、これら街路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。
3　都市再生・都市基盤の整備	1　新中央市場の整備の推進（農林水産省関係） 本市が平成３１年３月に策定した「新中央市場建設基本計画」は、国の示す卸売市場の整備方針に合致するものであり、これに則り本市は、令和５年度から国の補助を措置していただきながら、着実にその整備を進めているところです。 こうした中、昨今の建築資材等の急激な物価高騰を受け、事業費の大幅な増加が避けられない状況にあります。 本市としては、場内関係事業者と密接に協議を重ね、可能な限り施設の効率化や事業費の縮減により、場内関係事業者の負担軽減に取り組んでいますが、それでもなお、今後更に高騰していくことが見込まれる事業費等への対応が急務となっています。 本市が整備する新中央市場は、安全・安心な生鮮食料品等の安定的な供給を担う中四国地方の拠点市場として、中四国地方全域の発展に大きく寄与するものであり、整備事業を完遂させなければなりません。 つきましては、新中央市場の整備が確実に推進されるよう、物価高騰に応じた補助制度の上限建築単価の引き上げと継続的な財源の確保について、格別の御配慮をお願いいたします。 2　市街地再開発事業の推進（国土交通省関係）

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	本市では、一体的、総合的な再開発により広域的な波及効果が期待できる都心や拠点地区の既成市街地において、土地の合理的な高度利用を図るため、都市機能の更新、災害に強い都市づくり、居住環境の改善などの観点から、民間と行政との適切な役割分担の下に再開発・再整備を進めています。 ⑴　都心における市街地再開発事業の財源確保 ア　基町相生通地区市街地再開発事業 本市では、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進しています。また、両地区の一部は、中四国地方で初となる「特定都市再生緊急整備地域」に指定されており、国際競争力の強化に資する都心の再開発を緊急かつ重点的に推進することとしています。 このうち、都心の西の核である紙屋町・八丁堀地区は、中四国地方最大の業務・商業集積地であるものの、更新時期を迎える建築物が多く存在し、また、狭あいな敷地が多く土地が有効活用されていないなどの課題があります。 このため、本市では、紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディング・プロジェクトとして、官民が連携して基町相生通地区市街地再開発事業を推進し、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィスの導入など、国際水準の都市機能の集積・強化を図ることとしています。加えて、広島商工会議所の移転を進めることで、本市にとって懸案となっていた広島平和記念資料館本館下から見た原爆ドームの背景の景観改善も同時に実現を図ることとしています。 今年度は高層棟の令和９年４月竣工に向けた新築工事を継続して実施しています。 つきましては、本事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。 イ　広島八丁堀３番７番地区市街地再開発事業 基町相生通地区に隣接する広島八丁堀３番７番地区については、民間が主体となった市街地再開発事業により、オフィス、住宅、教育関連施設やオープンスペース等を整備することで、都市機能の更新を図ります。 また、教育・文化を通じて多世代が国際的な体験・交流ができる拠点として整備することにより、国際交流機能を有する地区の実現を目指すこととしています。 つきましては、本事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	⑵　拠点地区における市街地再開発事業の財源確保 ア　西広島駅南口西地区市街地再開発事業 地域的な都市機能を担う拠点地区の一つである西広島駅周辺地区は、ＪＲ山陽本線の駅、広島電鉄の電停、バス停が近接しており、本市の西部と都心部をつなぐ交通結節点としての機能を有しています。加えて、将来的にはアストラムラインの延伸が計画されており、西風新都と都心部をつなぐ交通結節機能の更なる集積が見込まれています。 しかしながら、駅前の利便性が高いエリアに立地しているにもかかわらず、低未利用土地の発生や建築物の耐火構造化が遅れているほか、２階建て以下の建築物が多く高度利用が進んでいません。 このため、ＪＲ西広島駅の南側では、西広島駅南口西地区において、民間が主体となった市街地再開発事業により、商業・業務棟及び住宅棟等の建設やペデストリアンデッキ等の整備を行い、交通結節機能の強化と駅周辺にふさわしいまちづくりを進めることとしています。 つきましては、本事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。 ３　広島駅南口広場の再整備等の推進（国土交通省関係） 本市では、広島駅南口において、交通結節点としての機能性、安全性、快適性の確保などはもとより、国内外からの来訪者に対しても世界に誇れる広島の顔となる場所とするため、ＪＲ西日本や広島電鉄と連携し、広島駅南口広場の再整備、ペデストリアンデッキの整備、路面電車の駅前大橋ルートや循環ルートの整備等を行うことにより、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めています。 昨年８月には駅前大橋ルートが、本年３月には循環ルートがそれぞれ開業したところであり、現在、令和１０年度末の全体完成を目指し、残るペデストリアンデッキや大屋根、広場等の整備に取り組んでいるところです。 また、今後、広島駅南口地下広場等の改修についても、令和１１年度末の完成を目指して取り組むこととしています。 つきましては、広島駅南口広場の再整備等の着実な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。
４　防災・減災のまちづくりの推進 （国土交通省関係）	・　直轄砂防事業の促進 本市域の多くを占める広島西部山系及び安芸南部山系では、急峻な地形と崩壊を起こしやすい風化した花崗岩等が広く分布し、過去から幾度も甚大な土砂災害が発生しています。 このため、国におかれては、平成１１年６月の豪雨災害を契機に、平成１３年度より「広島西部山系」、平成３０年度より「安芸南部山系」を対象として砂防事業を推進していただいています。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	こうした中、近年では、自然災害が激甚化・頻発化しており、土石流による局所的な被害に加え、大量の土砂流出を受けた河川が埋塞することにより、土砂・洪水氾濫が広範囲で発生し、住宅地だけではなく、主要交通インフラや地域の活力・雇用を支える産業に甚大な被害が生じています。 つきましては、流域治水の趣旨の下、防災・減災、国土強靱化を推進し、地域の安全・安心を確保するため、再度災害防止のみならず、事前防災として令和８年度に新規事業化された「瀬野川水系」を対象とした土砂・洪水氾濫対策を含む直轄砂防事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。
５　平和への取組 （外務省関係）	・　核兵器廃絶に向けた取組の推進 本市は、国内外の８，６００を超える都市が加盟する平和首長会議やこれら加盟都市の市民、ＮＧＯ等と連携して、核兵器廃絶を目指した取組を積極的に展開してきました。令和３年７月には、平和首長会議の活動指針である「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン」（略称：ＰＸビジョン）を策定し、引き続き加盟都市との連携の下、「核兵器のない世界」の実現に向けて取り組んでいます。 核兵器をめぐっては、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、中東情勢が混迷を極める中で、核抑止力は必要であるという考え方が強くなる傾向にあり、また、本年２月には米国とロシアの新戦略兵器削減条約（新ＳＴＡＲＴ）が代替措置のないまま失効し、さらに、本年４月から５月にかけて開催された第１１回ＮＰＴ再検討会議は、過去２回に続き、成果文書を採択しないまま閉会するなど、国際社会がこれまで築いてきた核軍縮・不拡散体制への信頼が大きく揺らぐ状況になっています。 こうした不安定な国際情勢が続く中、被爆８０周年の節目となった昨年１１月には、被爆者や若者らの参加を得て、第６３回パグウォッシュ会議世界大会が本市で開催され、核戦争のある未来を回避するためには対立ではなく対話が不可欠であることなどを訴える「広島宣言」が発表されました。また、昨年度の広島平和記念資料館の入館者数は２５８万人を超え、３年連続で過去最多を更新するなど、市民社会における被爆地広島への関心と平和への意識は、世界中で着実に高まっていると受け止めています。 本市としては、こうした市民社会における平和意識の高まりを捉えつつ、国際社会が核兵器廃絶に向かって着実に前進するよう、被爆の実相を「守り、広め、伝える」取組を更に進めるとともに、平和首長会議加盟都市と共に、市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動する平和文化を振興し、広く市民社会に「ヒロシマの心」への共感の輪を広げていく取組により一層尽力していきます。 国におかれましては、本市の核兵器廃絶に向けた取組に賛同いただく中で、１９９４年以来毎年国連に提出され、昨年１２月の国連総会本会議でも

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	採択された核兵器廃絶決議にもあるとおり、世界の政治指導者や若者への広島・長崎訪問の働き掛けに格別の御配慮をお願いいたします。 　また、昨年３月に開催された核兵器禁止条約の第３回締約国会議では、国際情勢の不安定化が進む中でも、核なき世界に向けた取組を強化するという決意を示す宣言が採択されました。こうしたことを踏まえ、また、昨年９月に第１回核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）フレンズ外相会合を開催し、同条約の即時交渉開始を呼び掛けるなど、「核兵器のない世界」に向けて継続している取組をより確実なものとするためにも、本年１１月から開催される核兵器禁止条約の第１回再検討会議に是非ともオブザーバー参加し、一刻も早く締約国となり、核兵器廃絶に向けた動きを後押しするよう、積極的な外交展開をお願いいたします。 　さらに、ＮＰＴ再検討会議を始めとする核軍縮・不拡散に関する会議など、様々な国際会議の広島開催に向け、引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
国際競争力強化に資する福岡都心部の機能強化	都市活力を牽引する都心部において、天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント地区を中心に、良好な都市開発への誘導・支援を進めており、水辺や緑、文化芸術、歴史など、さまざまな資源を活かしながら回遊性の向上を図り、それぞれの地区の連携を高めるとともに、さらなる緑化の推進により、都心部の機能強化と魅力づくりに取り組んでおります。 警固断層のリスクがある中、国の航空法高さ制限の特例承認や市独自の容積率緩和などの規制緩和を活用し、民間建築物の更新を誘導する「天神ビッグバン」や「博多コネクティッド」により、耐震性が高く先進的なビルへの建替えが着実に進んでおり、新天町商店街においては、市街地再開発事業により歴史を継承した商店街の実現や新たな地下通路など、回遊性や利便性向上に資する公共性の高い基盤整備に取り組むこととしております。この機を逃さず、高付加価値なビジネスや魅力的な都市機能を集積させるとともに、川に開かれた水辺のまちづくり「リバーフロントＮＥＸＴ」など、快適で質の高い回遊空間の創出に取り組んでまいります。 ウォーターフロント地区では、港湾機能の再編や施設の老朽化などを契機として、人流機能・ＭＩＣＥ機能の充実や、海辺を活かした賑わいと憩い空間の創出に向けて、市民や来街者が楽しめる魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。 また、福岡市では花や緑があふれ、世界に誇れる風格のあるまちを目指しており、とりわけ多くの市民や来街者が集まる福岡都心部においては、機能更新の機会を捉えて、都市のみどりの拠点となる公園の再整備や公共施設の緑化、民間ビルの緑化助成など、まちなかに潤いと安らぎを感じられるみどりの創出に取り組んでまいります。 今後も、都心部の機能を高め、災害や社会の変化にも強い、国際競争力の高いまちづくりを推進してまいりますので、引き続き民間建築物の円滑な更新を誘導する取組みへご支援いただくとともに、都心部の魅力向上や回遊性強化、みどりの創出に資する取組みへの財政支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。
福岡空港の機能強化・アクセス強化	九州・西日本地域の発展を支える主要地域拠点空港として重要な役割を果たすアジアのゲートウェイである福岡空港においては、滑走路の増設を契機として、空港運営会社を中心に路線誘致に取り組んでおりますが、海外との交流や連携がさらに深まる中、旺盛な航空需要に応えられていない状況であり、次の事項について要望いたします。 ・福岡空港の滑走路増設の効果を最大限に発揮し、旺盛な航空需要に的確に対応できるよう、処理能力の早期向上に向けた取組みを推進すること。 活発な都市活動や人流・物流を支える幹線道路ネットワークの形成を図る上で、広域交通拠点である福岡空港との連携強化は、福岡市として取り組むべ

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	き大変重要な施策であります。 　このため、太宰府方面及び福岡市の南部地域方面から福岡空港へのアクセス強化などを図るため、福岡高速３号線（空港線）延伸事業の整備促進について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。
幹線道路ネットワークの整備推進	福岡都市圏はもとより、九州全体の一体的な発展を促進していくためには、拠点間を結ぶ骨格となる都市高速道路や国道と、これらにアクセスする放射環状型の道路ネットワークが必要であります。 このため、道路整備の推進に不可欠である道路整備予算を安定的に確保し、幹線道路の着実な整備促進について要望いたします。 国道３号博多バイパスについては、平成 30 年３月の全線開通により、本市東部地域における交通の円滑化などの効果が発現されたものの、交通の要衝である下臼井交差点～空港口交差点間においては、著しい交通渋滞が発生しています。さらに、福岡空港の機能強化に伴う交通需要の増加が見込まれることから、同バイパス立体化の整備促進について要望いたします。
都市の成長を牽引する博多港の機能強化	博多港は、国内及び東アジアの主要港の中心に位置し、アジアに最も近い地理的優位性を有しており、九州で取り扱われているコンテナ貨物の約半数を取り扱うなど、福岡のみならず九州全体の市民生活や経済活動を支える重要な役割を果たしております。 近年、地震等の大規模自然災害が全国的に頻発していることから、発災時において、海上からの緊急物資の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、市民生活や経済活動への影響を最小限に抑え物流機能の確保を図るため、耐震強化岸壁等の整備を進める必要があります。 さらに、昨今のトラックドライバー不足などを背景としたモーダルシフト需要への対応や、南海トラフなど大規模地震発生時の代替輸送ルート確保によるバックアップ体制の強化など、災害にも強い海上交通ネットワークの構築が求められております。 このような中、アイランドシティコンテナターミナルにおいて、残る整備はＤ岸壁のみとなっております。 ターミナル背後においては、物流施設の立地に必要な基盤整備を着実に進め、ターミナルと一体となって機能する臨海部物流拠点の形成を図っていく必要があります。 また、箱崎ふ頭においては、定期就航しているＲＯＲＯ船が更新時期を迎え、大型新造船等の投入が順次予定されております。 つきましては、アイランドシティＤ岸壁の早期整備、箱崎ふ頭地区のＲＯＲＯ岸壁及び航路・泊地の整備促進、また、臨港道路整備に対する財政支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくり	九州大学箱崎キャンパス跡地等においては、まちづくりの基本的な考え方などを示したグランドデザイン（平成 30 年７月）に基づき、先端技術の導入などにより様々な社会課題を解決し、快適で質の高いライフスタイルと都市空間を創出する「Ｆｕｋｕｏｋａ　Ｓｍａｒｔ　Ｅａｓｔ」に取り組んでおります。 また、令和８年３月に土地利用事業者が決定しており、令和 10 年度に予定されている第１期まちびらきに向けて九州大学や土地利用事業者等の関係者と連携をし、まちづくりに取り組んでおります。 都市基盤整備については、第１期まちびらきにあわせた供用に向け、公園整備や土地区画整理事業による駅前広場整備などを推進していく必要があります。 つきましては、グランドデザインの実現に向け、先進的なまちづくりへの支援や都市基盤整備に対する財政支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。
福岡市水素リーダー都市プロジェクトの推進	福岡市は、市民に身近な「まち」における「低炭素水素」の実装を進めており、需要と供給の両面で水素の普及拡大に取り組んでおります。 具体的には、下水バイオガス由来の水素を製造・供給する福岡市水素ステーションの運営や、給食配送車やごみ収集車など市民生活を支える商用車の導入を実施しております。また、水素社会の実現に向けたモデルとなるよう、九州大学箱崎キャンパス跡地等において、水素供給パイプラインを整備するとともに、水素ステーションの整備、純水素燃料電池の導入等を検討しております。 福岡市水素ステーションにおいては、平成 27 年 3 月の開設時より「低炭素水素」に特化した水素製造・供給を行ってまいりましたが、経年に伴う設備改修の実施や、人件費及び物価の高騰により、水素ステーションの運営にかかる費用が増加しており、市にとって大きな負担となっております。 また、箱崎地区においても、水素供給パイプライン関連設備の設置・管理運営や純水素燃料電池の導入に高額の費用を要し、市の負担が大きいため、導入に向けた補助制度の新設・拡充が不可欠です。 つきましては、福岡市水素ステーションをはじめとする「低炭素水素」の製造・供給に係る補助制度の拡充や、水素供給パイプライン関連設備導入に向けた補助制度の新設・拡充について、特段の配慮を講じられますよう要望いたします。
半導体設計企業集積に向けた取組みの推進	福岡市では、半導体関連産業の振興を都市の持続的な成長に資する重要施策と位置付け、開発・設計企業を中心とした半導体関連企業の集積を推進しております。 半導体設計には、EDA（電子設計自動化）ツールのライセンス費用が年間数百万円から数千万円、高度な開発では数億円規模に及ぶなど、初期段階から多額の投資が必要となります。また、専用サーバ等の環境整備費や量産化に向

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	けた試作品の製造費など、構造的に高いコスト負担が伴い、特にスタートアップや中小企業にとって、大きな障壁となっています。 　こうした課題への取組みとして、令和８年４月に立地交付金制度を改正し、市内に新たに立地する半導体研究開発を行う企業を対象に、賃借・雇用助成に加え、「EDA ツールをはじめとする設備導入経費」の一部を助成できるよう支援を強化しております。しかしながら、EDA ツールは高額であり、国が、「半導体・デジタル産業戦略の今後の方向性について」において示された、EDA ツールの提供や設計コンサルティングを実施する「半導体設計拠点」の整備方針に大きく期待しているところです。 　福岡市は IT 人材の集積、国内外への高い交通利便性、熊本との地理的近接性など、設計拠点に求められる環境を幅広く備えております。これらを踏まえ、福岡市が都市特性等を活かし、設計企業の集積を促進することにより、設計から製造、さらには半導体ユーザー企業を含む九州地域の一体的なバリューチェーンが形成でき、九州、ひいては日本全体の半導体産業の競争力強化に寄与すると考えております。 　つきましては、「半導体設計拠点」の整備を進めていただくとともに、同拠点の候補地として、福岡市を選定いただきますよう要望いたします。
国際金融機能の誘致	福岡市では、産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」を設立し、「資産運用業」、「フィンテック」及び「BCP 対応業務」を重点的誘致分野と定め、これまで 43 社の誘致に繋げております。 　金融・資産運用特区では、福岡市が提案した「個人投資家がベンチャーファンドに出資する際の要件緩和（活用３社）」や新たに提案した「ファンド出資総額が少額の場合における監査要件の緩和（活用２社）」も実現し、福岡に進出するなど、個人投資家によるスタートアップへの投資が一層活性化することが期待されております。今後も「アジアのゲートウェイ」「国内屈指のスタートアップ都市」といった福岡市の特性や、昨今の被災リスクの高まりも踏まえ、特区による規制改革に独自施策を組み合わせることで、誘致や金融機能の強化をさらに加速させる必要があると考えております。そのため、既に提案させていただいている「海外で実績ある金融事業者の国内ライセンス取得要件の緩和」によるビジネス業態に応じたライセンス取得の早期化をはじめ、国が実施する海外での特区プロモーションなどと福岡市のプレゼンス向上の取組みとの連携や国の海外ネットワークを活かした金融資産運用会社等の誘致対象企業の紹介などについても、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。 　あわせて、国際金融機能の誘致にあたりましては、充実した生活環境の整備が必要であり、特に外国人児童生徒に対する教育環境が整備されていることが重要であります。 　福岡市におきましては、海外企業や国際機関で働く外国人等の子弟のために、地元経済界及び市、県が協力して設置したインターナショナルスクールが

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	あり、質の高い教育を行っております。今後とも、国際金融機能の誘致を円滑に進めるためには、インターナショナルスクールの更なる充実を図り、増加する教育ニーズに応えることができるよう、環境を整えることが不可欠です。 つきましては、地元経済界や自治体など地域が協力して設置し、かつ国際的な教育認定機関の認定を受けるなど、外国人児童生徒に対して質の高い教育を行うインターナショナルスクールにつきましては、国際金融機能の誘致に大きく寄与することから、その施設整備費用を対象にした補助金制度の創設を講じられますよう要望いたします。
副首都構想及び首都圏バックアップの推進	東日本大震災以降、国土全体の危機管理として、大災害が生じた場合でもわが国全体としての政治・経済・社会活動が円滑に行われるよう、東京一極集中の是正に向けた検討が進められてきた中で、大規模災害時に首都中枢機能を代替する副首都の制度化に向けた取組みが国において進められているところです。 福岡市は、東日本と西日本、太平洋側と日本海側という視点からしても東京との同時被災の可能性が低いことや、一定の経済機能や都市機能、国の行政機関が集積していることなどから、首都のバックアップ拠点にふさわしい都市であると考えています。 一方で、副首都の要件の一つとされている地方行政体制の整備について、副首都を早期に整備する観点から、地域の実情に沿った制度設計にする必要があると考えております。 つきましては、副首都構想の実現に向け、国全体の危機管理体制の早期構築の観点から、福岡を副首都に指定いただくとともに、副首都指定の要件とされる、道府県と政令市との連携協約に盛り込むべき条件について、現在の役割分担を前提とした連携協約も可能とするなど、地域の実情に応じた柔軟なものにするよう要望いたします。 また、首都中枢機能をバックアップするためには、福岡市のように、国の行政機関が既に集積し、平時から機能している場所において、有事の際に臨時の指令塔機能を担えるよう、ハード、ソフトの両面から機能強化をすることが最も効果的です。 つきましては、首都中枢機能のバックアップを担う拠点として、既に福岡市にある国の機関の機能を強化していただくよう要望いたします。 さらに、民間企業が東京一極集中の状態では、有事の際、日本経済が停滞することも想定されるため、多極分散型経済圏の形成に向けて、民間企業の第二本社等を副首都をはじめとした地方に移転することが重要でありますが、一方で、イニシャルコストなどが障壁となり、民間企業等の地方移転など分散化が進んでいない現状もあります。 つきましては、多極分散型経済圏の形成に向け、民間企業へのインセンティブの創設や支援の強化をされるよう要望いたします。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
安心して生み育てられる環境づくり	少子化の要因として、将来に対する経済的不安があり、長期にわたる子育ての経済的負担や不安を払拭しなければ、子どもを生み育てるという決断が難しくなっている状況があること、また、自治体独自の支援が増える中で、地域間格差が生じていることに加え、幼児教育の開始時期が満３歳とされていることにより、同一年度に出生した児童間や保育と幼児教育の間で開始時期に差が生じていることから、幼児教育・保育の無償化の対象範囲の整理・拡充及び低所得世帯等を除き保護者負担とされた保育所等の副食費の無償化を要望いたします。 また、令和８年４月から「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」として小学校給食費への財政措置が開始されていますが、国の基準額は多くの自治体の食材費に対して不足している上、中学校給食費については、具体的な無償化開始時期が示されていません。今後、国においては、物価高騰分も含めた食材費について、各地方の実情に応じた安定的な財政措置を講じるとともに、中学校の給食費無償化について、国の責任において明確かつ早急に制度化するよう要望いたします。加えて、財政措置の基準額については、自治体の予算編成に支障を来すことがないよう早期に示すよう要望いたします。 また、保育所での障がい児や医療的ケア児の受け入れなど、増加する多様な保育ニーズに適切に対応するとともに、質の高い保育を安定的に提供できるよう、奨学金返済支援制度の創設など保育の人材確保策の充実や、保育士及び調理員の処遇の充実、配置基準の更なる改善を要望いたします。 さらに、こども誰でも通園制度について、子どもの成長や保護者の負担軽減のためには利用時間の拡充が必要であり、補助基準上の利用時間の上限を超えて実施した場合にも同等の財政措置を講じるよう要望いたします。 あわせて、その他の「こども未来戦略」に掲げる施策の推進にあたっては、地方自治体の意見を十分に踏まえるよう要望いたします。 子どもの医療費助成制度は、各自治体がそれぞれ制度設計をしていることで対象年齢や自己負担額など住んでいる地域で格差が生じています。 本来、子どもの医療費助成制度は、国の社会保障制度として全国一律に実施されるべきものと考えます。 全ての家庭が安心して子どもを生み・育てられる環境を整え、長期的に安定した制度設計となるよう、国の責任において、統一的な子ども医療費助成制度を創設するよう要望いたします。
医療的ケア児・者、強度行動障がい者に関する支援の充実	重い障がいや病気がある方が地域で生活することが増えており、安心して過ごすための居場所や支援がより求められています。 そのような中、重度の医療的ケア児・者の家族に対するレスパイトの充実については、昨年度に要望を行い、これに対し、令和８年度の予算編成において、医療的ケア児の家族への在宅レスパイトに活用できる補助を大幅に拡充していただいたところですが、このことについては、自宅や公共施設以外での使用

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	を求める声も多いため、要件の緩和等について要望いたします。 　また、２４時間人工呼吸器が必要なより重度の医療的ケア児・者に対しては、福岡市独自で試行的に、年間３３８時間を上限とした在宅レスパイト事業を行っており、国においても引き続き補助の拡充等の検討をお願いいたします。 　あわせて、18歳到達以降も切れ目のない支援が受けられるよう、国において制度の見直しや財源措置を講じるよう要望いたします。 　医療型短期入所の給付費を入院時の診療報酬と同等以上にするなどのインセンティブを設けるとともに、生活介護など障害福祉サービスにおいて医療的ケア区分を設けるなど、重度の障がい児・者に対応できるよう充実を図ることを要望いたします。 　特に、重度の医療的ケア児・者を受け入れる医療型短期入所を実施する病院が少ないため、国においても国公立病院への働きかけや、一般的に短期入所に参入しない専門性の高い病院等の参入を促すことを要望いたします。 　また、空床利用型でも実施できる送迎補助メニューを創設することや、小学生以下の見守り・日中活動の充実を図るために人員体制を空床利用型でも導入できるよう対応を図るなどのインセンティブを導入することを要望いたします。 　さらに、夜間も頻回な対応が必要となる重度の医療的ケア児・者を受け入れる医療型短期入所や福祉型強化短期入所を評価する財政上の措置を講じるよう要望いたします。 　生活介護や短期入所などを行う事業所においては、医療的ケアが必要な障がい者や強度行動障がい者、重症心身障がい者からの利用ニーズがあるにも関わらず、専門職の配置ができないため、利用者の受入れを断らざるを得ないといった状況があります。市の調査では、特に医療的ケアにおいては、看護師、また、強度行動障がいにおいては、マンツーマン対応でなければ実施が難しいという意見が多く、令和６年度報酬改定において、医療的ケアや強度行動障がい者への支援体制の充実が図られたところでありますが、重度障がい者の受入れが進んでいない状況です。 　福岡市では、令和８年度から重度の障がい者を受け入れる生活介護・短期入所事業者に対して、看護職員や生活支援員の職員加配費用相当額の補助を開始し、より一層の運営支援を行っているところですが、本事業は、国が定める報酬を補完するものです。 　国において報酬改定に関するモニタリングを行い、支援内容や支援者の実態把握・課題分析をした上で、令和９年度報酬改定において、必要な制度の見直しや財源措置を講じるよう要望いたします。 　さらに、強度行動障がいの状態にある方の行動障がいの軽減につながる支援スキルの確立とその習得の場が設立されるよう要望いたします。 　また、福岡市においては、グループホームの設置自体は増加傾向にありますが、重度障がい者に対応できる人材が確保できないことなどから、重度障がい

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	者の受け入れが進んでいない状況です。 　重度障がい者の住居となるグループホームの整備において、福岡市では、令和２年度から障がい支援区分６を受け入れる事業者に対して、生活支援員等の職員加配費用相当額の補助を開始し、令和４年度からは区分４、５の強度行動障がい者まで対象を拡大し、より一層の運営支援を行っているところですが、本事業は、国が定める報酬を補完するものです。 　令和６年度報酬改定において、重度障がい者等の受入れに対する評価がなされたところですが、今後も国において、報酬改定後の実態把握・課題分析を行い、重度障がい者に対し、必要かつ十分な支援を行うことができるよう適切な人員配置基準とするとともに、その人員配置が可能となる適正な報酬の設定をされるよう要望いたします。
サポートを必要とする子どもたちへの支援	保護者の収入に依らず、障がいのある子どもが必要な支援を受けられる環境を整備し、社会全体で障がいのある子どもの子育てを支援するために、未就学児及び学齢期の児童が利用する障がい福祉サービスの利用料及び児童発達支援センターにおける給食費の無償化を要望いたします。 　近年、全国的に不登校児童生徒数が増加し続ける中、福岡市においても、令和６年度の小・中学校の不登校児童生徒数は 5,770 人となり、令和７年度に学びの多様化学校を開校するなどその支援の充実に取り組んでいます。 　引き続き、子ども一人ひとりに応じた多様な支援を実施することで、誰一人取り残されない学びの保障を、社会全体で実現していくため、以下のとおり要望いたします。 　・児童生徒の状況を把握するためのアンケート（Ｑ－Ｕアンケート）の実施など、自治体が行う不登校等の未然防止・早期対応のための取組みについて、国庫補助を新設していただきますようお願いいたします。 　・福岡市では、全ての中学校に校内教育支援教室を設置し、その運営を担うため、既存の教職員定数を振り替えて、不登校対応を行う専任の教員（教育相談コーディネーター）を配置しています。加えて、校外にも全区計７か所の教育支援センターを設置し、教育委員会事務局職員や非常勤職員等により運営しています。つきましては、不登校対応を行う専任の教員について、既存の教職員定数の振り替えを要さずに全ての中学校区への配置が可能となるよう加配定数の拡充を行われるとともに、教育支援センターの運営にかかる経費について、国庫補助の対象とされるようお願いいたします。 　・福岡市では、子どもが抱える問題の早期発見・早期対応のため、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	ての市立学校に週１～２日配置しているところですが、原則、非常勤職員としての任用となっており、人材の確保と専門性の蓄積に苦慮しているところです。つきましては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とされるようお願いいたします。
市立高等専門学校の設置に向けた取組みの推進	福岡市では、高度デジタル人材を育成するため、令和 11 年４月に市立高等専門学校を開校すべく、検討を進めております。 福岡市においては、大学などの高度な教育・研究機能が集積し、理系人材をはじめとする多様な人材が育つ環境がある一方で、知識創造型産業など成長性のある分野の企業の集積が一層進んでおり、情報分野を中心とする高度専門人材の需要はさらに高まっていくものと見込んでおります。 また、全国的な少子・高齢化や人口減少の進行に伴い、生産年齢人口の減少や労働力不足が一層深刻化していく見通しとなっている中、AI やロボティクスの活用等による生産性の向上が喫緊の課題となっております。 さらに、AI などの急速な技術の発展によって大きく社会が変化していく中においては、単なる情報技術の習得にとどまらず、高度な情報技術を習得し、実社会における様々な課題に応じて選択・応用させながら、新しい価値を創出する人材の育成が不可欠となっております。 この間、国におかれましては、「大学・高専機能強化支援事業」のうち情報系分野の高等専門学校新設にかかる支援上限額を拡充されるなど、高等教育機関における高度デジタル人材育成に向けた取組みを積極的に後押しされているところでありますが、令和９年度の設置認可申請に向けた相談対応・助言、公立高等専門学校に関する財政的支援の継続及び教員確保にかかる支援の充実をお願いいたします。
新興感染症や災害への対応力強化に資する福岡市民病院の移転整備の推進	福岡市民病院につきましては、市民の生命と健康を守る基盤をより確 かなものとするため、新興感染症や大規模災害等への対応など、求められる役割と医療機能の強化に向け、現市立中学校用地への移転整備を進めております。 また、医療機能を一層強化するためには、現状の 204 床では限界があ ることから、300～350 床規模への増床を目指し、市内の医療機関との再編・統合に向けた協議を進めているところです。 一方で、昨今の物価高騰等の影響により病院運営は大変厳しい状況に あり、他都市の公立病院整備事業においても、建設工事費の高騰による入札不調などの事例が見られることから、今後の整備事業における財政負担の増大

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	が懸念されております。 　そのような中、普通交付税の措置割合が 25%から 40%へ引き上げられる「機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備に係る病院事業債（特別分）」は貴重な財源であるものの、措置期間が令和 9 年度までであることや期間内の実施設計着手が要件となっていることから、土地取得や再編統合に関する協議などの外的要因によりスケジュール調整が必要となる本事業では、要件の達成が困難な状況にあります。 　このため、措置期間の延長や、基本計画への着手を要件とするなどの着手要件の見直しを要望いたします。 　あわせて、病院事業債に係る建築単価上限につきましては、令和 8 年度より 85 万円/㎡へ大幅に引き上げられたところですが、今後も実勢に応じた引上げを要望いたします。
2040 年へのチャレンジ、「福岡 100」	日本は、2025 年に団塊の世代が後期高齢者となり、超少子高齢化が急速に進行し、地域社会の担い手不足や社会保障制度の持続性確保が大きな課題となっています。さらに、2040 年には団塊ジュニア世代が高齢者となり、福岡市においては、2020 年との比較で、高齢者の人口は 1.4 倍に増加、要介護認定者数は 1.6 倍に増加すると見込まれています。 　そうした中、アジアはもとより世界に先駆けた成功モデルを作るため、人生 100 年時代を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会を目指す「福岡 100」を、産学官民オール福岡で推進しています。 　この「福岡 100」の取組みは、今後日本を上回るスピードで高齢化を迎えるアジアの国々からも高く注目されています。 　要介護リスクが高い高齢者が増加する中で、健康寿命の延伸等のため、高齢者が意欲などに応じて社会で活躍できる仕組みや環境づくりを進めていく必要があります。 　福岡市では、老人福祉センターを「福岡 100 プラザ」と呼称し、コワーキングスペース・交流スペースやＤＩＹなどものづくり等の新たなプログラムを実施する場の整備、コーディネーターの配置などにより、「高齢者の社会参加の拠点施設」として機能強化を進めています。 　また、就業意欲のある高齢者と企業のマッチングを促進するため、企業への働きかけや高齢者向け就業体験会等を実施するとともに、多様な働き方の理解促進やセカンドキャリア支援等に取り組んでいます。 　一方で、家族形態やライフスタイルの変化、定年延長・働き方の多様化、テクノロジーの進歩など社会情勢が変化する中で、多様化する高齢者のニーズへの対応や、高齢期への準備も含めた幅広い支援のさらなる充実が求められます。 　現在、介護予防等の観点から国費を活用するための制度は設けられています

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	が、介護保険制度における措置にとどまり、高齢者の社会参加を直接支援する枠組みは必ずしも明確ではありません。つきましては、福岡 100 プラザの機能強化や就業支援の充実に対する財政支援、短時間就労など高齢者の多様な就労ニーズを企業側が受け入れる体制の支援について、特段の配慮をお願いいたします。 　福岡市では、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちを目指し、「認知症フレンドリーシティ・プロジェクト」として関係施策を一体的に推進しています。 　具体的には、認知症の人とのコミュニケーションを円滑にするケア技法である「ユマニチュード®」の本格的な導入・普及を進めるとともに、認知症の人にもやさしいデザインの推進や、企業等と連携した「福岡オレンジパートナーズ」などの取組みにより、認知症の人や支える人の社会参加を後押ししています。 　また、令和５年９月に「認知症フレンドリーセンター」を開設して、同プロジェクトの取組みを集約し、市民や企業に向けた情報発信に取り組んでおり、国内外からも多くの方が視察に訪れています。 　これらの一連の取組みは国際的にも評価され、都市の課題解決を競う「メイヤーズ・チャレンジ 2025-2026」において、日本の自治体で初めて受賞都市に選定されるなど、国の掲げる「新しい認知症観」を具体化する先進的事例となっており、令和８年 10 月にはユマニチュードの国際会議の開催を予定しています。 　認知症施策の今後のさらなる展開及び取組みの定着に向け、引き続き、特段のご支援をお願いいたします。 　介護人材の確保は、国内において、すでに熾烈な競争状態となっており、我が国全体として安定的な介護サービスを提供していくためには、国内だけではなく、外国人介護人材の確保・定着にも、しっかり目を向けていかなければなりません。 　こうした状況を踏まえ、福岡市では、令和８年１月に「福岡市介護人材 交流サポートセンター」を開設し、同センターを通じて国内外の更なる人材の確保や定着に取り組むこととしており、これは、国が取り組む海外人材の確保にも寄与できるものと考えています。 　しかしながら、海外における国家間の介護人材獲得競争の熾烈さも増す中、国内外の関係機関との連携・協力体制の構築、国ごとの送り出しの仕組みや日本の在留資格などをはじめとする制度等への対応、介護事業所への受け入れ支援、地域社会や本人・家族への支援など様々な課題があり、地方公共団体が単独で取り組んでいくのは容易ではないと考えております。 　つきましては、地方公共団体による外国人介護人材の受け入れや定着を図るための様々な取組みが円滑かつ持続的に進むよう、海外との橋渡しや拠点の運営に対する財政支援、介護現場の実情に応じた弾力的な在留資格制度の構築を

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	働きかけるなど、重点的・全面的な支援体制を整備していただきますよう、要望いたします。 　さらに、介護人材確保事業は都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金を一部活用して取り組んでいるところですが、福岡市は、人口が多く、介護サービス事業者の指定権限を有する政令指定都市であり、地域の実情に精通している介護保険者でもあることから、より効率的・効果的な事業展開が可能となるよう、政令指定都市に直接配分されますよう、要望いたします。
在住外国人に関する取組みの推進	外国人の受入れについては、国において特定技能、技能実習を始めとする在留資格の制度の見直しが行われ、拡大が図られているところです。それにより、福岡市においても、令和８年８月末時点で在住外国人数は約 61,000 人となっており、今後もさらなる外国人とその家族の増加が見込まれております。 　福岡市においては、国により示されている「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」等を踏まえ、多言語による情報提供や、生活ルール・マナーの周知・啓発、一元的相談窓口の設置、外国人住民との交流支援など、様々な取組みを進めているところですが、地域における様々なトラブルも発生しています。 　地域住民が安心して暮らせる生活環境を守り、在住外国人が地域コミュニティの一員として生活するためにも、以下のとおり要望いたします。 　・国におきましては昨年７月に内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置しているところでありますが、多文化共生施策については国の責任において対応すべきものであることを踏まえ、「外国人庁」を創設し、強力なリーダーシップのもと取組みを推進するよう要望いたします。 　・特に、令和８年１月に改訂された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において記載されている、在留外国人が、日本語や国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を早期に実現されるとともに、学校や企業等の受入れ機関への指導など、国が主体的に実施していただきますようお願いいたします。また、地域住民の安心・安全が脅かされることがないよう、不法就労など法令に違反する外国人については、引き続き適切な対策を行っていただきますようお願いいたします。 　・政府方針により在住外国人数が増加する中、多文化共生施策の更なる推進が求められる一方で、本市が実施する各種施策に係る国からの補助金は、全体の事業費の約１割程度となっています。とりわけ、外国人受入環境整備交付金等につきましては、令和６年度から国の予算不足により、交付要綱の交付率を下回っており、地方の負担が増大しております。今後とも、住民に最も身近な行政サービスを提供する基礎自治体として、日本人はもとより外国人にも住み

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	やすいまちづくりに取り組んでいくために、地方自治体が国に代わって多文化共生施策の一部を担う場合は、国において十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて実施する施策で活用できるよう、交付対象事業の拡大や上限額の引上げ、新たな交付金制度の創設など、地方公共団体の財政支援を実施されますよう要望いたします。
防災力強化に向けた支援の拡充	国においては、令和６年の能登半島地震を踏まえ、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が改定され、避難所におけるトイレの確保・管理、食事の質の確保、生活空間の確保などの今後の対応方針が示されました。 福岡市では、地域防災計画の実効性向上に向けた全面的な見直しを進めているところであり、また、福岡県が公表した新たな地震被害想定を踏まえ、全庁的にハード・ソフトの両面から防災対策全般の検証・検討を行うなど、災害対応力の強化に取り組んでいるところです。また、トイレカーの導入、温かい食事を提供するための体制構築、簡易ベッドの備蓄拡充など、避難所の環境改善を進めているところですが、大規模災害発生時は、被災自治体だけでは対応に限界があるため、国主導による支援が不可欠となります。 このような中、内閣府では、避難所環境改善に必要な簡易トイレやキッチン設備、簡易ベッドなどを、被災自治体の要請を待たずに国が調達し、発災３日目までに被災自治体に輸送する「プッシュ型支援」の一部として、より迅速かつ確実な物資支援を可能とするため、全国 11 カ所の地域拠点に分散備蓄の整備を進めており、物資供給体制の強化は自治体にとって大変心強い取り組みであると受け止めております。しかし、各地域拠点の分散備蓄は、令和８年熊本地震をはじめ、近年の大規模災害の発災翌日の避難者数を鑑みると、備蓄の量としては不十分なものと考えております。 つきましては、プッシュ型支援物資の分散備蓄については、災害や地域の特性を踏まえて、計画的な増強を図っていただきますよう要望いたします。 あわせて、最大想定避難者数の多い自治体では、基本８品目の公的備蓄に要する負担が極めて大きいため、持続的かつ安定的に必要数量を確保できるよう、更なる財政措置を講じていただきますよう要望いたします。
脱炭素社会の実現に向けた取組みの推進	福岡市は、「2040 年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」のチャレンジを掲げ、省エネや再エネの導入推進など様々な取組みを進めております。 目標の達成に向けては、建築物の脱炭素化が重要であり、福岡市においては「天神ビッグバン」や「博多コネクティッド」によりビルの建替えが進むこの機を逃さず、設計費の市補助などにより ZEB 化を推進しているところですが、国補助については、申請手続きが煩雑であることや申請期間が限定的であることなどから、市内において活用が進んでおらず、申請手続きの簡素化などが必要です。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	また、福岡市は集合住宅率が約 80%と政令指定都市で最も高く、従来型の太陽光発電を設置できる余地が少ないという課題を有しており、更なる再エネ導入にあたっては、国産ペロブスカイト太陽電池の実装を進めていくことが肝要です。このため、現在、国補助の対象となっていない壁面等への設置や小規模設置、実証に係る設置への支援及び民間事業者の導入に対する補助額の拡大など制度の拡充が必要です。 加えて、自動車部門においては、福岡市でも EV 等の導入補助等により車両の脱炭素化を図っているところですが、自動車部門の排出削減は家庭・業務部門と比べて進んでおらず、EV 等の普及拡大に向けた導入費用のさらなる軽減が必要です。また、充電設備の国補助についても、補助枠を上回る交付申請がなされており、さらなる予算の確保が肝要です。 つきましては、建築物の ZEB 化等の加速に向けた補助制度の拡充、都市型地産地消創エネモデルの形成にも繋がる国産ペロブスカイト太陽電池の実装に向けた補助制度の拡充、電気自動車等の導入や充電設備の設置に係る財政支援の拡充について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。
アートを活かしたまちづくり「Fukuoka Art Next」の推進	福岡市は、彩りにあふれたアートのまちを目指し、令和４年度から「Fukuoka Art Next」を推進しています。 市民が身近にアートに触れる機会を創出するとともに、スタートアップ都市としての強みを活かし、新しい価値の創造にチャレンジするアーティストが成長し活躍できる環境づくりに取り組んでおり、福岡市美術館周辺に位置する旧中学校校舎を活用し、令和４年９月にアーティストの成長・交流拠点「アーティストカフェ」を開設し、レジデンス事業の活動拠点としても活用していますが、アーティストから更なる施設の機能拡充を要望する声も多くあるため、令和 7 年度より倉庫としてのみ利用していた北校舎の改修工事を実施しております。 つきましては、アーティストの活動拠点となるアーティストカフェの整備や運営にあたり、施設改修や維持管理、レジデンス事業にかかる費用への財政支援の継続や拡充等、特段の配慮を講じられますよう要望いたします。 また、海外同様の税制度に係る優遇措置導入の検討やレジデンス事業に参加する海外アーティストの作品販売活動の要件緩和など、アート産業の更なる活性化に向けて、特段の配慮を講じられますよう要望いたします。 加えて、都心部の公園地下駐車場跡地を活用して、福岡アジア美術館の新たな展示施設を整備し、これを軸に、福岡市美術館、アーティストカフェフクオカの４館がそれぞれの特性や強みを活かしつつ、相互の連携を継続、強化することで、より多くの市民に開かれた施設として、総合的な魅力向上と効果的な運営を図っていきます。この取組みへの財政支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
DX の推進	ＤＸについては、福岡市においても、市民の利便性の向上と行政の効率化を図る観点から、積極的に推進しているところです。 国においては、行政改革推進会議や近年ではデジタル行財政改革会議を発足させ、デジタル技術の活用による、公共サービスの供給に関する国と地方の役割分担の見直しを進めていただいているところですが、これからの時代にふさわしい行政サービスを提供する観点から、次の事項について、早期にご対応いただけるよう要望いたします。 ・全国どこに移動しても、行政サービスごとの住所異動の届出が不要となるなど、データ連携により自治体間で住民情報が引き継がれる「データポータビリティ」を実現すること。 ・真に支援が必要な子ども・家庭などに対するアウトリーチ型の支援や、個々の住民が利用できる制度や手当などを適切なタイミングで案内する「プッシュ型」の行政サービスの提供が可能となるよう、自治体による税情報などの柔軟な活用を可能とすること。 ・臨時給付金等の国が決めた給付事務に関しては、迅速で低コストな給付を実現するため、贈与契約ではなく法定化させることで、受領の意思確認を不要とすること。 ・民間サービスにおけるデジタル通知が一般化した現在において、市民の利便性向上と行政サービスの効率化のため、法令解釈が曖昧な状態となっている通知等の電子的送付における到達（民法第 97 条第１項）について法的整理を行い、申請から通知まで安心してデジタルで完結できるようにすること。 ・死亡届や出生届などの国所管の手続きのオンライン化に当たっては、利用者の実情や関連する手続きを含め、自治体の業務に新たな手間や負担が生じないよう、関係省庁が連携した制度設計を行うこと。 福岡市では、市民の利便性の向上と業務の効率化を一層推進するため、生成ＡＩをはじめとするＡＩ技術について、市民サービスや行政内部事務への活用を積極的に推進しているところです。 国においても、自治体におけるＡＩの適正な利活用を促進するため、自治体向けガイドブックの策定等を行っているところですが、自治体がＡＩを安全かつ適切に導入・活用するためには、情報セキュリティの確保や庁内ルールの整備、人材育成等の環境整備が必要となります。 つきましては、自治体がＡＩ活用を円滑に進められるよう、必要な環境整備に対する支援の充実を図るとともに、国や他自治体における導入事例、効果、運用上の課題等について、積極的に情報共有を図られますよう要望いたします。 マイナンバーカードは、今では国民の約８割が保有しており、国においては、

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画等に基づき、今後、マイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化等がより一層推進されていくものと承知しております。 　福岡市では、マイナンバーカード交付事務費補助金を活用し、これまでマイナンバーカード臨時交付センターの設置や専用機器の増設等を実施し、令和８年度は郵便局における電子証明書更新等手続きを開始するなど、円滑な交付・更新体制の確保に取り組んでおりますが、窓口への来庁者数は年々増加しており、市町村窓口の混雑に伴う国民・市町村職員双方への負担も年々増加しております。今後、このような状況が常態化していくことが予想される中、市町村への財政措置だけでは、円滑な交付・更新体制を確保し続けていくことには限界があると考えております。 　つきましては、事務の簡素化、効率化による国民・市町村職員双方への負担の軽減と費用対効果の向上に向け、次の事項について、ご対応いただけるよう要望いたします。 　・カード及び電子証明書の更新時における対面規制を見直し、マイナンバーカード関連手続きをマイナポータル等によりオンラインで完結できる仕組みを早期に実現すること。 　・「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において、検討が進められている交付前設定業務の J-LIS などによる集約化を早期に実現すること。 　・マイナンバーカードの保有者数（約１億人）は、すでに運転免許証の保有者数（約８千万人）を大きく上回っているため、国又は都道府県が主体となって、運転免許センターのようにマイナンバーカード関連手続きを処理する広域拠点を設置すること。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
【令和８年熊本地震に関する要望】	平成 28 年以降の約 10 年間において、熊本県では最大震度７を観測する地震が３回発生している。今回の地震は、平成 28 年熊本地震からの復旧・復興を進めてきた中、10 年という節目の年に、再び市民生活と地域社会に甚大な被害をもたらした。 今なお多くの市民が不自由な生活を余儀なくされており、平成 28 年熊本地震、令和７年８月豪雨から続く重複被災により、心身ともに深刻なダメージを受けている。 本市においては、73 万市民の命と暮らしを守り、一日も早い市民生活の再建と地域社会の再生を実現するため、発災から半月後の８月 14 日には震災復興本部を立ち上げ、全力で復旧・復興に取り組んでいるところである。 国におかれては発災直後から切れ目のないご支援をいただくとともに、８月 27 日には「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」を決定いただいたところであるが、本格的な復旧・復興は始まったばかりである。 度重なる自然災害と、解消されない地震リスク、市民や事業者が過去の災害との重複被災を受けている実情など、本市の特段の事情を背景とし、以下のとおり要望するものである。
１ 被災者等への支援	**１　被災した住宅の被害拡大防止及び被災者の早期の生活再建を図るため、緊急の修理及び応急修理に係る救助費基準額（上限額）を実態に即した水準へ引き上げていただきたい。** **２　被災者の居住環境を迅速に確保するため、市営住宅を目的外使用により応急仮設住宅として供与する場合についても、災害救助法による救助として位置付け、入居に必要な修繕等に要する経費を救助費の対象としていただきたい。併せて、熱中症等の健康被害を防止するため、エアコンの設置に要する経費についても、建設型応急仮設住宅と同様に災害救助法の対象とし、必要な財政措置を講じていただきたい。** **３　避難者の生活再建を促進するため、自宅の片付け、住宅修理の立会い、各種行政手続その他の生活再建に必要な活動のための移動について、災害救助法に基づく救助の対象として明確化するとともに、公共交通の空白地域など地域の実情に応じて、借上げバス等による巡回に加え、タクシー等の多様な輸送手段を活用できるようにしていただきたい。**
２ 公共土木施設、ライフライン等の早期復旧	**１　道路、橋梁、河川、公園、上下水道等の早期復旧に向け、災害復旧事業に必要な予算を確保するとともに、国庫負担率・補助率の嵩上げ、地方負担分に対する交付税措置等、十分な財政措置を講じていただきたい。** **２　道路等の舗装打換え、側溝補修、被災設備の改修、水道本管の破損を伴わない給水管の破断及び二次災害防止のための緊急点検等を補助対象としていただきたい。また、すでに補助対象となっているものについても、補助条件の緩和及び各種申請や照会手続の簡素化・迅速化を図っていただきたい。**

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	3　公共土木施設及びライフラインの復旧に当たっては、単なる原形復旧にとどまらず、耐震化等による防災・減災機能の強化に必要な経費を補助対象とするとともに、災害復旧事業に必要な人的・技術的支援を講じていただきたい。 4　国管理施設について、早期復旧に向けた特段の措置を講じるとともに、河川堤防の耐震化等による防災機能の強化を図っていただきたい。
3 被災者の健康と生活を支える医療・福祉体制の確保	1　医療機関、社会福祉施設等の早期復旧に向け、医療施設等災害復旧費国庫補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の十分な予算を確保するとともに、さらなる補助率の嵩上げを図っていただきたい。 2　医療機関、社会福祉施設等の建物及び設備に加え、医療・福祉サービスの提供再開に必要な物品調達経費、復旧事業の実施に必要な埋蔵文化財調査（史跡調査）経費や移転経費等についても補助対象としていただきたい。 3　施設の復旧に当たっては、原形復旧に加え、耐震化、設備更新その他の防災・減災機能の強化など、施設のレジリエンス向上に資する整備に対しても、必要な財政措置及び制度上の措置を講じるとともに、柔軟な運用を図っていただきたい。 4　平成２８年熊本地震や令和７年８月豪雨で被害を受け、更に令和８年熊本地震でも被災した多重被災事業者については、度重なる災害復旧による財政負担が事業運営を圧迫することが懸念されることから、通常の補助制度に加え、更なる負担軽減を図るための特例措置を創設していただきたい。 5　被災者の健康維持及び災害関連死の防止を図るため、被災者見守り・相談支援事業等による見守り活動、相談支援及びコミュニティ形成支援に対する継続的な財政措置を講じていただきたい。
4 災害廃棄物の処理に関する支援	1　災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向け、被災自治体の支援ニーズを一元的に集約・調整し、人的・技術的支援、情報その他の必要なリソースを効果的に配分するなど、被災自治体に対する支援体制を強化していただきたい。 2　国、都道府県及び市町村が連携し、大規模災害時に都道府県域を越えて被災自治体を円滑に支援できる、広域的かつ恒常的な体制・仕組みを構築していただきたい。
5 教育環境の早期復旧及び児童生徒等の心のケアに対する支援	1　被災した学校施設及び給食施設の早期復旧に必要な予算を十分に確保し、国庫負担率の嵩上げを行うとともに、地方負担分について最大限の財政措置を講じていただきたい。また、酷暑時・猛暑時における児童生徒の安全な教育環境及び避難所の良好な生活環境を確保するため、体育館等の空調設備を含む防災・減災機能の強化について、補助率の嵩上げなど十分な財政措置を講じていただきたい。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	2　着工前までに提出する書類を集約するなど、災害復旧に係る手続を簡素化・迅速化するとともに、復旧方法及び事業費の変更に柔軟に対応していただきたい。また、早期復旧に必要な技術職員の派遣等の人的・技術的支援を講じていただきたい。 3　被災した児童生徒を中心に、保護者及び教職員を含めた継続的かつ専門的な心のケアを実施するため、本市を「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」の対象自治体とし、必要な事業費について全額国庫補助による継続した財政措置を講じていただきたい。
6 公共施設及び地域コミュニティ施設等の早期復旧	1　令和８年熊本地震により被災した本庁舎、区役所、文化施設、スポーツ施設その他公共施設の早期復旧のために必要な予算を確保するとともに、補助率の嵩上げその他の財政措置を講じていただきたい。 2　公共施設の復旧に当たっては、原形復旧にとどまらず、耐震化、設備更新、非常用電源の確保その他の防災・減災機能の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進する観点から、レジリエンスの向上及び創造的復興に資する施設整備に対し、必要な財政措置及び制度上の措置を講じていただきたい。 3　本庁舎及び区役所庁舎について、災害対策本部機能をはじめとする行政機能を将来にわたり確実に維持できるよう、復旧のみならず改築、更新及び機能強化を含めた施設整備に対する財政措置を講じていただきたい。 4　公共施設の復旧と併せて実施する耐震化、防災設備整備その他の防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化など、継続的かつ安定的な財政措置を講じていただきたい。 5　住民交流、防災活動、見守り活動その他の公益的な地域活動の拠点として、地域住民が共同で利用・管理してきた地域公民館や地域コミュニティ施設等について、平成 28 年熊本地震からの復旧・復興の途上で再び被災するなど、重複被災の影響を受けている実情を踏まえ、被災自治体がそれらの再建・修繕を支援する場合は、地域コミュニティ機能の早期回復のために十分な財政措置を講じていただきたい。
7 文化財の早期復旧	1　平成 28 年熊本地震及び令和８年熊本地震により被災した熊本城並びにその他の国指定文化財について、重複被災という特殊事情を踏まえ、復旧事業に付随する保存・活用に資する整備を含む必要な経費を幅広く補助対象とするとともに、補助率の嵩上げによる十分な財政措置を継続して講じていただきたい。 2　特に復旧途上にあった公共施設や文化財については、工法が複雑化する事情を踏まえ、被害を災害ごとに区分することなく、一体的かつ総合的な復旧事業の実施が可能となるよう補助制度の特例的な運用を講じていただきたい。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	3　県指定、市指定、国登録及び地域の歴史・文化とコミュニティを支える未指定文化財についても、特例措置として災害復旧に活用できる国庫補助制度を創設・拡充するとともに、文化財所有者及び地方公共団体の負担軽減のため確実な特別交付税措置その他の財政措置を講じていただきたい。 4　文化財の早期復旧に必要となる文化財修理技術者、学芸員その他の専門人材の派遣及び確保を支援するとともに、被害調査、応急保全、設計監理、復旧工事等に対する継続的な人的・技術的支援を講じていただきたい。 5　復旧後の再被災を防ぐため、文化財の復旧と併せて実施する耐震化、防災設備整備その他の防災・減災対策について、補助対象経費の拡充など、必要な財政措置を講じていただきたい。
8 被災事業者等への支援及び地域経済の早期回復	1　今回の地震については、既に農地及び公共土木施設等は激甚災害（本激）に指定いただいたところであるが、被災事業者の迅速な復旧・復興を図るため、中小企業等の被害についても、激甚災害（本激）として指定いただきたい。 2　国におかれては、先般、なりわい再建支援事業並みの自治体連携型補助金等の様々な支援策等を講じていただいたところであるが、度重なる災害により経営基盤が弱体化している事業者も多く復旧に時間と費用を要することから、拡充いただいた小規模事業者持続化補助金における災害支援枠の期間延長、また、大企業も含めた支援の実施や制度融資に対する財政措置など、地域の実情に応じた支援措置を講じていただきたい。 3　また、商店街等のにぎわい創出や魅力向上、外食需要の回復に向けた支援の継続及び拡充をはじめ、本市が独自に実施する復旧・復興支援について、十分な財政措置を講じていただきたい。 4　地震の影響により落ち込んだ観光需要の早期回復を図るため、被災地域の安全性や観光施設等の営業状況に関する正確な情報発信を強化するとともに、九州ふっこう応援割など旅行・宿泊等の需要喚起の期間延長及び誘客や消費促進に対する十分な財政措置を講じていただきたい。 5　被災事業者の事業再建と雇用の維持・確保を図るため、雇用調整助成金における支給期間の延長等や雇用保険失業給付の給付日数延長等の特例措置を講じるとともに、経営相談や合同就職説明会など、地域の実情に応じた雇用施策や事業継続支援に柔軟に活用できる財政措置を講じていただきたい。
9 農漁業者の経営継続と農水産業施設の強靭化に向けた支援	1　農業者の営農継続に向けて、被災した農業生産施設・機械、共同利用施設等の復旧のため、「農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）」や「被災施設整備等対策」等においては、支援を必要とするすべての被災農業者に支援が届くよう、必要な予算の確保と地方財政措置の充実を図っていただきたい。また、成果目標設定、面積下限要件、耐用年数要件等の適用除外、補助事業に係る手続きの迅速化について特段の配慮をしていただきたい。さ

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	らに、年度内の事業完了が困難となる場合は、次年度へ繰り越して事業実施が出来るよう弾力的な運用をお願いしたい。 2　農地や農道・水路等の農業用施設の早期復旧に向けて、必要な予算の確保をお願いしたい。また、基幹的農業水利施設の災害復旧事業については、当該施設の復旧により本市全体の災害復旧事業の補助率が低下することのないよう、補助率増高制度に係る特例措置を講じていただきたい。 3　上記復旧事業については、原形復旧にとどまらず、将来の大規模地震による被害の再発防止に向け、耐震補強や免震化などの強靭化対策についても補助対象とするとともに、その実施に必要な経費について、原形復旧との差額を含め十分な予算を確保していただきたい。
10　災害復旧に係る財政等支援	1　国において復旧・復興に必要な財源を十分確保し、地方の実情に応じた財政需要に確実に対応いただきたい。また、災害復旧にかかる地方負担については、地方交付税による所要額の確保等必要な財政措置を講じていただきたい。 2　酷暑下・猛暑下における被災者の健康管理や災害関連死の防止が喫緊の課題となっている中、災害救助法の対象枠の拡大や基準額の引き上げ等、制度の柔軟な運用をお願いしたい。 3　被災自治体が復旧・復興に全力で取り組むためには、国からの支援が不可欠であり、地域の実情に応じたきめ細かなニーズに対応していく必要もあることから、平成 28 年熊本地震と同様の特別な財政措置を講じていただきたい。 4　税等の減免や震災特例等による減収にかかる補填措置については、地方の財政運営に大きな影響を与えることがないよう、特段の財政措置を講じていただきたい。 5　被災者の生活再建支援及び公共施設・インフラ等の復旧を迅速かつ着実に進めるため、中長期派遣による必要な人員、特に、建築職員や土木職員など、専門的な知識と経験を有する技術職員の確保に取り組んでいただきたい。
【通常要望】 1　九州中央の広域交流拠点都市にふさわしい魅力ある都市空間の形成を支える道路ネットワークの早期実現	【要望】 熊本都市圏における交通課題の解消はもとより、世界的半導体企業であるＴＳＭＣの進出を契機として、熊本が日本の経済安全保障の一翼を担うため、次の事項について特段の配慮をお願いしたい。 1　九州各地との連携を高める広域道路ネットワークの着実かつ迅速な整備 ・以下４路線の国直轄による早期実現 ① 中九州横断道路の早期完成 ② 国道３号植木バイパス事業中区間（３-１工区）の早期完成、未事業化区間（１工区）の早期事業化 ③ 熊本天草幹線道路（熊本宇土道路）の整備推進

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	④ 有明海沿岸道路（熊本県側）未事業化区間の早期事業化 **・国直轄事業と連動し相乗効果を発揮する熊本西環状道路の早期整備に向けた所要額の確保** **２　九州の発展をけん引する熊本都市圏における新たな３つの高規格道路の早期実現に向けた最大限の支援** **・熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路の概略ルート帯や構造等の決定に向けた住民参加型の道路計画検討に係る、幅広い知見での助言や高度な技術的協力などの最大限の支援、及び所要額の確保** **３　熊本都市圏の慢性的な交通渋滞の緩和に向けた、主要渋滞箇所の早期解消に資する直轄国道の交差点改良等の渋滞対策の推進** **４　国土強靱化を推進するための継続的・安定的な予算確保** **・継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画の実現に必要な予算・財源の通常予算とは別枠での確保** **・資材価格の高騰や賃金水準の上昇を踏まえた公共事業道路関係予算の所要額確保** **【現状・課題】** ・熊本市は、主要渋滞箇所数や中心部の平均旅行速度が三大都市圏を除く政令指定都市でワースト１、さらに主要空港から市中心部への移動時間も九州で最長であり、慢性的な交通渋滞が市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。 ・ＴＳＭＣ第１工場が本格稼働し、第２工場の整備も進む中、今後も半導体関連企業の立地拡大に伴う交通需要の増加が見込まれている。 ・九州各県を結ぶ広域道路ネットワーク整備が進展する一方、熊本都市圏では企業集積に伴う交通集中により、更なる渋滞悪化が懸念されている。 ・熊本都市圏の基盤である「２環状 11 放射道路網」は未整備区間が残っており、平成 28 年熊本地震では物資輸送や緊急車両の通行に大きな支障が生じた。 ・誰もが快適に移動できる都市空間の実現に向け、２環状 11 放射道路網をはじめとする道路ネットワーク整備を推進する必要がある。 ・特に、「中九州横断道路」は、熊本西環状道路と繋がることで、ＴＳＭＣ・半導体関連企業が集積する熊本都市圏北東部と物流拠点である熊本港の移動時間が約 60 分短縮する見込みであり、ＴＳＭＣ進出効果の最大化を図るためにも、「大津西 IC（仮称）～下硯川 IC」間の有料道路事業を活用した更なる整備の加速化と早期完成が必要である。 ・九州中央の広域交流拠点都市として、新たな３つの高規格道路を着実かつ迅速に整備し、地域経済の発展につなげる必要がある。 ・交通需要の増加に対応するため、道路整備に加え、交差点改良や安全対策などにより交通の円滑化を図る必要がある。 ・また、橋梁等の重要インフラの維持管理、土砂災害・冠水対策、無電柱化を

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	推進し、安全・安心で快適な道路空間を確保する必要がある。 ・これらの施策を計画的かつ着実に推進するため、必要な財源を確保する必要がある。
２　浸水対策、老朽化（耐震化）対策への継続的な財政支援と補助制度の拡充	**【要望】** **本市では令和７年８月豪雨による都市部での大規模な浸水被害や管路の老朽化を起因とする道路陥没の増加など、ライフラインの強化や維持管理のあり方に関する課題が顕在化している。** **課題解決には計画の前倒しなど、ハード整備の加速や長期的な老朽化（耐震化）対策が必要であることから、以下の点について支援をいただきたい。** **① 浸水対策を含むハード対策への長期的・安定的な財政支援** **② 管路改築における交付対象範囲の緩和** **③ 管路施設の修繕に対する支援** **【現状・課題】** ・令和７年８月豪雨では短時間強雨により下水道施設の雨水処理能力を超える降雨が発生し、中心市街地（城東地区）や住宅地、地下空間などで大規模な内水浸水被害が発生した。 ・また、道路陥没の多くが合流区域で発生しているため管路の改築を進めているが、本市の管路の大半は国の交付対象要件を満たさず補助の対象外とされている。そのことから市単独事業として実施するほかなく、管路の老朽化の進行に改築事業量が全く追い付いていない状況である。 ・さらに、第１次国土強靭化実施中期計画では、流域治水対策の推進や上下水道施設の防災・減災、戦略的な維持管理・更新が重点施策として位置付けられている。 ・中心市街地を含む重点地区において令和 14 年度（2032 年度）以降としていた貯留管整備等のハード対策を前倒しで実施する必要がある。既存事業の加速化や新規事業の実施には多額の財源を要することから、引き続き手厚い財政支援が必要である。 ・また、道路陥没の多くが合流区域で発生しているため管路の改築を進めているが、本市の管路の大半は国の交付対象要件を満たさず補助対象外となっており、老朽化の進行に対して改築が追いついていない。 ・今後、国土強靭化の取組を一層推進するためには、多額の事業費に対する継続的かつ十分な財政支援が不可欠である。
３　避難所の生活環境改善に対する財政支援	**【要望】** **近年、激甚化・頻発化する災害に対して、より一層の避難所環境の整備が急務であるため、避難所の生活環境改善に対する財政支援（地域未来交付金（地域防災緊急整備型））について継続していただきたい。** **【現状・課題】**

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	・本市では、平成 28 年熊本地震以降、復興基金や一般財源を活用し、避難所における良好な生活環境を確保するために必要なパーティション・簡易ベッドの備蓄や、災害対応車両の導入を進めてきた。 ・また、今般の「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、これら資機材の整備をより一層進めることとしているが、それでもなお必要数には達しない見込みである。 ・本市では、平成 28 年熊本地震時の最大避難者数である 11 万人を想定し、必要な物資及び資機材の備蓄・導入を進めているが、市単費のみで今後の整備を進めた場合、整備完了までに相当の期間を要することになり、突発的に発生する災害に対し、速やかな対応が困難な状況にある。 ・また、安全・安心で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会の実現に向け、トイレ、キッチン、ベッド、風呂の迅速な提供など、避難所の生活環境の抜本的な改善を実施する必要があり、そのために必要な資機材の継続的な整備が必要となっている。
４　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）対策への支援	**【要望】** **１　健康や農作物への影響及び対策に関する情報提供について** **・有機フッ素化合物（以下「ＰＦＡＳ」という。）の健康影響について、調査研究を加速させ、速やかに情報提供していただくとともに、農作物等への影響とその対策について具体的に提示していただきたい。** **２　発生源調査及び除去対策方法の提示と財政支援について** **・ＰＦＡＳの発生源特定の調査や埋立処分場のＰＦＡＳ濃度の低減対策について、具体的な方法を提示いただくとともに、新たな財政支援制度の創設をお願いしたい。** **【現状・課題】** ・令和２年（2020 年）にＰＦＯＳ・ＰＦＯＡは公共用水域等の要監視項目に追加され、令和７年（2025 年）６月には指針値（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ：50ng/L）が設定された。 ・本市では令和４年度（2022 年度）から調査を実施し、井芹川の一部や北区を中心とする 84 地点の井戸で指針値超過を確認している。発生源調査では埋立処分場の放流水からＰＦＯＳ・ＰＦＯＡが検出され、井芹川への影響要因の一つであることを確認した。 ・令和７年度（2025 年度）には高濃度の埋立処分場が環境省の実証事業の対象地に選定されるとともに、産業廃棄物税を活用した放流水対策を実施している。令和８年度（2026 年度）は専門家会議の助言を受けながら、新たに要調査項目となったＰＦＡＳ７物質を含む調査を進める予定である。 ・また、半導体関連企業の進出に伴う市民の関心の高まりを踏まえ、下水処理場や河川の監視を強化するとともに、県と連携してＰＦＢＳ、ＰＦＢＡ、ＰＦＰｅＳなど未規制物質のモニタリングを実施し、環境変化の評価を行って

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	いる。 ・本市では、指針値を超過した井戸利用者に飲用自粛や上水道への切替えをお願いしているが、健康影響や今後の対応に関する適切な情報提供が必要である。 ・また、超過地点の多くは農業地域であり、地下水や河川水を利用している農作物への移行の懸念など風評被害の恐れもあることから、安全性を確認するとともに、分析方法やその評価方法などが必要である。さらに、半導体関連企業で使用されるＰＦＢＳやＰＦＢＡ等を含むＰＦＡＳについても、健康・農作物への影響に関する知見や指針値の整備が必要である。 ・加えて、本市では広範な調査を実施しているものの発生源の特定には至っておらず、指針値超過に対しては、地域へのわかりやすい説明が必要であるとともに、原因不明である場合の今後の対応の検討などのため、具体的な調査方法やその後の汚染除去等の対策実施の考え方等が必要である。 ・埋立処分場の対策には多額の費用を要する一方で、現行法令上は事業者の対策義務が明確でないため、行政による財政支援も求められる。
５　農業農村整備事業に対する当初予算額の確保	**【要望】** **農業農村整備事業について、令和９年度（2027 年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。特に下記事業に係る予算額の確保をお願いしたい。** **・農業用排水機場の更新事業** **・防災重点農業用ため池の対策工事** **・農業集落排水施設の更新事業** **【現状・課題】** ・本市のほ場整備率は着実に上昇しているものの、令和６年度（2024 年度）末時点で約３割が未整備であり、畑地や樹園地でも農道や排水路、かんがい排水施設等の基盤整備が不十分な地域が残っている。また、農業農村整備事業等で整備された基幹的農業水利施設の多くが築造後 30 年以上を経過し、老朽化に伴う更新時期を迎えている。 ・さらに、平成 28 年熊本地震や令和７年８月豪雨の経験を踏まえ、防災重点農業用ため池の計画的な防災対策を進める必要がある。加えて、供用開始から約 30 年が経過した農業集落排水施設では老朽化が進行し、中継ポンプ設備の一部は耐用年数を超過していることから、早急な更新整備が求められている。 ・こうした状況の中、生産コストの更なる低減や担い手への農地集積を進めるため、条件不利地での基盤整備を着実に推進する必要がある。また、農地等の湛水被害の防止や農村地域の防災・減災に向け、老朽化した排水機場やため池等の計画的な整備・更新が求められている。 ・さらに、農業集落排水施設では中継ポンプ設備の突発的な事故による機能停

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	止が懸念され、浸水想定区域内に立地する施設もあることから、災害対応力の強化が課題となっている。
６　こどもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保のための財政支援等	**【要望】** **１　部活動改革においては、こどもの活動機会の確保・充実を図るため、地域展開に限らず、地域連携による学校部活動の継続など各地域の実情に応じた多様な手法を選択できる持続可能な制度となるよう、いずれの手法を選択した場合でも同等の補助制度としていただきたい。** **２　自治体の判断により、教員の職務に部活動指導を含めない運用が可能であることを明確化していただきたい。また、その場合に、教員が教員とは別の立場（例えば、「兼業」の指導者）として部活動指導に関わり、報酬を受け取れることや、そのための条件等についても明示していただきたい。** **【現状・課題】** ・令和８年（2026 年）２月時点で市内中学校 563 部活動のうち 449 部（79.7%）を教員のみが指導している。令和７年度（2025 年度）のアンケートでは、中学校教員の 42.5%が部活動を大きな負担と感じており、時間外の在校等時間が月 80 時間を超過した教職員 146 人中 96 人（64.9%）が中学校教諭等となっている。加えて、外部指導者が不足し、未経験種目を担当する教員の負担も大きい。 ・文部科学省の総合的ガイドラインでは、令和８～13 年度（2026～2031 年度）を改革実行期間とし、休日部活動の地域展開を原則実現する方針が示された。一方、本市は学校部活動の継続を基本としているため、休日の部活動指導員配置に係る国の補助対象外となっている。また、教員が学校部活動の指導に従事することについては、令和３年（2021 年）２月の文部科学省通知において、給特法により勤務時間の内外を包括的に評価して教職調整額が支給されていることが示されている。 ・本市は、学校部活動の教育的・福祉的意義や地域の受け皿不足を踏まえ、地域と連携しながら学校部活動を継続する方針を令和７年（2025 年）３月に決定した。そのため、拠点校部活動の推進や多様な活動機会の創出により、こどもの活動機会を確保していく必要がある。 ・地域と連携した持続可能な運営には、人材バンクの設置、コーディネーター配置、安定した財源確保など、体制の整備が不可欠である。令和７年度（2025 年度）は、部活動指導員を 42 名配置し、教員の負担軽減が図られており、令和８年度（2026 年度）は 84 名配置を目指しているが、継続的な人材確保には財政支援が必要である。 ・本市は、教員中心から地域人材が担う新たな学校部活動への転換を目指しているが、現行の補助制度は地域展開を前提としており対象外となるため、財源確保が課題となっている。 ・また、教員の負担軽減のため、希望する教員が兼職兼業により別の身分で部

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	活動指導に従事し、報酬を受け取る仕組みを検討している。しかし、兼職兼業の合理性や公費の重複支給等の面で課題があるため、自治体の判断で教員の職務に部活動指導を含めない運用が可能となるよう、令和８年地方分権改革に関する提案（内閣府）において要望を提出している。
７　保育人材の確保・担い手の処遇改善	**【要望】** **慢性的な保育士不足の中、国が進める職員配置基準の見直しの実現のためには、保育士等の人材確保や保育士等が安定的・継続的に働くことのできる処遇の改善が必須であり、処遇改善加算等の更なる拡充をお願いしたい。** **【現状・課題】** ・本市でも、保育士の給与が全職種平均より低く、現行配置基準下での業務負担も大きいことから離職者が多く、潜在保育士の再就職も進んでいない。 ・保育士不足により定員に見合う人材確保が困難となり、少子化の影響もあって令和７年度（2025 年度）末には 18 施設が定員を減少している。また、令和８年度（2026 年度）から本格実施される「こども誰でも通園制度」の拡大にも専任保育士の確保が課題となっている。 ・熊本県内ではＴＳＭＣ進出等の影響により賃金や物価が上昇しており、今後さらに人材確保が困難となることが懸念される。 ・保育士賃金は近年の公定価格改定により改善が進められているものの、他業種との賃金格差の解消には至っておらず、保育士確保と処遇改善に向け、更なる加算措置が必要である。
８　学校給食費の無償化に対する財政支援	**【要望】** **いわゆる給食無償化については、自治体間で保護者負担に差が生じないよう国の基準額を食材費の実態及び物価上昇の実情を十分に反映した水準に引き上げること及び、中学校についても早期に無償化の対象とし、必要な財源を国の責任において確実に確保していただきたい。** **【現状・課題】** ・学校給食は義務教育に紐づいた普遍的な制度であり、給食無償化については地域差が生じないよう、必要な経費を全額国費で確保する仕組みを求めてきた。しかし、国が令和８年（2026 年）４月から開始した学校給食費の負担軽減策は小学校のみを対象としており、中学校は対象外となっている。また、国の基準額は令和７年度（2025 年度）ベースで算定されており、令和８年度（2026 年度）の食材費の実態と乖離している。 ・本市では、小学校は国の支援に市独自の財源を上乗せして完全無償化する一方、中学校は物価高騰対策を継続し、保護者負担を据え置いている。このため、国の基準額では給食の実態を十分に反映できず超過負担が生じているほか、同じ義務教育でありながら小・中学校間で保護者負担に差が生じている。 ・令和８年度（2026 年度）には小学校の食材費と国基準額との差額が約３億６

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	千万円に上り、市の財政負担となっている。また、中学校を独自に無償化するには約 13 億円の追加財源が必要であり、安定的な実施は困難である。このような中、国の財政支援を契機とした小中学校の給食無償化への対応に自治体の規模や財政力による給食無償化の地域間格差の拡大が懸念されている。
９　物価・エネルギー価格等の高騰対策への財政支援	**【要望】** **地方公共団体において、物価・エネルギー価格等の高騰対策として、生活者や事業者への継続的な支援が実施できるよう、引き続き財政支援していただきたい。** **【現状・課題】** ・本市の消費者物価指数は令和４年（2022 年）１月以降上昇が続いており、特に食料品や光熱・水道など市民生活や事業活動への影響が大きい項目の伸びが顕著である。消費者物価指数が 100 を超える状態も常態化している。また、日本銀行熊本支店は県内景気を「緩やかに回復している」としている一方、民間シンクタンクでは全業種で先行き悪化が見込まれている。 ・本市では令和４年度（2022 年度）以降、生活者や事業者への物価高騰対策として総額 360 億円を予算措置し、このうち 260 億円に交付金を活用している。 ・国は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」により生活者や事業者への支援を実施しているが、国際情勢等の影響による更なる物価高騰が市民生活や経済活動へ及ぼす影響が懸念される。 ・地域経済には回復の動きも見られるものの、経済動向や資源価格の変化を注視しながら、地域の実情に応じた継続的な支援を行う必要がある。
10　地域公共交通維持のための支援	**【要望】** **１　燃料、物価高騰や運転士不足の深刻化により危機的な状況となっている地域公共交通に対し、運行サービスを維持するための財政支援を引き続き講じていただきたい。** **２　効率的な運行体制の構築に向け、大型バス車両から中小型車両へのダウンサイジング化に対する財政支援（車両導入費等）制度の創設を検討いただきたい。** **【現状・課題】** ・地域公共交通は、市民生活や社会経済活動を支える不可欠な社会インフラであるが、自動車の普及による利用者減少に加え、深刻な運転士不足により、路線バスを中心に廃止・減便が進行している。 ・また、人件費や燃料費の高騰が交通事業者の経営を圧迫しており、事業者の努力や自治体支援のみで公共交通を維持することは極めて困難な状況にある。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	・本市では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し運行支援や利用促進に取り組んできたが、事業者の経営は依然厳しく、自治体の財政負担も増大している。 ・持続可能な公共交通ネットワークを維持するためには、路線廃止や減便の抑制に向け、大型バス中心の運行体制を見直し、ダウンサイジング等による運転士配置の効率化を進める必要がある。
11　公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保	**【要望】** **1　基幹公共交通軸の機能強化を図るため、交通結節点の機能強化や電停のバリアフリー化などの推進に必要な予算（社会資本整備総合交付金）を確保していただきたい。** **2　本市の重要な基幹公共交通を担う熊本市電の高度化に向け、軌条更換等の着実な推進のために必要な予算（社会資本整備総合交付金）に格別のご配慮をいただきたい。** **【現状・課題】** ・本市は、中心市街地と地域拠点を公共交通で結ぶ「多核連携都市」を目指し、交通需要の高い放射８方面を基幹公共交通軸に位置付けている。さらに、ＴＳＭＣの進出に伴う空港アクセス鉄道の整備などにより、熊本都市圏の交通構造は大きく変化しつつある。 ・このため、過度な自家用車依存を見直し、地域特性に応じて公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた都市交通体系の構築を進めるとともに、「自動車１割削減、公共交通利用２倍、渋滞半減」を県市共通の目標に掲げ、乗換拠点の機能強化や電停のバリアフリー化などに取り組んでいる。 ・一方で、熊本市電では設備の老朽化等による運行トラブルが続発し、利用者の減少や信頼性の低下が生じていることから、「市電再生プロジェクト」により再生を進めている。 ・本市の公共交通利用者はピーク時の約４割まで減少しており、人口減少・超高齢社会を見据えた公共交通の維持・確保が課題となっている。「誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通」の実現に向け、自動車交通から公共交通への転換を促すため、交通結節点の機能強化や待合環境の充実を一層推進する必要がある。 ・また、熊本市電の信頼回復に向け、軌条や車両、電力設備の更新を計画的に進め、安定した輸送機能の確保を図ることが求められている。
12　義務教育施設等の整備促進に対する財政支援	**【要望】** **1　学校施設の新増改築における補助単価と実勢単価に乖離があるため、実情にあった対象経費の算定や補助単価の引上げを、引き続き検討していただきたい。** **　また、事業の不採択が発生しないよう当初予算から十分な財源を確保し、**

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	整備計画どおりに事業を進めることができるよう、予算成立後の早期の内示・交付決定を行っていただきたい。 **2　屋内運動場の空調設備整備事業における補助単価については引き上げられたものの、停電時にも運転できる設備を整備する場合には、補助単価と実勢単価に依然として乖離がある。地方自治体の財政負担軽減を図るため補助単価の更なる引き上げ及び対象工事費上限額の引き上げを図っていただきたい。** **3　児童・生徒の安全確保や学校施設の機能改善を図るため、体育館の床等の施設の部位改修について補助制度を創設していただきたい。** **4　児童・生徒の安全で良好な教育環境を確保するため、運動場などの屋外教育環境整備事業における国庫補助の時限措置を撤廃するとともに、必要な予算額を確保していただきたい。** **5　普通学級における学級編制の標準の 35 人への引下げに伴い、新たに教室等の確保が必要となることから、施設整備に対する補助制度を拡充していただきたい。** **【現状・課題】** ・本市では、児童・生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実に向け、学校施設の計画的な整備を進めている。しかし、校舎等の新増改築は補助単価と実勢単価の乖離により自治体負担が大きく、整備が円滑に進んでいない。 ・また、体育館空調の整備には断熱工事を含め多額の費用を要し、体育館床などの部位改修も補助対象外であるため、財政負担が増大している。 ・さらに、運動場の安全対策については継続的な整備が必要である一方、屋外教育環境整備事業は時限措置となっているほか、学級編制標準の引下げに伴い新たな教室確保も必要となっている。 ・校舎や体育館など多くの学校施設で老朽化が進んでおり、長寿命化や環境改善を通じた安全で良好な教育環境の整備が課題となっている。 ・また、学級編制標準の引下げに伴う教室不足への対応も必要であるが、仮設教室の整備費は国庫補助の対象外であり、市の一般財源による負担が生じている。
13　市街地における鳥類の被害防止対策に対する支援	**【要望】** **1　全国的な鳥類（カラス類、ムクドリ）の生息状況や生活環境被害状況を把握するとともに、被害都市が取り組んでいる被害防止対策及びその効果の調査、検証（優良事例の情報収集・発信等）を実施していただきたい。** **2　ミヤマガラスをはじめとしたカラス類による都市型被害発生の解明及び被害防止対策の立案に関する研究を環境研究総合推進費の重点課題に位置づけ、研究を推進していただきたい。** **【現状・課題】** ・本市では、平成 30 年（2018 年）以降、ミヤマガラスやムクドリが市街地に

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	集団飛来してねぐらを形成し、糞害等の被害が発生している。ミヤマガラス対策では、佐賀大学等と連携した実証試験により警戒音声の一定の効果が確認されたものの、市街地でのねぐら形成は継続しており、抜本的な解決には至っていない。 ・ミヤマガラスは国外で繁殖し国内でも生態が地域によって異なるため、生態解明や有効な被害対策の確立に向けた全国的な調査・研究が必要である。 ・また、広域的に移動することから、自治体単独での対策には限界があり、広域連携による対応が求められる。さらに、ムクドリについても樹木の強剪定による対策ではねぐらの移動にとどまるため、抜本的な対策手法の確立が課題となっている。
14　早期の罹災証明書交付を可能にするための住家被害認定調査におけるデジタル化等の推進	**【要望】** **1　国において、住家被害認定調査も含めた包括的な被災者支援システムを開発し、各自治体へ無償で提供いただきたい。** **2　国においては、国の責任の下、被災者支援に関するデジタル化の必要性・重要性を各自治体へ浸透・定着させるための取組を推進していただきたい。** **【現状】** ・国は、被災者支援業務の迅速化・効率化のための行政手続きの電子化の一環として、「クラウド型被災者支援システム」（国の被災者支援システム）を開発・提供されているが、国の被災者支援システムを導入している自治体はいまだ 67 自治体（令和７（2025 年）年５月時点）にとどまっている。 ・加えて、被災時に、被災者へ様々な支援を提供するために必要な罹災証明書発行に係る重要な要素である住家被害認定調査を効率的に行うための住家被害認定調査システムが国の被災者支援システムには盛り込まれていない。 ・そのため、全国的にみると、紙の調査票を用いて住家被害認定調査を行っている自治体が未だ大半を占める状況にあり、たとえ、国の被災者支援システムを導入していたとしても、その登録に多くの労力と時間を要しており、デジタル化による効率化は道半ばとなっている。 ・このような中、令和６年能登半島地震において、本市が対口支援を行った石川県珠洲市では、住家被害認定調査に、紙の調査票に代えて民間ベンダの個別システムを導入したことで、被災者支援システムへの登録が省略できる等、一次調査の大幅な効率化が図られ、デジタル化の有用性が示された。 ・また、自治体によって、導入している被災者支援システムの仕様が異なることから、大規模災害時には、応援職員に対して操作や業務フローの研修を実施している状況である。 ※被災者支援システム 被災者支援システムとは、地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援できるシステムのこと。 ※住家被害認定調査システム

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	住家被害認定調査システムとは、災害発生時の住家被害認定調査をデジタル化することにより、調査業務の省力化・迅速化を支援するシステムのこと。 **【課題】** ・大規模自然災害への対応を想定し、全国の自治体職員が、どこの被災地支援に赴いたとしても、円滑な被災者支援を行えるためには、単なるデジタル化による事務の効率化のみならず、住家被害認定調査も含めた包括的な被災者支援システムに関する全国共通の仕組みづくりが急務である。 ・大規模な自然災害を経験しているかどうかで、災害対応における被災者支援システムや住家被害認定調査システムの導入に関する緊急性や必要性について、自治体間で意識に濃淡があり、被災後に初めてその有用性を実感している状況。
15　認可外保育施設への財政支援の拡充	**【要望】** **認可外保育施設の保育の質の担保と保育士の処遇改善を図るため、人材確保に関する新たな財政措置や、認可保育施設への支援制度を認可外保育施設へ適用拡充するなどの対策を講じていただきたい。** **【現状・課題】** ・保育ニーズの多様化が進む中、本市では、認可保育施設では対応が難しい休日保育や夜間保育を行う認可外保育施設が重要な役割を担っている。一方で、これらの施設には人材確保等に係る十分な財政支援がなく、保育士の確保や処遇改善に苦慮している。 ・本市では令和６年（2024 年）に認可外保育施設で乳児死亡事案が発生し、再発防止に関する検証報告書において、多様な保育ニーズに対応する施設整備や人員確保支援策の検討が提言されている。 ・休日保育や夜間保育を担う認可外保育施設では、人員不足により最低限の配置で運営されるケースが多く、研修機会の確保が難しいなど保育の質の維持が課題となっている。また、本市では国補助事業の活用や独自のＡＥＤ設置支援に取り組んでいるものの、安全対策や職員体制の充実に向けた支援はなお十分とはいえない。 ・認可外保育施設においても、安全管理体制の強化と職員間の共通理解を図り、子どもの安全確保に取り組む必要がある。
16　きめ細かな教育活動の推進に向けた財政支援等	**【要望】** **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に安定的に配置できるよう、これらの職種を教職員定数として算定し、国庫負担の対象としていただきたい。** **【現状・課題】** ・学校が抱える課題がより複雑化・多様化する中、本市では、スクールカウンセラーを全中学校に配置している。また、スクールソーシャルワーカーにつ

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
	いては、活動の拠点となる学校へ配置しており、令和６年度（2024 年度）は５名増員し、21 名体制となったことから、原則２中学校に１名の配置を行う。 ・いじめや不登校をはじめとした生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を学校に恒常的に配置する必要があるが、国の財政支援が十分でない。
17　内密出産についての法整備等	**【要望】** **１　国において、内密出産に係る手続きを適正に実施するための妊娠葛藤相談所（仮称）及びこどもの出自を知る権利を保障するための公的な身元情報管理機関の設置や専門家の養成等に向け、内密出産制度の法整備を含めた検討を急いでいただきたい。** **２　全国からの相談や預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、予期せぬ妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい 24 時間 365 日対応の相談窓口を国において整備し、その周知を図っていただきたい。** **３　予期せぬ妊娠を防ぐため、幼少期から幅広く具体的に性について学ぶ「包括的性教育」を国において進めていただきたい。** **【現状・課題】** ・熊本市の慈恵病院が運営する「こうのとりのゆりかご」には、開設以来、全国から 200 人のこどもが預けられており、令和３年（2021 年）以降は 60 例を超える内密出産事例も確認されている。これらの事例や妊娠相談の状況から、予期せぬ妊娠など様々な事情を抱えた人が全国に存在することが明らかとなっている。 ・令和４年（2022 年）に国から内密出産ガイドラインが示され、令和５年（2023 年）４月に本市で妊娠内密相談センターを開設、同年５月には慈恵病院と本市との共同による出自を知る権利に関する検討会を設置するなど、制度整備や相談支援の充実を進めている。 ・内密出産については、こどもの出自を知る権利の保障、身元情報の管理・開示の仕組み、専門的人材の育成や自治体の関与など、制度上の課題が残されている。また、母への適切な説明や意思確認、未成年者への支援、出産費用への対応など母親支援の充実が必要である。さらに、こどもの養育や出自情報の開示の在り方についても、こどもの最善の利益の観点から検討が求められる。 ・これらは一自治体や一医療機関のみで解決できる課題ではないため、国においてガイドラインの見直しや法整備、相談体制の強化を進めるとともに、24 時間 365 日対応の相談窓口の整備・周知や、予期せぬ妊娠の予防に向けた包括的性教育の充実を図る必要がある。

要　望　項　目	要　望　の　趣　旨
18　連携中枢都市圏の取組に係る特別交付税措置の拡充	**【要望】** **1　連携中枢都市圏構想を一層推進するため、圏域において各市町村が果たすべき役割等を踏まえ、連携中枢都市の取組に係る特別交付税措置を拡充していただきたい。** **2　あわせて、現在、各市町村に設けられている特別交付税措置の上限額を見直していただきたい。** **【現状・課題】** ・本市は平成 28 年（2016 年）に近隣市町村との連携協約により「熊本連携中枢都市圏」を形成し、その後構成市町村は 24 市町村へ拡大している。現在、連携中枢都市圏ビジョンに基づき 72 事業を実施しており、これらの取組には普通交付税及び特別交付税措置が講じられている。 ・しかし、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に係る特別交付税には上限額が設定されており、本市では令和７年度の上限額約 1.8 億円に対し、その大部分を既に活用している状況にある。 ・人口減少や人手不足、インフラ老朽化が進む中、市町村間の広域連携の重要性は一層高まっている。本市では、連携事業の拡充や新規事業の創出を積極的に進めているが、特別交付税の措置上限により持続的な事業展開に支障が生じることが懸念されている。 ・また、圏域の拡大に伴い連携中枢都市である本市の負担は増加しており、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に要する経費の約７割を本市が負担している。 ・こうした状況に対し、圏域全体の措置額と比較して連携中枢都市への措置額が低いことが課題となっている。
19　こども医療費負担軽減に向けた措置	**【要望】** **子育て世帯が経済的負担を理由に適切な受診を控えることがないよう、国として全国一律のこども医療費の負担軽減に向けた制度創設及び財源確保を講じていただきたい。** **【現状・課題】** ・わが国の将来を担うこどもたちを安心して産み育てることができる環境を整備していくことは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、重層的な取組が進められつつある。 ・本市では、こども医療費助成について更なる制度拡充の要望が大きいことから、高校３年生（満 18 歳相当）までの対象年齢拡大と保険調剤に係る自己負担の無料化を、令和５年（2023 年）12 月から開始。 ・こども医療費助成制度については、自治体間で助成制度が異なり、サービス水準に格差が生じている。 ・本市においても、近隣自治体の助成制度と比較して、外来診療に係る自己負担の無料化など、より一層の軽減等の要望も多く、厳しい財政状況の中、財源の捻出に苦慮している。